

箭を被り殘兵、皆重傷を負ひ復、用ふべからず乃、兄弟相偶刺して死せり正行、時に年二十三、嘗て一宮女の正行を慕へる者ありて文を送りけるに正行、之に返歌して曰く、とても世にながらふべくもあらぬ身のかりの契をいかで結ばむと師直勝に乗じて吉野に逼り行宮に火を放ちたれば天皇、賀名生に幸し給ひぬ是に於て長谷寺、多武峰の衆徒、群起して賊兵を撃退せり而かも諸道の官軍は遂に振起するに至らざりき

○北畠親房の勤勞

北畠親房は勤王の志、厚く博學、強記にして其才、文武を兼ね藤原宣房、源定房と並べて後の三房と稱せられ其三子顯家、顯信、顯能と共に王事に奔走し後醍醐帝が行宮を吉野に建て給ひしより常に相將の任を總べ長子顯家が堺浦に戦歿せし後、出で、關東を經略せんと欲し常陸の小田城に據り老たりと雖、挽むことなく流離、艱難の際に當り職原抄を著し職官の制度を説きて異日、太平の時、政務の考據に備へんとて遙に之を吉野の新帝、上村に上り又神皇正統記を著し神器の傳はれる南朝は正統の皇位にして北朝は閏統なるを論じ以て勤王の士氣を鼓舞せしが紀元二〇〇一年興國二年小田治久、叛せしかば退

いて關城を保ち遂に支ふること能はずして吉野に歸りぬ是に於て東國の官軍、復、振はずなりぬ然れども親房の次子顯信は陸奥守となりて奥羽を鎮し三子顯能は伊勢、國守となり子孫永く南朝の藩屏たりき

○尊氏兄弟の尊大

前述の如く南風漸、競はずして諸道の官軍、次第に衰微せしにも拘らず猶、南朝が四十餘年も支持せられしのみならず時ありて大に勢を振ひ京都を恢復せしと三回にも及びしは足利氏に内訌起りて其部下の叛服、常なかりしに由るなり抑、尊氏の素志は鎌倉に據りて源頼朝の業を繼ぐにありしも官軍、近畿にありしを以て其子義詮を鎌倉に遣りて東鎮とし後には季子自、京都に在りて征夷大將軍に拜し紀元一九九八年延元三年幕府を室町の邸に開き天下に號令するの權を握り攝關家の禮を取りて幕府の禮儀を定めたれば將軍の威望、甚、高く尊氏の弟直義は自、關東十國の管領と稱すれど鎌倉の政務は義詮に委ねて京都に留り居を錦小路に構へて尊氏の政務を助けたれば北朝の政事は全、尊氏、直義に決し天皇は唯、空位を擁して其成を仰ぎ給ひ公卿は官職に備はるのみにて禮式の外、一事を決行するの權なく室町と錦、小路とは世人より兩御

所と稱せられ足利兄弟は尊大を極めたり然れども兄弟間もなく不和を生じ紛亂、相續き爲に南朝の勢をして一時、盛ならしめたり

○足利氏の内訌 紀元二〇〇八年正平三年楠正行光明院は位を崇光院に譲り給ひけるが此年より尊氏、直義、互に隙を生じぬ初、尊氏は政事を直義に委ねたれば直義は副將軍の如くなりて威權甚盛なり時に高師直は軍功を以て重任せられ尊氏の執事となりて威權あり其弟師泰は外に出で、軍事を督し高氏の一族文武の顯要に當りて功績多く、其勢、直義に頗頗せり直義の執事、上杉重能、高氏を嫉み直義に勸めて師直を黜け改革を行はんとを尊氏に説かしむ師泰、之を聞いて大に怒り河内より軍を還し兄師直を助けて尊氏、直義を圍みぬ然るに諸將、多く重能を惡みて師直に附きたれば尊氏、遂に直義と絶ち其政權を奪ひて師直と和し季子基氏を鎌倉へ遣り義詮を召して之に政事を掌らしめぬ是に於て直義は剃髮して閉居せりと雖、當時、備後に在りて山陽道鎮撫の任を帯びたる直義の養子直冬尊氏の子、鎮西に走り肥後に據りて兵を擧げぬ師直、乃、尊氏に勸め往いて直冬を討たしめ其不在に乗じ直義を殺さんと謀りたれば直義、遂に南朝に降

りぬ時に紀元二〇一〇年正平五年なり後村上帝、其請を許し京都恢復を命じ給へり而して鳥山國清、石堂頼房、桃井直常、等、直義に應じたれば義詮は京都を支持すること能はず走りて尊氏の軍に投せり尊氏、甚、困み明年、直義と和を講じ師直、師泰を放逐せり二人、東走せんとせしが途にして重能の子顯能に要撃せられて死し尊氏、義詮、父子は京都に還り政を直義に復せり

○官軍の京都回復 尊氏、直義、兄弟は一旦、和解せりと雖、兩黨、遂に協和せず仁木細川、土岐、佐々木の徒は、尊氏に與し石堂、上杉、桃井の徒は直義に黨し常に互に猜忌して各、兵を備へたれば直義は自安せず一時、越前に走りて遂に鎌倉に據りぬ尊氏、之を討たんと欲すれども、南軍、其虚に乗せんことを恐れ偽りて南朝に降り直義、追討の勅命を請ひたれば後村上帝、亦、偽りて之を許し給へり尊氏、乃、義詮を留めて京都を守らしめ兵を率ゐて東下し直義を鎌倉に攻めて遂に之を殺せり是に於て直冬、及其黨、多く南朝に降りたれば義詮、大に恐れ崇光院、及、皇太子、直仁親王を廢し後村上帝の還幸を請ひ奉りぬ紀元二〇一二年正平七年天皇、男山に幸し北畠親房、楠木正儀、等をして京都に入り政權を收めしめ給へり幾程もな

く義詮復、反して京都を攻撃せしかば親房等、戰敗れて支ふるも能はず北朝の三院光嚴、光崇、光明を擁し後村上帝を奉じて吉野に還りぬ是に於て京都に主なきを以て義詮は崇光院の皇弟を擁立せり之を後光嚴院とす翌年正平八年官軍、再京都を取り義詮を撃破して美濃に走らしけるに尊氏が關東の事を基氏に委ねて西上し義詮と合して京都に入るに及び官軍、支へずして退き又其翌年正平九年北畠親房薨じたれば南朝の勢復、一頓挫せり

○足利氏の威望 紀元二〇一八年正平十三年足利尊氏卒して義詮將軍職を嗣げり尊氏は北朝を擁立して皇統の争に托して其私を營みしも封土を惜まらずして將士の心を撃ぎ日野藤範、僧是圓等、六人に命じて建武式目十七條を議定せしめて以て施政の方針を示し經世の才ありき然れども自逆と以て事を起せしを以て其部下亦、赤誠を以て之が爲に力を盡す者少く皆功を貪り賞を求めて叛服し南朝の君臣一致終始一貫するが如きは見るも能はず畢生東西に奔走して辛苦經營せしも遂に寧日なくして卒せり嗣子義詮は其才凡庸にして部下を統御する能はず諸將の叛服一層甚きを加へ紀元二〇二一年正平十六年には官軍復、京都に

入り義詮は後光嚴院を奉じて近江に走るの不幸に遇ひき義詮は近江にあると月餘にして復、京都を取りて還ることを得しも爾後内訌續出したれば遂に兵革を厭ひ和を南朝に請へり後村上帝之を許し給ひしも義詮は帝をして降參の禮を用ひしめ奉らんとせしかば事遂にならざりき紀元二〇二七年義詮卒し其子義満、第三代の將軍となり尙幼稚なりければ細川頼之義詮の遺命を受けて之を輔佐せり頼之は其才文武を兼ねよく人才を登用し今川貞世了の將略あるを知り之を擧げて九州の探題となし周防の大内義弘と共に菊池武光を撃たしめて鎮西の官軍を平げ又諸將に對し尊氏義詮の寬縱を矯めて紀律を肅整せしかば足利氏の威望大に加はりぬ紀元二〇三一年後光嚴院位を後圓融院に譲り十一年の後後小松帝其後を承け給ひけるが御年僅に六歳に在しければ後圓融上皇政を院中に聽き將軍義滿を院の執事とし淳和、獎學兩院の別當源氏の長者を兼ねしめ給ひぬかくて足利氏益、隆盛に赴きけるが其部下の諸將功を以て大國を領し甚、制し難きものありき山名氏清の如き是なり氏清は軍功を積みて領土を廣め近畿、山陰、山陽等に於て十國を併有し六分一公と稱せられしが紀元二〇五

一年、遂に勢力の強大を恃みて叛を謀り兵を率ゐて京都に侵入せり義滿、諸將を率ゐて之を討ち内野の戦に大に之を破り氏清を斬りぬ大内義弘、戦、最力め功を以て紀伊を取り畠山基國は河内を得、其他の諸將、山名氏の領土を分與せられ義滿の威力は益加はり諸將の制し難き者は大に滅せり

○兩朝の合一 南朝にては紀元二〇二八年正平後村上帝崩じて長慶帝位を繼ぎ年を越えて後龜山帝、禪を受け給ひけるが楠木正儀、其一族と不和を生じて北朝に降り長慶上皇も亦、重祚の御意ありて南朝の勢、愈、衰へたるに乘じ細川頼之は山名、赤松の諸將を率ゐて攝津、紀伊の兩面より大和に侵入し形勢、甚、危かりき然るに足利氏の諸將、和せずして退き楠木正儀、又、歸順して南朝は僅に存立するを得たり然るに紀元二〇五一年元中金剛山、遂に陥り楠木氏の遺族、愈、衰微したれば翌年、大内義弘は義滿の命を受けて南朝に至り兩統交立を約して和を講せんことを請へり楠木正儀、其議を容れ後龜山帝に奏上する所あり天皇は天下の久しく兵禍に苦みしを慮り遂に和議を許し給へり十月、車駕、吉野より京都に還幸し父子の禮を以て位を後小松帝に譲り給へり尊氏が光明院を奉せしよ

り兩朝互に争ひしこと五十七年、此に至りて南北、始て合一し、後小松帝は第一
代の皇位に即き給へり

・ 参考書 太平記、梅松論、難太平記、吉野拾遺、新葉集、南方紀傳、神皇正統記、南
山巡狩錄、櫻雲記、龜山院凶事記、建武年間記、光明寺殘篇、正慶亂離記、伊達行朝
朝臣事蹟考、關城書、大日本史料、國史紀事本末、細々要記、後鑑、建武式目、李花集
花營三代記、等

第七期 室町幕府時代

紀元二二〇五年より
二二三年まで

皇位繼承第十表

光嚴(い) ─ 崇光(ろ) ─ 後花園(二〇二) ─ 後土御門(二〇三) ─ 後柏原(二〇四)
 ─ 後光嚴(は) ─ 後圓融(に) ─ 後小松(二〇〇) ─ 稱光(二〇一)

第一章 足利氏の隆運

室町幕府、鎌倉の管領
應永の亂、義満の廢書

尊氏は幕府を室町に開きしも外戦、内訌、相續きて畢生、寧日なく義詮の時代も争亂、猶絶えずして未制度を整頓するの餘暇を得ず義満に至りて始て整備するを得たり其制概、鎌倉幕府に據りしと雖、時勢の變遷に伴ひて多少、潤色する所ありしは勿論なり但、猶門閥政治にして重要な職務は凡て世襲なりき

○中央政府 室町幕府の中央政府は略、鎌倉の時の如く政所、侍所、問注所等ありしも大政は將軍より出で政所は專、財用を司り問注所は文書を管し兼ねて文書に關する訴訟を判し侍所は京都の訟獄、警察の事を司り鎌倉時代とは頗、事

務の分擔を異にせり其諸官職の組織を略述せば足利氏と同族なる細川、斯波、畠山の三家を三管領と云ひ將軍を補佐して交、大政總督の任に當り、最、重職たり次に政所の長官を執事と云ひ伊勢貞繼を始として伊勢氏の世職となりたり又、山名、一色、京極、赤松、下細川阿波守、畠山能登守、上杉越後守、大内、六角、土岐、武田、仁木、富樫の十三大名を國持衆と云ひ頗、勢力ありて幕府の評定衆となり其内、山名、一色、京極、赤松の四氏は兼ねて交、侍所司となりたり之を四職と云へり侍所司は即、侍所の長官にして後には所司、自、事に當らず所司代をして代理せしめられたれば所司代も頗、重職となりぬ又、二階堂、波多野、町野、太田、齋藤、飯尾、諏訪、松田の八大名を引付衆と云ひ又、幕府の評定に列し其内、町野、太田の二氏は交、問注所長となりぬ而して幕府の大政は鎌倉時代の會議法に倣ひ評定衆をして之を議せしめ將軍議長となりて裁決せり評定衆は三管領、十三國持衆、八引付衆を併せて二十四員なりき

○足利幕府職制と鎌倉職制との比較及説明 兩時代の職制につきて、大要を比較説明せんに、足利氏も世々源右大將の遺法、及、北條武藏守の方針を繼續したれば大體に於いては略、同様なるも時勢の變遷に伴ひて多少の異同

あるを免がれず

第一、征夷大將軍 鎌倉時代の將軍は承久亂後、殆、北條氏の意によりて廢立せしものなれば、全然、有名、無實のものたり之を足利氏の公方と稱し威權、盛なりしに比すれば固より同日の談にあらず

第二、管領 管領は北條の末期にその名目は見ゆるも常置の役人にはあらざりき然るに足利時代には初期よりして政務統轄の重職たり、即、鎌倉時代の執權の職掌と略、相等し然れども鎌倉の執權は殆、事實上の將軍にして足利の管領は應仁以後、下剋上の時代といへども、なほ將軍の實權を握ること(衰世に例外はあれども)能はず、且、候補者も最初より三家ありて相制肘する趣あれば鎌倉の執權が、北條一家の世襲たりしとは頗、異なるものありしこと勿論なり(足利の衰ふるや六角、朝倉の如きも管領と稱するに至りき)

足利時代には管領不在の時に管領代なるものを置きしこともありしが鎌倉には之ありしを聞かず

第三、評定衆、及、引付衆 兩者の職掌は大抵、兩時代とも相同じかりき、その威

權は足利時代の方、却つて鎌倉時代よりも強かりきといふ、又、鎌倉時代には形式的なりし評定衆も足利時代には實際の職掌となれり

第四、問注所 是は兩者、略、その事務を同じくせしも足利時代には漸次、侍所司の權重くなりゆきて問注裁判の權は侍所に移りたれば問注所は唯、記録證券の管掌を専務となすに至りたり

第五、政所 元暦元年八月、頼朝開府のときは公文所といへりしが建久二年入京、權大納言、右近衛大將たるに及び公家の舊記を案じて政所の別當、令、案主、知家事、等を置き大政の根本を組織せり、北條氏執權連署を置くに至り大權は執權職の掌中にありて政所の別當は執權の兼職となりたれば北條時代の政所はその威力盛なりしに室町時代に至りては、伊勢氏の世職となり貢租、商稅、田畠典賣、貸借、奴婢、等の訴訟裁判をなし、専務としては財政を處理するをその職掌とせしを以て、その威權は鎌倉の政所に及ばすなりたり

第六、侍所 足利時代の侍所は其威權、鎌倉の侍所に過ぎたり、何となれば侍所は主務として將卒一切を統轄し、幕府を警衛し、市街を巡邏し、盜賊を防ぎ、兼

務として諸罪人を檢斷し、刑を執行する等、殆、王朝の檢非違使長官の如くなりしを以てなり

第七、國持衆、及、相伴衆 此兩職は足利時代に始まりたるものにて鎌倉に無かりしものなり

第八、奉行 奉行の數は鎌倉には三十六奉行なりたれども足利に至りては奉行の數、五十を超え、其他臨時に置けるもの多し、即、評定奉行、公人奉行、守護奉行、諸亭賦證人奉行、檢使奉行、恩賞奉行、賦別奉行、訴訟奉行、安堵奉行等、各、その職名の示す處の職に當る、而して琉球奉行、唐船奉行は鎌倉時代に無くして、足利時代に是あり、外交のこと頻繁となりしと琉球に關すること始まりしに由るなり

第九、童坊 同朋衆 童坊とも書す の名は屢、足利時代の史籍に見ゆ、三代義滿の時、若譚の事をつとめしめたるものを稱す、是よりして、某阿彌、々々々と稱するもの將軍の營中に在りて茶事を司りたり

第十、地方の職制 地方官の職掌は次節に述ぶるが如く鎌倉と大同、小異なるも、その中、著しく異れるは、關東管領の職なり、この職、鎌倉時代には不必要なりき、足利時代には甚、重要な職なりき、蓋、源賴朝は富士川の戦後、直に引返して霸業を鎌倉に翫め、鎌倉に安住し、京都には守護職を置き、北條氏は承久の亂後、兩六波羅、探題を置きて京畿西南を控制したるに足利尊氏、長驅して京師に入り、南朝の吉野に在すを憂ひて離れて關東に去ること能はず、南北合一の後もなほ義滿は室町幕府にありて東遷、以て賴朝の遺址に據ることをなさず、かくて關東管領の職は、非常の重任となりて遂に將軍に拮抗するの勢力を有するに至ること逐次、述ぶる所の如し

小中村清矩氏の官制沿革略史は職制の概要を知るに便なるが故に之を紹介す

○關東管領 鎌倉は源氏の根據地にして尊氏の據らんと欲せし所なれば直義、直冬の叛亂、靜まりし後、尊氏は次子基氏を關東管領として此地に留まらしめ、基氏は材武ありて治績、大に擧がり、殊に關東の名族上杉憲顯を招き降して之を執事に採用せしより東國、愈、治まり將軍義詮をして東顧の憂なからしめた

り基氏卒して其子氏満、後を嗣ぎ憲顯の子能憲及、姪朝宗を執事とし、よく將士を綏撫せしかば將士も喜んで之を翼戴せしが漸、驕傲を極むるに至り京都に於て將軍を公方と稱し其居を御所と云ひ執事を管領と呼びしに倣ひて關東にても管領氏満、自公方と稱し其邸を御所と云ひ執事上杉氏を管領と呼ばしめ評定衆、引付衆、問注所等を置きて諸制一に室町に擬するに至りぬ、しかのみならず氏満は京都の將軍の威令行はれず諸將の叛服常なきを見て自、上落して將軍たらんと欲せしが上杉憲春が苦諫して自殺せしにより僅に其志望を絶てり然れども京都と鎌倉とは其後、漸互に隙を伺ふに至る

○地方官 九州及、奥羽の地は邊要なるを以て特に鎮西探題、奥羽探題を置き足利氏一族の中より有力者を遣りて之を鎮撫せしめ諸國には守護、地頭を置きしこと鎌倉時代の如しと雖、足利時代の守護は全然封建制度の諸侯にして其土地、人民を管轄すること恰、私領の如く其大なる者は數國を兼併し五代將軍義教の頃、諸國の守護たりし者二十二人、其中、七人は三國以上を有し南朝より任命せられたる國司は大抵、皆滅び南北合一の後、は唯、伊勢の北畠氏存するのみとなり

ぬ、されば公卿の莊園、社寺の領田、大に減じて諸國は皆、武人の所轄に歸し供御田も大に縮少し朝廷に大儀ある時は臨時に段錢を課する例を生じたり

○應永の亂 大内義弘は山名氏清討滅の時、戦、最力め尋いで南北兩朝の媾和に斡旋し其領有は畿内より山陽に跨がりて六國に連り強富と功勞とを恃みて勢力を中國に振ひ遂に九州探題今川貞世了を勸めて共に事を擧げんとせしも貞世、聽かずして止みぬ時に關東管領は氏満の子滿兼なりしが基氏、以來、三代の富強を積みて勢、益、盛なり故を以て常に義滿を輕蔑し其命に従はず機を見て兵を京都に進めんと志あり、義弘、よりて陰に滿兼と謀を通じ東西相應じて京都を挾撃せんことを約せり紀元二〇五九年應永六年義弘、先、兵を擧げて東上し和泉の堺城サカイに據りたり義滿、自、諸將を督して男山に陣じ兵を進めて堺城を圍ましめ遂に之を陥れて義弘を斬り又、使を鎌倉に遣りて滿兼と和を媾じたり是に於て諸將、皆、義滿に攝服し足利氏の威、天下に振へり

○義滿の驕奢 先是、紀元二〇五四年應永元年義滿は將軍職を其子義持ヨシモチに譲り平清盛の故例を引きて太政大臣に任せられたり古來、武將にして此官に昇りし

は清盛、義滿、及徳川第十一代將軍家齊の三人のみ、義滿は驕奢を好み、其室町の第は花木を植ゑ、珍奇を集め、花御所と稱せられたるが、其將軍職を辭するや、之を義持に與へ、自ら北山に別莊を構へ、諸國の守護をして役を助けしめ、三層の樓閣を作り、板の方一丈二尺なるを用ひて牀となし、壁柱、戸牖、皆金を塗り、美麗を極めぬ。金閣寺、即是なり。其庭園には沼池を掘り、花木を植ゑ、麋鹿を放ち、號して鹿苑カノエと云ふ。書畫を始として、古來の珍奇、異物を集め、義滿、茲に移りて猶、自、大小の政を決し、北山殿と稱せられたり、されば、其部下の功臣も皆、相競ひて、豪奢を極め、鎌倉武士の質素、儉約の美風は、既に地を掃へり、而かも、足利氏は、代々北條氏の如く、禪宗を崇奉し、尊氏以來、寺院の建立に意を注ぎ、京都に建仁、東福、南禪、天龍の四禪寺、興こりしに、義滿も亦、禪宗を尊び、南北合一の前相國寺シヨウコクジを建てぬ。是に於て、京都の五山を見るに至りぬ。後、義滿、北山に移るに及び、薙髮して、天山道義と號し、明應、中津、靈見等の禪僧を引き、て常に法を問ひ、機務を諮詢せり。

○義滿の僭越 義滿、心、既に驕り、常に遊覽を事とし、儀衛を上皇に僭擬し、自、公方と稱し、皇居を視ること、我家の如く、關白をして、其裾に候せしめ、親王以下を

して、蹲踞して、送迎せしめ、公卿、皆、其門に伺候し、諸將、畏服せり。後、小松帝の生母、通陽門院、薨するに及び、て諒闇を行はず、己が妻、日野氏をして、入内せしめ、以て、准母となし、北山院の號を進め、又、天皇に、北山莊の行幸を勸め、駐蹕せしめ、奉ること二十日、公卿を集めて、詩歌、管絃、蹴鞠の遊を催はし、盛に宴會せり。先是、南北未、合一せざる頃より、我、西南浮浪の者、屢、支那の沿岸に、寇せり、之を、倭寇の始とす。義詮の時、元朝は、使を以て、其横暴を制せんことを請へり、既に、して、元朝、亡び、明朝、起るに及び、義滿、奢靡を事とし、用度、窮乏せるを以て、自、臣と稱して、使を明に通じ、刀劍、珍器を送りて、明錢を求めしむ。永樂通寶錢、是なり。明の太宗永樂帝、大に喜び、義滿を封じて、日本國王となし、よりに、倭寇を禁せんことを求めぬ。義滿、其封爵を受け、且、西南の諸國に、令して、倭寇を嚴禁せしめ、爾後、數代の將軍、明に通ずる時は、日本國王、臣某と稱するを例とせり。大義、名分を亂し、國體を辱むることの甚きものと謂ふべし。義滿が、明使に接する時は、明服を着し、明輿に乗り、明人をして、昇がしめたりと云ふ、かくて、義滿の驕肆、尊榮は、道長、清盛よりも、甚く、紀元二〇六八年應永、其薨するや、朝廷は、太上天皇の號を贈り、明國は、使をして、來吊し、恭獻王の諡號を贈りけ

れど義持は朝憲の紊亂を恐れ國威の汚辱を悔いて兩者ともに之を謝絶せり義持は在職三十年に及び義滿驕奢の後を受け頗抑損する所あり三管領細川滿元（ミナモト）あり斯波義重（シバ）厚（コト）島山滿家（シマヤマ）なり弘毅心を協せて補佐したれば四海平穩なりしも義持が皇家に親むこと義滿と同く屢禁闕に於て飲宴し宿醉して朝參を怠ること往々あるに至り公武ともに酒に沈淪して復淫蕩の風を煽起せり

○當時の外交文書 左に善隣國寶記に載せたる足利義滿と明主との贈答に關する文書各一通を記すべし、之を塾讀せば如何に義滿が卑屈を極めしか如何に明主が尊大驕傲なりしかを知るに足らん

日本國王臣源

表、臣聞、太陽升天、無幽不燭、時雨霑地、無物不滋、矧大聖人、明並曜英、恩均天澤、萬方嚮化、四海歸仁、欽惟大明皇帝陛下、紹堯聖神、邁湯智勇、戡定弊亂、甚於建瓴、整頓乾坤、易於返掌、啓中興之洪業、當太平之昌期、雖垂旒深居

北闕之尊而

皇威遠暢、東濱之外、是以謹使僧圭密、梵雲、明空、通事徐本元、仰觀清光、伏獻方物、生馬貳拾匹、硫磺壹萬斤、馬腦大小參拾貳塊、計貳百斤、金屏風三副、槍壹千柄、太刀壹佰把、鏡壹領、匣硯一面、并匣扇壹佰把、爲此謹具

表

聞臣源

年號

日

日本國王臣源

皇帝勅諭日本國王源道義、朕惟天生萬物、覆育無不周、君統萬方、仁恩無不被、古之帝王體天之惠、順物之情、以爲治而天下之民咸得其所者、率由是道、朕荷上天眷命、皇考聖靈、福延朕躬、君主天下、凡海內海外皆朕赤子、咸欲其安寧、以遂其生、即位之初、遣詔諭王、明示朕意、王克欽承効順、識達朕心、報使之來、懇款誠至、朕念王稟資淳懿、賦性聰明、惠行超乎國人之上、信義著乎遠邇之間、非惟朕心所悅、實乃天心所鑑、庸賜印章、申之以誥命、重之以褒錫、比歲及今、屢遣朝貢、誠意益至、敬謹愈加、寔能恭

順上天、下福爾士、真可謂賢達矣、近者使臣由王國回言、王嘗夢見朕皇考、蓋以皇考神靈在天、鑑觀四方、無遠弗届、王心寢寐不忘恭敬、精神感格、故形爲禎夢、朕皇考爾夢於王、即所以監臨於王地、皇考監臨、即天之監臨也、豈惟王一身之慶、將見王之子孫國人、皆有無窮之慶、且以王之威格、子朕皇考之心、與上天之心者言之、若對馬、壹岐等遠島、海寇出沒、劫掠海濱、朕命王除之、王即出師殲其黨類、破其舟楫、擒其渠魁、悉送京師、王之尊敬朕命、雖身在海外、而心實在朝廷、海東之國、從古賢達未如王者、朕心喜慰、深用褒喜、自今海上居民、無劫掠之虞者、王之功也、如此豈不可以上合天心、與朕皇考之心乎、王之令名自茲永著、光昭青史、傳於不磨、豈惟王一身有無窮之譽、雖王之子孫世濟其美、亦永有無窮之譽矣、令遣使諭朕茲意、加以寵錫、王其益懋厥惠、以副朕懷、故諭。

永樂四年正月十六日

第二章 四方漸多事

永享の亂、嘉吉の變、南朝遣臣の舉兵、關東の分裂

○永享の亂 紀元二〇三八年應永義持、薙髮して職を其子義量に傳へ、仍政を

聽きけるに、義量、酒に中りて薨じ、嗣子なく、義持も又、一年を隔て、薨じたれば、其弟、僧義圓、還俗して將軍となり、名を義教と改めぬ、此時に當り、關東にては、管領滿兼卒して、其子持氏、嗣ぎたるが、暴戾にして、將帥の略なく、而かも其驕傲は、父祖に越へ、嘗て將軍義持と父子の約を結びしとあれば、義量の薨するや、京都に入りて、將軍たるを得べしと思ひたるに、義教、將軍となりしかば、甚不平を懷き、義教を罵りて、還俗將軍と云ひ、毫も其指揮に従はず、抑、關東管領は、其嗣子の元服する時、室町に申告して、將軍の偏名を給はる例なりしに、持氏、此例に據らず、其子賢王丸をば、鶴岡八幡に於て、元服せしめ、義久と命名せり、執事上杉憲實、諫めしも、聞かず、參賀に託して、兵を召し、憲實の入つて、賀するを待ち、之を殺して、遂に京都を侵さんと謀りぬ、憲實、之を聞き、たれば、病と稱して、參賀せず、遂に通れて、上野に走りぬ、將軍義教、之を聞き、奏請して、錦旗を得、上杉持房、憲實の姪を大將とし、兵を率ゐて、東下せしめぬ、持氏、連戰皆、敗れ、剃髮して、和を請ひ、憲實、亦、使を京都に馳せ、持氏を宥し、義久をして、職を嗣がしめんことを請ひ、たれど、義教許さず、持氏、義久、遂に自殺せり、時に紀元二〇九九年永享なり、是に於て、持氏の二子、春王、安王、日光山に通れ、一年

を隔て、結城氏朝に依り恢復を圖りぬ氏朝、之を迎へ兵を擧げて古河城に據り上野の新田、田中、佐野等、諸將の應援を得たり憲實の弟上杉清方、義教の命を奉じて古河城を攻め遂に之を陥れたれば氏朝以下、諸將多くは戦死し春王、安王は捕斬せられたり義教、乃、憲實を管領となさんとせしに憲實、之を辭退せしかば清方をして鎌倉に鎮せしめぬ是より後、上杉氏は足利氏に代りて關東管領となりぬ上杉氏三家に分れ山内山内に居りしを山内家といひ扇谷扇谷に居りしを扇谷家といひ犬懸犬懸に居りしを犬懸家と云へり而して犬懸家は早く衰へたるが山内、扇谷、二家は兩上杉と稱し勢力漸盛にして、後には互に威權を争ふに至る

○嘉吉の變 將軍義教は剛毅にして武略あり連年、兵を用ひ伊勢の北畠氏に勝ちて南朝の餘黨を抑へ南都、北嶺を伐つて僧兵の勢を挫き鎌倉の足利氏を滅し鎮西の豪傑を制し四方の強敵、次第に滅びたれば更に自家の強臣にして制し難き者を除かんと欲せり初、尊氏の兵を起すや赤松則村、功最大なり尊氏の敗れて九州に走りし時、則村は播磨にありて、よく新田氏を支へ其北朝を擁立せしも則村の德憑によれり、されば尊氏、甚之を重んじ攝津、因幡、播磨、美作、備前、五國守

護職を其三子則祐、範資、貞範に分與し則祐は嫡宗たるを以て三州の守護を兼ねたり其子義則も屢功を樹て封を其子滿祐に傳へね義教は滿祐を惡み其體軀の短小なるを嘲笑し又、滿祐の妹を嬖して後、旨に違ふことありて之を殺し又、貞範の曾孫貞村を愛し滿祐の領土を割きて之に與へんとせり滿祐、憤怒し遂に弑殺を企てぬ時に關東鎮定したるを以て諸將、交、義教を饗し滿祐も亦、紀元二一〇一年嘉吉六月廿四日を以て將軍を饗し故意に馬を放ち之を捕ふるに托して諸門を閉ぢ力士をして義教を刺殺せしめ火を邸宅に放ち七百餘騎を以て京都を發し翌日、其本領播磨に歸りて白旗城に據りぬ是に於て義教の子義勝將軍職を嗣ぎ山名持豊をして繪旨を奉じて滿祐を討たしめぬ持豊、即、其族、教之、教清、細川持常、赤松貞村、武田信賢等と兵五萬に將として白旗城を圍み九月、之を陥れて滿祐を誅せり持豊は功を以て播磨を賜はり教之は備前を、教清は美作を與へられ山名氏の勢、復、盛大となりぬ

○南朝遺臣の擧兵 初、南北合一の時、兩統の交立すること鎌倉幕府時代の如くせんと約ありしに後小松帝は紀元二〇七二年永應位を皇子稱光帝に

譲り給ひ十六年の後、稱光帝崩じて後嗣なかりしに後小松上皇は猶大覺寺統を立つるを欲し給はず、崇光院の皇曾孫後花園帝をして即位せしめ給ひければ、南朝の餘黨は二度まで契約に違ふを怒り、後龜山帝の皇孫小倉宮を奉じて兵を擧げぬ。然るに當時、新に將軍となりたる義教は武略あり、遂に之を平げて和を講じぬ。其後、三十一年を経て紀元二一〇三年嘉吉三年、藤原有光等、小倉宮の子尊秀王を奉じて南朝の再興を謀り、潜に禁裡に入りて神璽、寶劔を奪ひ、南朝の遺臣を集めて吉野に據りぬ。時に赤松氏の遺臣石見某等、功を樹て、其主家を再興せんと欲し、僞りて吉野に仕へ、紀元二一〇八年長祿二年、間に乘じて皇胤を殺し、神璽、寶劔を宮中に奉還して、赤松氏の再興を許されぬ。而して南朝の遺族は猶屢兵を起し、も毎に其効なく、大覺寺統は終に斷絶して、持明院統のみ皇位を繼承し給へり。

○關東の紛擾 將軍義勝は在職二年にして薨じ、其弟義政後を襲ぎぬ。關東にては持氏滅亡の後、上杉氏管領となりて獨、政事を執りたれど、人心之に服せず。諸將皆、主帥を奉戴せんことを希ひて、紀元二一〇九年寶徳元年、越後の守護上杉房定、關東の諸將と議し、將軍義政に請ひて、持氏の遺子成氏を奉じて、鎌倉の主となしぬ。

是に於て上杉憲實、自安せず、僧となりて諸國を行脚したるが、義政之を憫み、其少子憲忠を索めて父の職を嗣がしめ、上杉顯房と共に鎌倉の執事たらしめぬ。憲忠は山内鎌倉に居り、顯房は扇谷に居り、兩上杉といへり。是より憲忠の臣長尾景仲、顯房の臣太田資清道灌の父事を、用ひ、顯房威權あり、紀元二一〇三年享徳二年、二人遂に亂を作し、成氏を襲ひて之を江島に走らしたり。蓋、上杉氏の管領たるを舊の如くせんと欲したるなり。義政乃、使を遣りて和解せしめ、成氏を職に復したるに、成氏の近臣結城成朝、里見義實等の父は皆、上杉憲實に殺されたるの故を以て、憲忠を仇敵とし、成氏に勸めて之を誅し、兵を出して、其餘黨を討たしめたり。是に於て關東復、大亂となる。

○關東の分裂 將軍義政は成氏の處置を怒り、之を討滅せんと欲せし時に、當り上杉三家、連合して援を京都に求めたれば、義政は駿河守護今川範忠をして上杉氏を援けて、成氏を討たしめぬ。成氏敗れて古河に走りしに、武藏相模、上總、下總等の將士多く之に屬し、勢甚盛なり。遂に古河城を築きて、之に據り、古河公方と稱して、京都の命に従はず。紀元二一〇七年長祿元年、に至り、義政は澁川義鏡を關東探

題とし上杉顯房を管領として成氏を討たしめられたれば上杉持朝は河越に城き太田資清は巖付に城き太田資長は江戸に城き三城鼎立して以て古河に備へぬ義鏡は關東に於て成氏に匹敵すべき主帥の必要を感じ諸將と議して義政の弟政知を迎へて關東公方とせり然るに鎌倉は今川範忠が成氏を攻めし時邸第、府庫、社寺等皆兵燹に罹りたれば伊豆の堀越に營みて堀越御所といひ茲に政知を奉せり、よりて堀越公方といへり是より成氏は小山、里見、佐竹、結城、小田、宇都宮、那須等所謂關東八將を援となし政知は山内、扇谷、兩上杉を管領とし交争、連年絶えず其他の諸將亦城邑に據りて攻伐を事とし關東は四分五裂して幕府の威令遂に此方面に及ばずなりたり

第三章 應仁の亂

紀元二二二七 後土御門帝
應仁元 文明九

○管領畠山家の家督論 紀元二二二四年寛正五年後花園帝は位を皇子後土御門帝に譲り給ひたるが三年を経て應仁の大亂起りぬ先是管領畠山持國子なきを以て姪政長を養ひて嗣子とせしに男子義就生れたれば政長を廢せんとせ

り政長乃去つて管領細川勝元に依りぬ當時勝元は專幕府の政權を執りて勢力あり政長の依頼を諾し之を援けて持國を諫められたれば持國止を得ず勝元に謝し義就を逐へり義就何内に走りて嶽山に據り政長勝元等に攻撃せられ頗奮闘せりと雖衆寡敵せず敗れて高野山に隠れぬ

○將軍家の家督論 此時足利將軍家に於ても家督論あり初義政既に政務に倦み早く辭職せんと欲せしも嗣子なかりければ其弟僧義尋に職を譲らんとせり義尋將來を憂ひて容易に承諾せざりければ義政誓つて曰く余もし後に子あらば必襁褓の中より僧とすべし卿が家督には決して違變あるべからずとよりて細川勝元を其執事となし保證たらしめぬ義尋乃還俗して名を義視と改め今出川に居りて今出川御所と稱せり既にして義政退隱の意なきのみならず其夫人富子は義尙を生みぬ富子之を僧となすに忍びずして義視を廢せんと欲すれども勝元を憚りて敢てせず私に勝元に顔顔すべき勢力ある者を索めぬ此時に當り山名持豊薙髮して宗全と號し大國を擁して一族頗多く其勢細川氏に匹敵せり富子よりて義尙を宗全に托せり宗全もとより勝元の勢力を忌みたれ

ば悦んで富子の依託を諾せり

○管領斯波家の家督論 此時管領斯波家に於ても義健卒して嗣子なかりしかば一族義廉、義敏の二人互に家督相續を争ひぬ而して勝元は義敏を授けたれば宗全は義廉と結びぬ宗全嘗て嶽山の戦に畠山義就が奮闘せし狀を聞きて私に其勇氣に感じ營救して己が援と爲さんと欲し義政に請ひて赦して京都に還らしめぬ是に於て勝元は畠山政長、斯波義敏と共に義視を奉せんとし宗全は畠山義就、斯波義廉と結びて義尙を奉せんとし兩黨相軋りて京都騒然たり

○政長義就の戦 紀元二一二七年應仁元年正月宗全は義就を援けて之を政長の第に入れ其家督を取らしめんとせしかば政長も亦勝元の援を得兵を以て自備へ互に腕力を以て家督を決せんとせり此時に當り朝廷若くは將軍に威權あらば是非共、兵力に訴ふるを禁じ正式に裁判を開くか然らずんば兩者を和解せしめざるべからずもし命を聴かずして兵を用いんか斯る無法なる者は勿論、國賊として政府は之を誅滅せざるべからず然るに朝廷の威令は地に落つること既に久しく將軍義政は酒色に沈淪し到底公法を以て之を處する能はざりし

みならず令して曰く政長、義就各、手兵を以て雌雄を決すべし諸將之を助くる勿れと暴令も此に至りて極まれりと謂ふべし將軍既に私闘を許す諸將何ぞ其令を畏れんや、されば宗全は潛に義就を助け撃つて政長を走らせぬ然るに世人は却つて勝元が將軍の命令に服したるの愚を笑ひ其政長を助けざりしを以て卑怯とせり勝元大に慙憤し其管内の兵十六萬を招きて京都に集めぬ宗全、之を聞き亦其領内の兵十一萬を募り勝元は東に陣し宗全は西に陣し幕府を挟みて相闘ふこと十一年、概、虛日なく義滿以來、稍、平穩を得たる京都の市街、又、醒風吹き荒みて慘憺たる戰場となりぬ

○將軍兄弟の分離 勝元は將軍義政、義視を擁したれば名に於ては東軍を正義の軍なりと謂ふべきも宗全が義尙を擁するを以て義政の意中は陰に西軍の利を喜ぶべしとの風聞あり、それが、あらぬか戦争の初に於ては東軍、毎に利を失ひたれば勝元は更に天皇、上皇を其軍に迎へぬ然るに又流言ありて勝元は義政を廢して義視を將軍となさんとすと傳へぬ勝元、之を憂ひ義視をして其軍を去らしめたるに宗全、之を迎へて西軍に入れたれば是より將軍、兄弟、相争ふの狀

となり五年の長き間、勝敗、何れとも分ち難かりき。紀元二一三二年文明四年に至り、**山義統**、西陣を去つて東陣に屬せしより、其勢大に振ひて西軍の勢、日に縮まり、其翌年三月、持豊卒し五月、勝元亦卒し、兩軍とも首領を失ひ、義政は將軍職を義尙に譲りたれど、兩黨尙、確執して兵を解かず、其後四年の間、戰爭を繼續せり。紀元二一三七年文明九年に至り、義視、遂に美濃に出奔し、西軍、先國に就き、東軍亦、散じ大亂、始て止みぬ。

○**京都の荒蕪** 應仁以來、前後十一年、京都は兵馬爭亂の區となり、兩軍とも市街を焼き拂ひて戰場に充てしことなれば、内裏を始め、官省、邸宅、府庫、名刹、大社、悉、灰燼となり、累代の書畫、寶物、亦皆、烏有に歸し、士民、四方に離散して、京都の荒廢は實に甚く、戸口は凋衰し、街衢は寂寞となり、右京は蕩然、田畝と化して、市街の地域は前代の半にも及ばずなりぬ。

○**天下の形勢** 應仁の亂後、將軍の威令天下に行はれず、幕府にては將軍は管領に制せられ、管領は家宰に制せられ、實權、漸下に移りて、下剋上の勢、益、甚く各私利の爲に、徒黨を結びて、相爭奪し、地方亦、群雄、各所に割據し、互に兵力を養ひ、軍

略を講じ、暴力を以て、近隣侵略を力め、攻伐を事とし、所謂、強食弱肉の戰國時代とはなりたり。

第四章 東山時代

義政の奢侈、文學、美術、工藝及風俗

○**足利義政の奢侈** 義政の將軍となるや、年僅に八歳、畠山持國、細川勝元、管領となり、幕府の威權、猶見るに足るものありしが、義政、長ずるに及て、奢侈に耽り、宴遊を事とし、聲色に沈溺して、事を視ず、政事は夫人、藤原富子、及、春日局等の心の儘なりければ、賄賂によりて功なきも賞せられ、罪なきも罰せられ、諸將、復、命を用ひず、義政、更に之を意とせず、財政の紊亂も、百姓の饑餓も、心にかげず、關東の分裂も、應仁の大亂も、顧みず、頻に土木を興し、公私の造營、甚、盛なりき、其著きは、大神宮の改造、内裏の増築、烏丸第の新築、高倉第の構造等にして、高倉第には、金銀珠玉を鏤めて、美麗を極め、其腰障子は一間の價二萬錢なりと云ふ時に、水旱連年にして、人民勞役に疲れたれば、後花園帝は御製の詩を以て、義政に諷し給へり、曰く、殘民爭採首陽薇、處々閉爐鎖竹扉、詩興吟酸春二月、滿城紅綠爲誰肥、と、義政、之によりて

暫、役を罷めたりしも應仁の大亂中に又、銀閣を造營せり銀閣は義滿の北山金閣に對して東山ヒコヤマに起したるものにて柱壁戸牖に銀を塗りたるより此名あり其側に茶寮を設け狩野祐清スケツキヨをして瀟湘の八景支那を障子に畫かしめ五山の僧徒に命じて詩を其上に書せしめ本朝及支那の古器名畫をあつめ將軍職を義尙に譲りたる後、自、此に退隱し大亂の最中にも拘らず風流の雅客を集めて日に點茶に耽りぬ時人よりて義尙を室町殿と云ひ義政を東山殿と云へり故に後世、此時代を東山時代と呼び其茶器、宴具は一種の雅致を存し稱して東山時代の器物と云ふなり

○苛酷なる徴發 義政の奢侈と其土木の頻繁とは到底、普通の課税を以て給すべきにあらず況んや戰亂相續き徴發度なきに於てをや其徴收の苛酷なること史上稀に見る所にして管に租税の過重なりしのみならず手段を盡して民財を聚斂し土倉役、浦戸役等の商税を徴し諸國には段錢を課し京都には棟別錢税を課し又、京都の酒戸三百二十七戸に戸毎、二貫八百文の酒税を取り大儀と唱へて諸國の領主より金穀を徴收し德政と稱して債主を苦めぬ德政とは元來、天

災、地變、戰爭等の爲に人民の特に困窮せるに當り仁恤の主義に基き幕府の命を以て貧民の舊債を一洗する制にして民政に德政あるは刑律に赦典あるが如く一代に一二回、施すものなりしに後には甚き濫弊に陥り貧民は一揆を起して幕府に德政を強請し將軍は富豪より金穀を借りて償却の道なき時、此令を發するに至り義政の如きは德政の令を發すること十三回の多きに及びぬ而かも財政は愈、困難となり使を明に遣り辭を卑うして永樂錢を求むること三回なりき地方も、また之に倣ひ諸國の社寺、大名、皆、關所を設けて旅人より關税を取り上下競ひて人民を苦めぬ是に於て政府の信用、全、地に墜ち富豪或は顛覆し盜賊、到る處に横行して饑餓道に横はり民間の疲弊、殆、其極に達せり

○文學 南北紛争以來、學問は次第に衰運に向ひ到底、前代に比すべきにあらずと雖、大覺寺派の天皇は皆、博學、多藝におはしましければ南北朝時代より足利氏の盛時までは猶、碩學の聞、高き者も間々ありき北畠親房の如きコジキヨシノ小島法師コジキヨシノの如きコジキヨシノ卜部兼好の如き、是なり東山時代に至りては獨、一條禪閣イツチョウゼンカク藤原兼良フジワラノカネヨシありて權談治ケンタンヂ要ヨウを作り之を將軍義尙に獻じて大儒の名を後世に傳へたるのみ其他

は公卿中に於てすら漢學に通ずる者稀なるに至り諸博士家に傳はりし隋唐の學風は漸素讀を爲すに止まり復義理の活用を辨ずる者なかりき是蓋紛亂の世人々安堵して學問を研究するの餘暇なかりしによるされば學校の如きも悉衰廢に歸し獨記すべきは武藏の金澤文庫と下野の足利學校とのみ金澤文庫は鎌倉時代に北條實時が創設し貴賤道俗の別なく篤志者の研究に供したるものにて後衰頹に歸せしを上杉憲實が修理したるものなり又足利學校は下野の國學の廢頹したるを亦憲實が再興したるものにて書籍を寄附し學僧を聘して教授せしめたる所なり但僧侶には當時と雖學殖深きもの頗多く特に禪僧の中には明に入りて留學せし者もありて碩學才能の徒森々として出で其文章書畫皆宋風を學べり後醍醐帝の時僧玄慧は朱熹の新註を御前に講じ義政の時僧清啓は程朱の學を唱道せり是より本朝には隋唐の古學衰へて宋學漸行はるゝに至りぬ又和歌は相變はらず隆盛にして藤原爲世爲藤を始として名人頗多く爲世の門人頼阿、浮辨、慶運は卜部兼好と共に和歌の四天王と稱せられ爲藤は勅を奉じし續後拾遺集を撰み飛鳥井雅世は新續古今集を撰めり之を勅撰集の最終とし

古今集より凡て二十一代集あり要するに南北朝より東山時代に至る學問の趨勢は左の如し

一、奈良朝以來行はれたる隋唐の學風は漸廢れて宋學漸行はれ程朱の説最流行するに至りぬ

二、時勢の益紛亂に傾くに連れて學問は漸廢頹に歸し足利氏の季世に及びて殆、泯滅せり

三、學問は次第に上流貴族の手を離れて僧侶の有に歸し足利氏の季世には僧侶によりて僅に維持せられたり

なほ足利時代を通じて特に文學上に注意すべき新現象は小説、狂言、連歌、及、謠曲の製作ありて後の徳川時代文學に對して準備を成したる如き觀あること之なり、即、學問上の闇黒時代にも亦特殊の文學ありて、後世發達の素地を作れりといふべし

第一、小説 此時代の小説は、世に所謂御伽草子と稱するものにして物臭太郎、福富草子、玉虫草子、小町草子、和泉式部、梵天國、毘沙門本地、貴船本地の類にし

て種々の事柄を戀愛に結付けて記述したるものなり、これやがて小説の先驅をなせり

第二、狂言 諸侯、權臣のことなどを滑稽に且愉快に、通俗に、而して全體すべて對話的方式に記述したるものにして俗語を交へ諷刺を加へたり、是即ち後世の戯曲、脚本、小説の初聲とも稱すべきなり

第三、連歌 連歌の名は既に全葉集にあり、鎌倉時代より漸次、發達し、足利時代に至りて大に整頓したるものにて和歌よりいで、別に一體を作り、公卿より漸々武家、武人にうつり、和歌師範家の法則以外に立ちて稍、自由に語句を使用す、北條高時時代(正和の頃)に善阿、救濟あり、足利時代に入りて二條良基あり、勅撰、絶えてより此の歌いよ／＼熾に行はれ、良基は筑波集を作りて其模範をのこしたり、後年、宗祇は新苑、玖波集を作り、後、又、山崎宗鑑の犬苑、玖波集、出づ、後世の俳諧、及、十七文字の發句は實にこれに胚胎するなり、かくの如く歌の漸次通俗的に傾ける順序は長歌、短歌より連歌(發句)俳句となりゆきたるなり、而かも三十一文字の短歌は高尚なる國風の歌として依然、其發達を繼續せり

第四、謠曲の文

これは狂言よりも眞摯なる叙情的戯曲にして支那の雜劇、日本の歌、今様、さいばら、朗詠、田樂、白拍子などを渾融し來りて猿樂の章曲として謠ふ、その材料は源平時代の物語、世話人情、歴史傳説などを配合し之れを貫くに佛敎の趣味、及、神怪を以てし、足利文學の產物中、最、貴重なるものにして是亦、後年の淨瑠璃の起原をなせり、此外、足利時代に於いては、宴曲、舞の草子の文などありて何れも此時代の特産たり、左に謠曲、すみ田川の一文を抄出す

ワキ詞、これは武藏國隅田川の渡守にて候、今日は船を急ぎ人々を渡さばやと存じ候、又、此在所に仔細あつて大念佛を申事の候間、僧俗をきらはず、人數を集め候ふ、其由皆々心得候へ

男次、末も東の旅衣、日も遙々の心かな、詞、かやうに候ふ者は都のものにて候ふ我東に知る人の候ふ程に、彼者を尋ねて唯今まかり下り候ふ、道行、雲霞あと遠山に越えなして、いく關々の道すがら、國々過ぎて行く程に、こゝぞ名におふ隅田川、渡にはやく著きにけり、詞、急ぎ候ふ程に、是ははや隅田川の渡にて候ふ、又あれを見れば舟が出で候ふ、急ぎ乗らばやと存じ候ふ、如何に船頭殿、舟に乗ら

うするにて候ふ、ワキ詞なかくの事めされ候へ、先々御出で候ふあとのけしからず物騒に候ふは何事にて候ふぞ、男さん候ふ、都より女物狂の下り候ふが、是非もなくおもしろう狂ひ候ふを見候ふよ、ワキさやうに候はば、暫く舟をとめて、彼物狂を待たうするにて候ふ。

シテサシ、實にや、人の親の心は闇にあらね共、子を思ふ道に迷ふとは、今こそ思ひ白雪の、道行人に言づてて、ゆくへを何と尋ぬらん、聞くや如何に、うはの空なる風だにも、地、松に音する習あり、シテ、真葛が原の露の世に、地身を恨みてや明け暮れん、シテ、是は都、北白河に、年經て住める女なるが、思はざる外に、獨子を人商人に誘はれて、ゆくへを聞けば、逢坂の關の東の國遠き東とかやに下りぬと、聞くより心亂れつゝ、そなたとばかり、思ひ子の跡を尋ねて迷ふなり、地千里を行くも親心、子を忘れぬと聞くものを、もとよりも、契假なる一つ世の、其内をだに添ひもせで、こゝやかしこに親と子の、四鳥の別、是なれや、尋ぬる心の果やらん武藏の國と下總の中にある隅田川にも著きにけり。

シテ詞のうく、我をも舟に乘せて賜り候へ、ワキ詞おことはいづくより何方へ下

る人ぞ、シテ、是は都より人を尋ねて下る者にて候ふ、ワキ、都の人といひ狂人といひ、おもしろう狂うて見せ候へ、狂はずば此舟には乗せまじいぞとよ、シテ、うたてやな、隅田川の渡守ならば、日も暮れぬ、舟に乗れとこそ承るべけれ、かたの如くも、都の者を舟に乗るなと承るは、隅田川の渡守ともおぼえぬ事な宣ひそよ、ワキ詞實にく、都の人とて、名にし負ひたるやさしさよ、シテ、のう其詞はこなたも耳に留るものを、彼業平も此渡にて、名にしおはばいざ事とはん都鳥我思ふ人は有りやなしやと、のう舟人、あれに白き鳥の見えたるは、都にては見馴れぬ鳥なり、あれをば何と申し候ふぞ、ワキ、あれこそ沖の鷗候ふよ、シテ、うたてやな、浦にては千鳥とも云へ、鷗とも云へなど此隅田川にて、白き鳥をば都鳥とは答へ給はぬ、ワキ、實にく、誤り申したり、名所には住め共、心なくて都鳥とは答へ申さで、シテ、沖の鷗と夕波の、ワキ、昔にかへる業平も、シテ、有りや無しやと事問ひしも、ワキ、都の人を思ひ妻、シテ、妾も東に思ひ子の、ゆくへを問ふはおなじ心の、ワキ、妻を忍び、シテ、子を尋ぬるも、ワキ、思は同じ、シテ、戀路なれば、地、我も又いざこととはん都鳥、わがおもひ子は東路に有りやなしやと、問へどもく、答

へぬは、うたて都鳥、鄙の鳥とやいひてまし、實にやふなぎほふ堀江の川のみなぎはに、來居つゝ鳴くは都鳥、それは難波江、これは又隅田川の東まで思へば、かざりなく遠くも來ぬるものかな、ざりとては渡守、舟こぞりて狭くとも乗せさせたまへ渡守、ざりとては乗せてたびたまへ、ワキ、調、かゝるやさしき狂女こそ候はね、いそいで舟に乗り候へこのわたりは大事の渡にて候ふ、かまへてしづかに召され候へ、

男、調、のう、あの向の柳の本に、人のおほく集りて候ふは、何事にて候ふぞ、ワキ、調、さん候ふ、あれは大念佛にて候ふ、それにつきてあはれなる物語の候ふ、此舟の向へ著き候はん程に、語つて聞かせ申さうするにて候ふ、扱も去年三月十五日、しかも今日に相當つて候ふ、人商人の、都より年の程十二三ばかりなる幼き者を買ひとつて、奥へ下り候ふが、此幼き者、いまだ習はぬ旅の勞にや、以ての外に違例し、今は一足もひかれずとて、此河岸にひれふし候ふを、なんぼう世には情なき者の候ふぞ、此幼きものをば、其まゝ路次に捨てて商人は奥へ下つて候ふ、さる間、此邊の人々、此幼き者の姿を見候ふに、よし有りげに見え候ふ程に、さまざま

まに痛はりて候へども、前世の事にてもや候ひけん、たんだ弱りによわり、既に末期と見わし時、お事はいづく如何なる人ぞと、父の名字をも國をも尋ねて候へば、我は都北白河に吉田の何某と申しし人の唯ひとり子にて候ふが、父にはおくれ、母ばかりに添ひ參らせ候ひしを、人商人にかどはされて、かやうになり行き候ふ、都の人の足手影もなつかしう候へば、此道の邊につき籠めて、しるしに柳を植ゑて賜れと、おとなしやかに申し、念佛四五返となへ、遂にこと終つて候ふ、なんぼうあはれなる物語にて候ふぞ、見申せば、船中にも少々都の人も御座ありげに候ふ、逆縁ながら念佛を御申し候ひて、御弔ひ候へ、よしなき長物語に、舟が著いて候ふ、とうとう御上り候へ、男、調、如何さま今日は此所に逗留仕り候ひて、逆縁ながら念佛を申さうするにて候ふ

ワキ、いかに是なる狂女、何とて舟よりはおりぬぞ、急いで上り候へ、あらやさしや、今の物語を聞き候ひて、落涙し候ふよ、のう、急いで舟より上り候へ、シテ、のう舟人、今の物語はいつの事にて候ふぞ、ワキ、去年三月今日の事にて候ふ、シテ、さて其兒の年は、ワキ、十二歳、シテ、主の名は、ワキ、梅若丸、シテ、父の名字は、ワキ、吉田

の何某ナニガシ、シテさて其後は、親とても尋ねず、ソキ親類とても尋ねこず。シテまして母とても尋ねぬよのう、ソキ思ひもよらぬ事、シテのう、親類とても親とても尋ねぬこそ理なれ、其幼き者こそ、此物狂が尋ねる子にては候へとよ、のう、是は夢かやあら浅ましや候ふ、ソキ言語道断の事にて候ふものかな、今まではよそのことこそ存じて候へ、さては御身の子にて候ひけるぞや、あらいたはしや候ふ、シテ今まではさりととも逢はんを頼みにこそ、知らぬ東に下りたるに、今は此世になき跡の驗ばかりを見る事よ、さては無慥や、死の縁として生所を去つて、東のはての道の邊の土となつて、春の草のみ生ひ茂りたる此下にこそ有るらめや、地「さりとては人々此土をかへして、今一度この世の姿を、母に見せさせ給へや、歌「残りてもかひ有るべきは空しくて、有るはかひなきは、きぎの見むつ隠れつ、面影の定めなき世の習、人間うれひの花盛、無常の風音添ひ、生死長夜の月の影、不定の雲おほへり實に目の前の憂き世かな下略

○美術、工藝 美術、工藝は學問と其趨勢を異にし鎌倉時代には北條氏が質素、儉約を旨とせし結果として甚、見るべきものなかりしに反し足利時代に至り

ては義滿、義政の奢侈に養はれて非常なる發達をなし中にも繪畫に於ては如拙ゴウサツ、周文、雪舟、宗丹、明晁、土佐光信、狩野正信、其子元信、等名家の輩出を見る先是、後鳥羽帝の頃、藤原信實、中世の能手と稱せられ其子孫、法を傳へて繪所預たりしが後には流麗緻密を主とし多く宮中衣冠の人物を畫きたれば漢畫カンガと頗、趣を異にせりよりて大和繪または土佐繪と稱せり其名手藤原經隆フナトカが土佐權守たりしが故なり然るに後醍醐帝の前後に可翁カウ、明晁、出で後小松帝の前後に如拙、周文、顯はれ宋元、明の畫法を學び後花園帝の時、雪舟、出で明に入りて畫法の奥妙を極め筆力の勢強きと氣韻の高きとを主とせり此等を前の大和繪に對して唐畫と稱し概、墨畫の草筆なり尋いで狩野正信出で畫法を周文に受け雪舟の薦によりて足利幕府畫工の長となり其子元信に至り大和畫と唐畫とを折衷して一家を立て其子孫世々斯道の妙手たり故に元信を古法眼と云ひ狩野派の祖と稱す又、我邦美術品の重要なるものは戰具、陶器、漆器、等にして刀工は後鳥羽帝の獎勵以來、愈、絶妙に入り鎌倉時代に藤原吉光ヨシヒコあり後醍醐帝の時、鎌倉に岡崎正宗オカザキマサムネあり足利時代に越中の人、郷義弘ゴウギヒロあり後世併稱して三作と云ふ後藤祐乘フナトヨシノリは金具の彫刻に譽を殘

し子孫十餘代、其業を世襲して金工の名匠となり、大坪道禪は鞍、鏡等の製造を以て名高く、明珍信家は甲冑の妙手として知られぬ。陶器の産地は尾張の瀬戸を最とし、既に後堀河帝の頃、其地の名人加藤景正、出で支那に入りて其法を學び、歸朝の後、其技益、精妙を極め、其子孫に名工多かりき。後宇多帝の時、近江に信樂焼を創めし者あり。後醍醐帝の時、伊賀に伊賀焼を開きし者あり。祥瑞五郎太夫は明に入りて陶業を學び、歸朝して肥前に其業を起し、各地、競ひて珍品を出し、漆器には泥金、梨子地、磨出、詩繪等の美術品を製出するに至りぬ。其他、建築も義満、義政の頻繁なる造營によりて著く進歩し、七條の大工宗副は天下一の稱を許されたり。

○風俗 公卿の遊戯には詩、歌合、連歌、蹴鞠等、猶盛に行はれ、武家は大道物、流鏑馬、相撲、若くは山海の漁獵を樂み、音楽は平安時代に盛なりし雅樂、廢れて田樂、猿樂、隆盛となり、田樂は北條氏の末に最盛を極め、高時、最之に耽りぬ。猿樂はもと散樂と書し、滑稽を主とする狂言の類なりしが、南北朝の頃より新曲を作り、歌舞して之を行ふに至りて、大に流行し、田樂は漸、衰へぬ。猿樂の歌を謠と云ひ、其舞を能と云ふ。足利義政以後、益、盛に行はれ、其藝人は大に勢を得、觀世、金春、實生、金剛の四

座を立て、之を演ずるを業とするに至りぬ。又、茶湯、插花も盛に流行せしが、茶道を起せしは奈良の稱名寺の僧珠光にして、義政に召されて、東山に往き、義政を贊助して、喫茶會を設け、貴賤上下を分たざる一種風流の交際を始めしより、茶道、大に弘まり、道事、宗悟、紹鷗、利休の輩、相、尋で出で、民間にも喫茶を嗜む者、漸、多く、路傍に茶店を置けば、旅人、一文を投じて、一碗を喫するを樂むに至りぬ。當時の衣服は猶、袖狭く、裾短く、男子は總髪を頂に纏ひしが、爭亂の世、甲を被るに、逆上を避けんが爲、月代を剃り、女子は凡て垂髪なりき。又、家居する時は烏帽子を冠り、外出には男女とも多くは笠を用ひ、中流以上の女子は被衣を被りぬ。蓋、面を人に露はすを耻づる習慣なりしが、如し又、食事は古來、朝夕、二回なりしが、源平以後、爭亂相續き、壯者は兵役に勞し、老者は運搬に疲れ、晝飯を加へて三食をなすに至りきと云ふ。

参考書

野史、花營三代記、後鑑、武家名目抄、善隣國寶記、異稱日本傳、倭寇の

事詳細なり、足利治亂記、園大曆、賴川賴之記、足利治亂記、應仁記、日本工業史、大日本商業史、本朝畫人傳、管領九代記、工藝史料、大日本佛教史、日本繪畫史、日本外交志稿、日本風俗史、等

第八期 戰國時代

紀元二二一五〇より
紀元二二六〇まで

皇位繼承第十一表

後柏原(一〇四)——後奈良(一〇五)——正親町(一〇六)——**陽光**——後陽成(一〇七)

第一章 足利氏の末路、京都の衰頹

○畠山、細川、兩氏の争 將軍義尚は頗學を好み十二歳の時より和歌を能くし小槻雅久をして論語を講せしめ、卜部兼好をして日本記を講せしめ、十五歳にして天下の政務に就き父義政が放逸驕恣の後を受け政治を一條兼良に諮ひ足利氏中興の大志ありしに惜哉、時、戦亂の後を受け數十年間の怨恨、都鄙に滿ちて擾亂交、起り時の管領政元時元の子之を制する能はず、紀元二一四九年延徳元年義尚、自將として六角高頼を討し近江の釣里に在りて陣中に薨じ其翌年、義政亦薨じたれば義視の子義種將軍職を嗣ぎしと雖、諸將の跋扈を制御すること能はず、畠山政長、管領となりて畠山義豊義就と兵を構へ將軍義種を奉じて正覺寺に據り

ぬ、義豊は陰に細川の家臣三好之長三好に通じて細川に加勢を乞へり、是に於て細川、畠山、兩管領家の交争を生じ、勝元の子政元は義豊を助け、京極、山名、一色、等と兵を合せて正覺寺を攻め、たれば義種は身を脱して筒井に走り、政長は自殺せり、政元乃、諸將と議し、紀元二一五三年應永二年堀越公方政知の子義澄を奉じて將軍とし、自管領となりぬ、義種は一時捕へられしが又、逃れて越中に奔り、轉じて周防に赴き大内義興に據る

○細川家の内訌

斯くて天下の實權は獨、管領細川氏の手歸し、將軍は只、空名を擁して拱手するのみ、政元は又、父祖の積威に憑りて五畿内及近江の守護を兼掌し、權勢甚、盛なりしに將軍義澄は遊惰にして晝夜、酒色に耽溺し、自事を司裁すること能はざりければ其榮枯進退は一に管領の掌握する處となりぬ、然れども幾程もなく細川家にも亦内訌起りて實權は其家臣に歸するに至りぬ、初政元、子なきを以て藤原政基の子澄之、族政春の子高國を養ひしかども皆、意に稱はず、更に阿波の細川成之の孫澄元を養ひて嗣とし、三好長輝をして之を輔けしめぬ、是に於て政元の家臣香西元近、藥師寺興次等議して曰く、澄元嗣となり長輝

權を執るに於ては我等、皆其下に立たざるを得ず、宜く速に大事を行ふ可しと遂に近士、福井、戸倉等をして政元を弑せしめ、澄之を奉じて管領とせり。三好長輝、阿波に在りて之を聞き、澄元を奉じて京都に入り、元近、興次、戸倉等を嵐山に攻めて之を殺し、澄之をも殺害し、澄元を立て、管領とせり。

○大内義興の上京 紀元二一六八年永正五年正月、大内義興は細川家の内訌を聞き、大に喜び、山陰、山陽、西海、三道の兵を擧げ、前將軍義植を奉じて東上せり。高國亦、兵を擧げて之に應じたれば、將軍義澄は近江に奔りて六角高頼に依り、管領澄元は阿波に走りぬ。義興乃、義植を奉じて將軍とし、自管領となりて、非政を釐革し、皇室を尊び、公卿、社寺の領土を復したれば、上下よく歸服して、京都稍肅然たるを得たり。然るに義興は京都に留まること十一年にして、管領職を細川高國に譲りて歸國せしかば、京都は復、争亂の區となる。

○三好氏の勃興 細川澄元は阿波に在りて、義興の京都を去りたるを聞くと、大に喜び、三好元長之長の子と兵を合し、攝津に至りぬ。細川高國拒戦して敗れ、近江に走り、六角、京極、二氏の援兵を得て、京都に歸り、澄元等を破りて、阿波に走らせり。

是に於て高國、獨、幕政を專にして、漸、驕恣を極め、遂に將軍義植と隙を生じ、之を淡路に逐ひ、義澄の子義晴を播磨より迎へて、將軍とせり。此時に當り、三好元長、兵を阿波に起し、細川澄元の子晴元を奉じて、堺浦に至り、一旦、敗れて歸國せりと雖、紀元二一九一年享祿四年又、大擧して京都に入り、遂に高國を破りて、之を殺し、晴元を管領とせり。幾干もなく、晴元は讒を信じて、元長を殺しけるに、元長の子範長長長ずるに及びて、父の殺されしを怨み、兵を擧げて、晴元を逐ひ、自管領となりて、義晴の子義輝を擁立して、將軍となしぬ。是に於て、三好氏は遂に其主家細川氏に代りて、幕政を專にし、大に勢力を振ひて、遂に畠山氏を滅し、其近畿の領地を併有し、勢、甚、盛大となりぬ。

○松永久秀の專權 紀元二二二四年永祿七年三好長慶範長の卒するや、其家臣松永久秀、範長の子義興を弑して、三好氏の權を奪へり。是れに於て、將軍義輝は久秀の專横を惡み、竊に之を除かんことを謀りしに、久秀之を知り、義澄の孫義榮が將軍たらんと欲するを知り、之に意を通じ、義輝が二條の新第を造營して、移轉の事あるに、乘じ、紀元二二二五年永祿八年急に之を襲殺せり。義輝二弟あり、周嵩、覺慶

と云ふ共に僧たり周嵩は久秀の部下に殺され覺慶は遁れて近江に走り還俗して名を義昭ヨシマサと改めぬ是に於て久秀は義榮を擁立して將軍となし自幕府の政權を恣にせり

帝國大學所藏國史眼は史實の眼目を列擧し綱要を示せる書なり、こゝに初學者の爲めに一節を抄出せん

初、義輝基督教に向ふ、禰に遭ふの年は其教師新年の賀に興り、謁見の狀を記して曰、公方の宮殿は三大廓あり、每廓に守兵を置く、大諸侯の甲第は第一廓内にあり京市七口第二廓は公族元老の居住する所にして、諸侯の十人以上を従へ且乗馬するを禁ずなり第三廓は公方の居殿なり、大諸侯と雖、只從者二人持履の少年一人を従ふを許す、守兵甚多く諸人幅帳すれども喧嘩の聲を聞かず、少しく騷擾を起せば死に處す、公方の外國使諸王侯を見る所は莊麗の大室なり、柱は金を以て包み、七階の壇を設け、亦金包みにして、茵席を以て表面を覆ひ、公方は上壇の華美の尊に坐し、四公族は後に、大臣は左右に坐し、周圍に高位の臣、三百餘人列坐す、上には天蓋を釣る、四方龍形にして、金面の環珞に寶玉を飾る、公方は珠玉燦然たる金縷の衣に廣帯表被をなし、中啓末を執り、神の如くに端坐し、諸侯の敬禮を受て黙答もせず、少しく中啓を傾るのみ、又其母壽慶院の居に至れば衆女官列坐の中央に坐し、禮拜堂に阿彌陀像を安じ、室内沈靜にして敬禮を守り貴重の器に茶を點し、先づ自喫して教師に賜ひ、細箸にて一種の砂糖漬を挾與た

りと、足利氏衰ふと雖、其威嚴の狀想を見るべし(國史眼)

○足利氏の滅亡

斯の如く足利將軍の威權衰へて管領細川氏實權を握り細川氏の内訌起りて其家臣三好氏、威權を恣にし三好氏亦、其權勢を家臣松永氏に奪はれ陪臣の強梁、益甚く京都兵亂の衢となると應仁以來一百餘年皇室は式微の極に沈み給ひ市民は四方に離散して塗炭に苦み地方の豪傑、皆機を伺ひて京都に入り天下戡定の偉業を成さんと企畫するの時に當り義輝の弟義昭、近江越前の間に流浪すると三年、遂に織田信長の威名を聞き之に依頼して興復を圖りぬ紀元二二二八年永祿十一年信長、遂に義昭を奉じて京都に入り將軍義榮を逐ひ三好及、松永の黨を或は逐ひ或は降し義昭を將軍とし自、之を輔佐せり然るに幾程もなく義昭は信長の威名、日に熾なるを忌み且、其諫を快とせず終に兵を擧げて信長を除かんと謀りしこと二回に及びければ信長は義昭を河内に逐ひ足利氏に代りて天下に號令せり足利氏は十五代、二百三十五年にして紀元二二三三年に亡びぬ

左の一文は「國史眼」の記事を抄出せるものにして、足利季世に於ける日本國俗

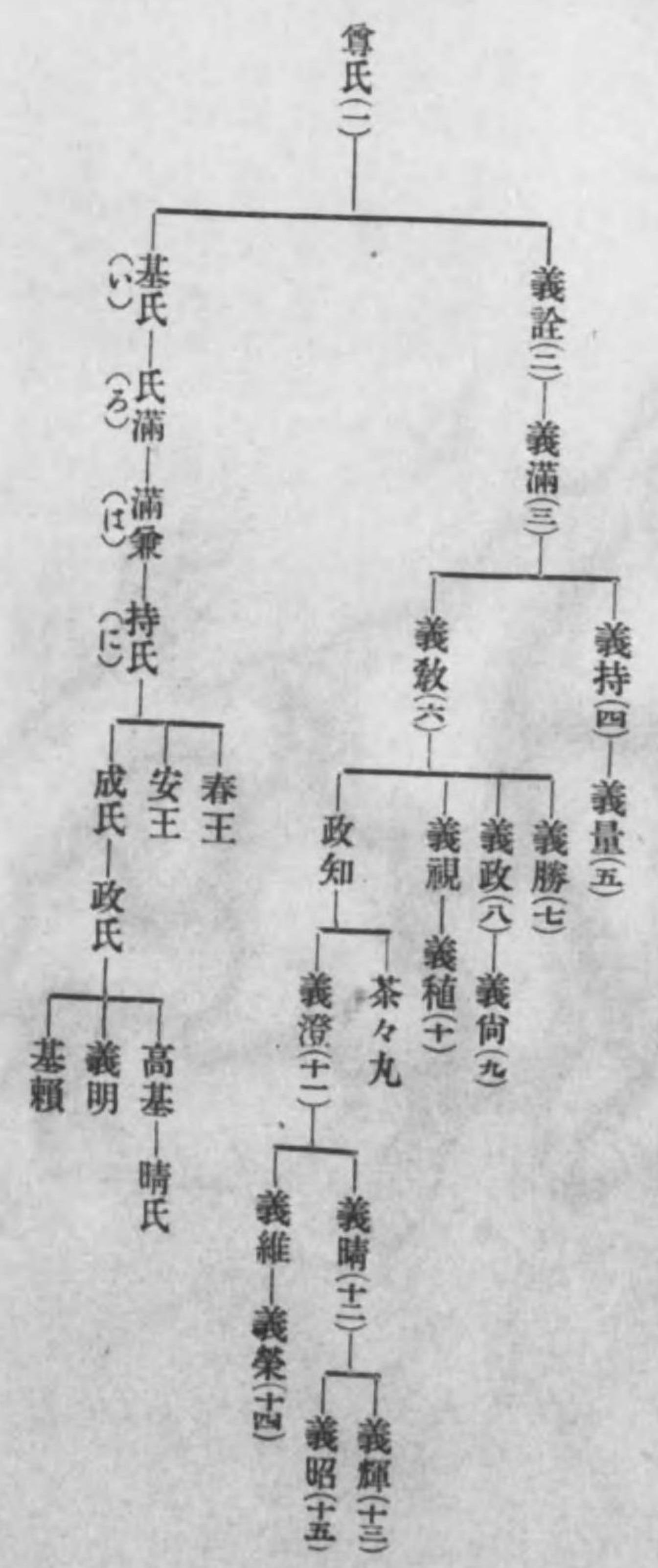
の外人觀なり

是時西洋教師都鄙を宣教して、當時の風俗を記する頗詳なり、曰く、貴族は概して二層の美屋に住し、必別室ありて、最々美なり、畫壁金屏を匝し、床上には名畫を掛け、花草を滿挿し、茶器刀劍を飾る、平民は木造屋にして、富者は白壁を塗る、貧家は藁を葺き、粘土の壁なり、此種の家屋甚多し、貴婦人殊々善遇せられ、世に比類なし、屋室善美を盡し、庭に花卉を栽み、池沼に魚鳥を養ひ、歌舞の臺あり、女孀五十乃至二百人、皆門閥の人にして、容色端麗たり、其他百物備らざるなし、惟規律の嚴なる、自由を妨るのみ、其配合は一夫一婦を常とすれども、些細の事に因り離婚すること容易なり、年中行事一定の期程あり、冬夏衣を更ふ、更衣の節と稱す、履は半輪狀の緒を著け、足の兩指間に繫ぎ、夾む、平民の衣は膝に至る、甚盤形模様の大廣帯に、大小刀を佩ぶ、市街村邑皆同じ、常に杖を手にして、男女共扇を持つ、貴人の外出は僕從傘を捧て日を遮る、婦人衣服の華美なる日本に及ぶ國なし、首飾十分ならざれども、頭髮は巧に後頂に垂れ、總絲を以て之を結び、眞珠の指環あり、金銀鍍箔の潤帯を纏ひ、衣服は五襲乃至二十襲、其上に表衣を被る、衣の後部を曳く數尺なり、衣襲の多少を以て其品位を知る、佛國人衣を曳く長短の如し、貴女の出行は美麗なる乗物に乗る、食饌は清潔なり、室に入れば履を脱して、室既を汚す坐するに足を屈す、東洋一般の風の如し、食卓は方形にして、低脚あり、一人に一卓なり、其制甚美にして、金銀を鍍め、毒蓋したるもあり、故に覆布なし、先茶果を供して、酒饌に及ぶ、肉又匙刀を用ひず、唯箸を用ふ、中等以下は米蔬魚肉を食ふ、富者は肉菜を高き、盛る、鳥の全體を

用ひ、金を以て嘴を飾るあり、飲料は麥酒に類す、最々茶を嗜む、旬強して獲たる野獸の外は屠食を忌むこと、馬肉の如し、人民活潑強壯にして、軀幹は中等なり、貴族は全髪を蓄へ、後に髻す、少年は前面を剃り、職工農夫は半を剃る、饑渴寒暑に屈せず、困屈を堪忍す、商事の交りに粗暴の舉動なく、丁寧親切なり、職工農夫も歐洲と異にして、殆ど宮中にて教育を受たるが如し、言語は壯にして、完美なり、羅旬希臘に勝る、人の品位に因て其語意を異にし、貴賤老幼公私の語皆一様ならず、公侯大人の語を平人用れば、輕蔑の語となり、同語も男女にて語意の異なるあり、一般の人は只畏敬を以て教育となす、獎勵心を起すに名譽を以て獎勵す、故に名譽を重じ、他より賤下されるを嫌ふて、憤怒するの甚しき外國人の比に非ず、畢竟榮譽に束縛せらるるなり、其事業に於ける名譽と功賞とを好み、一意に己の職を守り、細故にも不當の行爲をなさず、因て不正の語を發し、損害をなすこと少し、相互尊敬し、貴族の禮讓に至ては、位階順序動作進退の儀を以て、品格を表す、貧困の備夫に至るまで、正理の待遇を好む、食慾を嫌ひ、目して卑劣破廉恥となす盜賊を惡む甚し、些の物を盜て發覺し殺戮せらるるも異議する者なし、初は細事をなすも終に大賊に至るを以てなり、父母を尊敬する最々重し、其義務を欠けば、神明の罰を蒙る、君主の行に賞讃すべきは、篤行廉直の家臣一人を稱み、過失諫争の權を與ふ、他人より誇られんより、寧ろ家臣に諫争せられんとの意なり、貧困を以て人より疎み侮らるることなし、常々怯夫と輕侮せられざること、に注意し、危難に勇進す、敵に會すれば兵器を持ざるも向ひ進む、其勇洵に驚べし、喜戚を色に見ず、愧ぢ、七情を抑勢する風尙あり、頗

地奪れ財産を失ふも猶高大の容をなす舊の如く、親友にも憂苦を告す、我柔懦を示すを恐る、多言を賤み、告訴を怯とし、感覺の強きを婦女に比す、觀念に強く、事業衰頹し家産破滅に及ぶも神佛に祈念せず、又加護なきを怨罵することなし、此、基督教徒に反する所なり(國史眼)

足利氏系圖其二



圖之據割群間奉治弘文天

尺之一分万百五



朝鮮

130°

135°

140°

35°

40°

第二章 群雄割據 其一 東北部

○東北部の概況 應仁の亂以來、朝廷の命令も幕府の號令も四方に行はれず、幕府には強臣跋扈し、地方には群雄割據して争亂止むときなく、東北部に於ては駿河に今川氏ありて遠參を侵略し、其家臣より後北條氏起りて關東を平げ、奥羽には南部、最上、伊達等の諸氏ありて伊達氏の勢最、強く甲斐に武田氏あり、越後に上杉氏ありて互に信濃を争ひ、其間諸豪傑また皆、西上の企圖をなし、頗、複雑なる形勢なりき

○北條早雲伊勢長氏の勃興 關東に於て古河、堀越、兩公方、交争の間、古河にも、堀越にも内証あり、山ノ内、扇ヶ谷、兩上杉の管領家も互に相軋り、關東の紛亂は益、甚くなりぬ、古河にては公方成氏卒して政氏嗣ぎ、政氏亦老いたるを以て其子高基、後を嗣ぎしが弟義明と相善からず、義明走りて上總に行き、上總の豪族里見氏に依りて小弓に居り、小弓御所と稱せり、又、山内顯定は上野に據り、扇ヶ谷朝良は武藏の河越コノヘに居り、兩上杉氏互に宿怨を結び、交争絶えず、堀越にては公方政知、二子

ありて政知は次子義通を愛し長子茶々丸を疎んじければ茶々丸遂に其父を殺しぬ義通よりて難を駿河に避け今川氏親に依りぬ時に今川氏の客將に伊勢長氏と云ふ者あり京都の人伊勢貞藤の子なりしが英邁にして大志あり天下大に亂れんとするを察し竊に當時の豪傑荒木兵庫多目權平等の六人と劔に杖きて東行し今川義忠に依りぬ義忠は其姉の夫たり時に義忠死して駿河大に亂れしかば長氏乃氏親を奉じて國內を鎮定し其功に因りて八幡山の城主となり紀元二一四八年^{長享二年}高國寺の城に移り大に政令を修めて堀越公方政知に服事せしが茶々丸の亂を聞くや病に托して伊豆の温泉に浴し竊に其の形勢を窺ひ以爲へらく伊豆取るべしと即歸りて衆と議し兵五百を率ゐて直に堀越の城を襲ひ火を放ちて之を攻めければ茶々丸等皆奔りて自殺せり長氏遂に伊豆を取り號令を嚴明にして秋毫も犯す所なかりしかば民皆悦服せり時に疾病屢流行し之が爲に困むもの多かりければ長氏與ふるに醫藥を以てし民を循撫すると父母の如くせり是に於て遠近相告げて來り歸するもの多く後^後並山に移りて北條氏を冒し更に相模を伺へり時に相模の小田原に大森實頼あり長氏先使を遣りて

好を通じ實頼死して其子藤頼の幼弱なるに乗じ長氏獸獵に托して突然小田原を襲撃し遂に其城を取り嗣子氏綱をして此に居らしめぬ是より後北條氏の兵勢益熾なり紀元二一六四年^{永正元年}上杉朝良^谷は援を長氏に請ひ上杉顯定と立河原に戦ひて敗れたるが其後朝良は同族互に兵を構ふるの非を覺り使を顯定に遣して和を講せり於是兩上杉氏連和し以て長氏の蠶食を防げり時に長氏剃髮して早雲と號し紀元一七二年^{永正九年}三浦義同を岡崎城に攻めて之を取り盡相模を略せり其卒するに及び嗣子氏綱に遺言して必關八州を總統すべきことを以てし又法訓二十一條を定めて將士に頒てり

○後北條氏の關東平定

氏綱亦將略ありて善く兵を用ひ父の志を繼ぎ

紀元二一八四年^{後柏原天皇 大永四年}武藏の扇ヶ谷朝興を攻めて之を高繩に敗り走るを追ひて江戸城を抜き紀元二一九八年^{後奈良天皇 天文六年}遂に河越城を取りぬ先是古河公方の分派なる足利義明小弓に居り里見義弘の援を得て勢稍盛なりしが氏綱は河越城を陥められたる翌年を以て義明義弘の聯合軍と鴻臺に戦ひて大に之を破りたれば武藏下總略平ぎぬ紀元二二〇一年^{天文十年}氏綱卒し子氏康立ちしが其智略

父祖に滅せず益、四隣を侵略して勢愈、猖獗なり駿河の今川氏、之を嫉み山、内、扇、谷、兩上杉氏と謀を通じて氏康を圖りぬ兩上杉氏、之に應じ紀元二二〇六年後奈其帝十五軍を合して氏康を何越に攻めしが氏康、逆へ撃つて大に聯合軍を破り扇、谷朝定を虜にし更に山、内憲政を平井城に攻めて之を陥れたれば憲政は越後に逃れたり、後數年、氏康、古河を陥れて古河御所を滅ぼし遂に關東を併吞せり早雲が小田原を取りしより後北條氏は世々小田原城を根據とし法令を簡にし租税を軽くし賞罰を明にせしかば諸國の士民、争ふて茲に集まり其城市、殷富を極め兵、益、強く國、愈、富めり

○上杉謙信の勃興

越後の上杉氏は本姓長尾氏にして山、内上杉家の家臣たり爲景に至り、去つて越後に據り自立して漸、勢を得、天文中に至り加賀、越中の一揆と戦ひて死せり時に爲景の子景虎若年なりしも能く兵を用ひ其向ふ所よく敵する者なかりき紀元二二一一年後奈其帝山、内憲政が北條氏康に破らるゝや遁れて來り投じ景虎に請ふて曰く、我家は八州に管領たること茲に十二世今、氏康の破る所となる卿願はくは吾が爲に仇を氏康に報せよと乃、相約して父

子となり姓氏、職號を擧げて景虎に授けぬ是に於て景虎は上杉氏を冒し紀元二二一三年後奈其帝京都に上りて將軍義輝に謁し其偏名を賜ひて輝虎と改名し後、剃髮して謙信と號せり謙信は山、内憲政との誓約を重んじ屢、兵を率ゐて關東を蹂躪し其勢、疾風の如く向ふ所、靡かざる者なかりしも北條氏は毎に小田原城を固守して出で戦はず又、甲斐に武田氏ありて常に越後の虛を伺ひたれば謙信、遂に全力を關東に伸ばすことを得ざりき

○武田信玄の勃興

武田氏は源義家の弟義光の後裔にして世々甲斐守護たりしが信虎に至りて勢、漸、強く四隣を蠶食して紀元二一九六年後奈其帝兵を率ゐて信濃に入り海野口城を攻めぬ然るに城兵、固く守りて拔け難かりければ信虎、止を得ず圍を解いて歸りぬ時に信虎の子晴信、年始て十六、父の兵三百を請ひ黎明、還りて城を襲ひ一舉にして之を拔き城將平賀源心を斬りたれば諸將、皆驚き始めて其智勇に服せり然るに信虎は次子信繁を愛して晴信を疎んじ遂に其功を賞せざりしのみならず晴信を廢して信繁を嗣となさんとせり晴信、陰に飯田兵部、板垣信形等と謀り今川義元に結びて父信虎を排斥せんとせり義元も

とより信虎の悍強なるを憂ひ潜に晴信を助けんと約せり紀元二二〇一年、信虎は晴信を逐はんと欲し自、駿河に赴き義元に謀る所あらんとせり義元、乃、信虎を留めて返さず晴信、遂に甲斐に自立し、勢、甚、盛大なり紀元二二一三年後奈良天皇二十二年晴信、先、信濃を略し諏訪氏の領土を席卷し松尾伊奈郡深志筑摩郡小笠原佐久郡の諸氏を吞滅し進んで村上義清を撃破せり義清、遁れて越後に奔り援を上杉輝虎に請ふ是に於て武田、上杉、兩氏の戦端開け終に有名なる川中島、數度の合戦とはなりたり

○川中島の戦

上杉輝虎は村上義清の請托を諾し爲に兵を出して晴信と争ふこと紀元二二一三年後奈良天皇二十二年より紀元二二二四年正親町天皇永祿七年まで十二年間、戦をなすこと四回に及べり第一回は天文二十二年十月のことにて輝虎は令を下して兵を小由濱フダノハマに勒し八千騎を率ゐて信濃に入り十一月朔、進んで川中島に陣せり武田晴信、之を聞き援を今川氏に請ひ兵二萬を率ゐて雨宮渡に陣し兩軍、相持して戦はざること數日、廿七日に至り輝虎、平賀宗助ヘラカノムネタカを遣り明日、會戦せんことを約し即夜、兵を勒して七隊と爲し毎隊を七分して四十九隊となし圓陣を作

りて進めり晴信は二萬を十、四隊に分ちて之を逆へ激戦數合、遂に勝敗を決する能はずして各、兵を還へしぬ翌年八月、輝虎、又、八千騎を率ゐて信濃に入り丹波島、原町に陣せり武田晴信また二萬人を率ゐて貝津城に入り明日、出で、激戦すること十七合、勝敗、未、決せざりければ晴信は中軍を率ゐて犀川を渡り蘆荻の中を潜行して俄に輝虎の麾下を衝きて之を破りぬ然るに輝虎の部將、宇佐美定行、渡邊中等、別隊二千を以て横に晴信の軍を撃ち其麾下を敗りぬ是に於て晴信、三千騎を従へ河を渡り退けり之を第二戦とす其後一年を隔て、紀元二二一六年正親町天皇弘治二年武田、上杉、復、川中島に戦ひ晴信は山本晴幸ヤマモトハルキチと夾撃の謀を爲し兵六千を分ち戸神山の狭路を経て越後の軍後に出でしめんとせしに夜、闇く霧、深きが爲、路を失ひて未、達せざるに輝虎は甲斐の陣に人馬の聲ありて炊煙の起るを見直に令を下し八千騎を率ゐて筑摩川を渡り大霧に乗じて晴信の陣を衝きぬ時に甲斐の別軍、漸、上杉の陣營に至り之を衝きしに營中人影なく途に川中島の戦聲、天地に轟くを聞き急に軍を旋らし筑摩川を渡りて敵の後を衝く晴信、軍を返し夾みて之を撃ち或は進み或は退き縦衝横撃、遂に、勝敗を決せずして互に兵を

收めぬ之を第三戰となす斯くの如く兩軍の雌雄尙決せず兩國の士民連歳の兵革に苦み和を講せんことを乞ひければ今川義元の周旋により兩雄一旦和を講じぬ然るに紀元二二二一年正親町天永輝虎兵十萬を率ゐて北條氏康を小田原に伐ちしに氏康は輝虎と鋒を交ふるの不可なるを知り城を守りて出て戦はず武田晴信をして越後を侵さしめ坐ら輝虎の退くを俟ちぬ輝虎果して退き晴信の和議を破りたるを憤り復兵を出して川中島に戦ひぬ而かも亦勝敗を決するこゝと能はずして互に兵を收めぬ當時戰術に於ては武田上杉の二氏に及ぶ者なく川中島の戦は後世軍法を説く者の模範とする所なるにも拘らず其交争は遂に兩雄をして業を天下に成すこと能はざらしむ亦惜い哉

○桶狭間の戦 駿河の今川氏は本足利氏より出づ範圍に至りて軍功あり尊氏之れを駿河の守護とせり其孫貞世了は一旦九州探題となりしが久しからずして又駿河に封せられ子孫相傳へて駿河に居り足利氏の藩屏たり義元に至りて駿河遠江參河の三國を領し勢を恃みて旗を京都に樹てんと企て紀元二二二〇年正親町天永兵四萬五千を率ゐて尾張に入りぬ織田信長時に年廿七僅に三

千騎を以て之を迎へ撃たんとせり諸將諫て曰く敵勢甚銳し城に據りて守るに若かずと信長聽かずして曰く先君言あり隣國來り攻むるときは速に出で、戰ふ可し猶豫するときは將士心を變ずと諸將に酒食を與へ旗鼓を伏せ風雨を冒し夜に乗じて急に桶狭間を襲ひ義元の營を衝きぬ義元既に鷺津丸根の兩城を抜き祝宴を張りて備を設けざりければ不意を撃たれて大に驚き營中爲す所を知らず信長遂に義元を斬りて清洲に凱旋したれば其威名忽天下に轟きぬ

○三形原の戦 東海に威名盛なりし今川氏も桶狭間の敗後其勢頓に挫け義元の子氏真のち後を嗣ぎしも昏愚にして爲すあるに足らず先是松平氏は西部參河に於ける吉良家の故封に據り清康の子廣忠のちに至り今川氏に臣屬せしが其子家康沈毅にして大度あり武略亦人に超へ義元西上の際年十九にして其先鋒たり今川の軍敗るゝに及んで岡崎城に歸りて自立し進んで遠江を略取し織田氏と和親を結びて之が爲に東方の守備となりぬ時に武田晴信は甲信の兵馬を訓練して駿河を略取し進んで遠江を侵し紀元二二三二年正親町天永兵四萬を率ゐて三形原に陣せり家康援を信長に請ひ佐久間信盛平手汎秀等の來り援くるに

及び出で、大に三形原に戦ひぬ家康、先兵八千を分ちて九隊と爲し敵の先鋒を衝き之を走らせしに晴信、奇兵を縦ちて横に家康の麾下を撃ちたれば信盛、汎秀、苦戦して死し敵兵、勝に乗じて益、逼りぬ家康、憤激して將に死を決して戦はんとせしが夏目正吉、之を止めて大將、命を致す可きの秋にあらずと云ひ敵兵を遮り奮戦して死せり家康、間を得て走りて濱松城に歸りぬ晴信、乃、兵を收めて歸り翌年、病に罹りて歿し其子勝頼、後を嗣げり

○上杉輝虎の卒去 上杉輝虎もまた既に加能、越、を平げたるの勢に乗じ將に大舉して旗を京都に樹てんと欲せり會、能登の人長重連、叛いて信長に應じ穴水城に據りたるに小松、安宅の諸城、皆之を應じ勢、頗盛なり信長また兵四萬八千を率ゐて自來り遂に北越を平げんとせり輝虎、乃、兵を率ゐて先、穴水城を陥れて重連を斬り進んで小松、安宅を抜き遂に越前に入り信長と雌雄を決せんとせり信長、大に恐れ夜に乗じて遁れ去りぬ輝虎、乃、書を信長に贈りて曰く、明春三月を期して會戦せん」と、よりに檄を管内の八國に傳へ準備、漸成りて將に發せんとせしに期に先つこと二日、忽然、病起りて卒せり年四十九、輝虎は妻妾を蓄へざりしを以て子なく姪景勝、後を嗣ぎよく其遺業を守る

第三章 群雄割據 其二 西南部の形勢

○西南部の概況 當時、西南部の形勢は中國の大内氏亡びて毛利氏、之に代り其勢力、山陰、山陽、十三州に跨り西海には豊後の大友、薩摩の島津、肥前の龍造寺ありて島津氏は薩、隅の險阻に據り澁谷、川邊、肝付等の舊族を侵削して勢、最強く四國には細川氏、阿波、淡路、讃岐を併領し河野氏、伊豫の一國を領せしが長曾我部氏、土佐より起りて四國を侵略せり

○大内氏の盛衰 大内氏は義興の時、最、隆盛を極め其領土は山陰、山陽に跨り獨、勢力を中國に張り既述のごとく大永五年義植を奉して東上し京都の擾亂に乗じ細川高國の兵と合して義植を將軍職に復し自、其管領となりて政務を修め一時、幕府の威權を恢復せしが久しく京都に留まりて費用給せず且、出雲の日子氏、漸、勢を得、因、伯を平げ東は赤松、山名に抗せしかば其侵襲を患ひて歸國せり時に近畿、及、東國は兵亂の爲め疲弊せしにも拘はらず獨、大内氏は外國貿易を掌

り内、農、工、商業を奨励せしかば公卿、縉紳より商工の徒、皆大内氏を慕ふて四方より周防に來り山口の富強は天下に冠たるに至りぬ、されば義興は海を渡り豊、筑を兼併し遂に大友氏と姻親を連ねて勢益盛大に赴きしかども義興卒し其子義隆の嗣ぐに及び富強に甘んじて漸、文弱に流れ華奢に耽り武事を疎んじ施政を顧ずして人心を失ふに當り老臣陶晴賢タウヘンカウケン國政を執り義隆の嬖臣相良サウラ武任ブジンと權を爭ひ武任の讒言信せられて義隆、漸、晴賢を疎んじければ晴賢遂に病と稱して其の邑に歸り紀元二二〇一年後奈良帝 天文二十兵を擧げて山口を攻めぬ義隆は力盡きて自殺せり晴賢乃、大友義鎮オホトモノタカシの弟義長タカナガを迎へて主となし自、威權を恣にせり

○毛利氏の勃興 安藝吉田城主毛利元就は大江廣元の裔なり廣元五子あり第三子秀光、相模の毛利の庄を食みしより毛利氏を稱せり秀光より十一世の裔を弘元と云ひ元就は其第三子なり、初、猿掛城に居りしが後、吉田城に移りぬ紀元二一八一年後柏原帝 大永元京極氏の族、出雲の守護尼子經久、勢の盛なるに乗じ雲、伯兩國の兵を率ゐて來り侵せり元就は其勢未、微弱にして之に抗すること能はざりければ歎を經久に送りて一時、其部下となりき然れども元就以爲く「我宗世々

大内と懇交したり社稷を保たんとせば舊によりて大内氏に屬すべし」と乃、義隆と結びて主従となりぬ尼子晴久、之を聞きて大に怒り紀元二二〇〇年後奈良帝 天文九年兵五萬を率ゐて吉田城を攻めぬ時に城兵、僅に三千、義隆の將、陶晴賢來り援け撃つて晴久を退けぬ後、晴賢が其主義隆を弑するに當り義隆、一書を遣し元就に寄せて曰く「吾不幸にして賊臣に弑せらるる卿願はくは此の恨を報せよ」と元就、之を見て慨然として日夜、晴賢を誅せんことを謀り諸將を會して討議せり小早川隆景進んで曰く「宜しく朝廷に奏請し大義に依りて之を討つ可し」と元就、之に従ひ上書して詔を請ひ城を嚴島に城き紀元二二一五年後奈良帝 弘治元年晴賢を此に誘ひ襲撃して之を誅し遂に進んで山口に至り義長を逐ひたり是に於て毛利氏の威名、天下に振へり

○尼子氏の滅亡 關西に於て大内氏と頼頗の勢ありしものを出雲の尼子氏とす尼子氏は京極氏の支流にして經久に至り山名氏の衰ふるに乗じ其領土たりし備後、伯耆、出雲、隱岐、等の數國を併せ出雲の富田城に據りて屢、大内氏と戦へり、經久の子義久の時に至り毛利氏、山陽道を徇へ大内氏に代りて勢益、強く遂

に大兵を出して富田城を圍むと七年、四方に關を設けて糧道を絶ち亡ぐる者、降る者、皆之を殺せり。紀元二二二六年正親町帝永祿九年、城中、遂に食盡き人々危懼せり。元就之を度り關を撤して曰く「亡ぐる者、降る者、皆之を釋す」と。城兵乃、接踵して降り餘す處、僅に數百人となりぬ。會、元就病に罹りたれば、義久を招き降して之れを安藝の長田に置きぬ。是に於て元就は、尼子氏の地を併せ其領地は山陰、山陽、十三州に跨りぬ。元就、早く嫡男隆元を失ひしを以て嫡孫輝元、其後を嗣ぎ從四位下に叙せられぬ。而して元就の次男吉川元春、三男小早川隆景、力を協せて輝元を補佐し毛利氏の勢力益盛なり。

○九州の形勢 九州には豊後に大友氏、肥前に龍造寺氏、薩摩に島津氏ありて三氏鼎立せり。大友氏は大江廣元の弟中原親能の末にして世々、雄を鎮西に振ひ義鑑の時より葡萄牙國と貿易し富強を圖り其子義鎮に至りて大内氏と姻親を聯ねて益、勢力を増し菊池、秋月、諸氏を伐て其地を併せ肥後、筑前、筑後、豊前、豊後の五州を略して將に全九州を制せんとする志ありしが肥前の龍造寺隆信に敗られて頓に威勢を減殺せられぬ。龍造寺氏は少貳の部下にして康家、始て肥前の

佐嘉に起り少貳資元に屬し之を助けて大内氏の侵略を防ぎしが隆信に至り遂に主家に叛きて肥前に自立し少貳氏を敗りて勢力、頓に盛大となりぬ。薩摩の島津氏は源頼朝の庶子惟宗忠久の後裔にして世々、日、薩、隅、三州の守護たりしが盛衰常なく勝久の時、最、衰微せり蓋、勝久、孱弱にして國人、之に服せざりしを以てなり。勝久の族忠良は文武の才を兼ねて人望ありたれば國人、其子貴久を奉じて勝久を逐へり。貴久、國亂を平らげ薩摩、大隅の諸族を服し將士を訓養せり。其子義久に至りて勇略、父に超へ終に伊東氏を滅して九州の南部を併せ大友、龍造寺、二氏と鼎立の勢をなせり。

○四國の形勢 四國にては應仁以後、細川氏が阿波、讃岐、淡路を併領し其家臣たりし三好氏が國權を握りたるが前述の如く内訌、相續きて其勢、漸、衰へ尋いで伊豫の河野氏、一時、隆盛なりしが長曾我部氏が土佐より起るに及びて漸、四隣を侵略せり。是より先、一條攝關家の藤原教房土佐に來住し奉せられて其國司となりたるが一族、漸、繁榮して七派に分かれ互に相争ふに至り長曾我部元親、其中より出で、木山、安藝、太平、津野、山田、吉良の諸族を滅ぼし又、細川、三好の遺族、及、河

野氏を征し殆、四國全部を併有するの勢となる

第四章 群雄割據 其三 中央部の形勢

○中央部の概況 當時中央部の形勢も亦、門閥貴賤の秩序を失ひ權勢漸下に移り管領細川家、亂れて其家臣三好氏、幕府の政務を專斷し三好氏衰へて松永氏之に代りしこと前述の如くにして紛亂益、甚く其間、又僧侶宗徒も時勢に乗じて騷擾を極め皇室の衰微は其極に達して常費にすら困み給ふ有様となり、近江には六角氏、淺井氏ありて六角氏は澄元、高國の相争ふに當りて之が強援となり淺井氏は主家京極氏の政を失ふに當りて高清を逐ひて湖北に自立し、美濃は土岐政房卒して其子政頼立ちしが守護代齋藤利良、權を取り越前には斯波氏、衰へて朝倉氏起り、北畠氏は猶伊勢を有せり而して織田氏、尾張に起りて遂に天下統一の基を立てぬ

○皇室の式微 朝廷に政權の存せざること既に久しと雖、幕府の盛んなりし時は朝廷の公事、大禮の費用は皆幕府より獻じたれば未、大禮を廢するほどに

は至らざりき然るに義政以後に至りては將軍すら常費に困み明國に救助を仰ぎし程なるを以て朝廷に資を供呈すること能はず應仁擾亂の後に至りては朝章、國典、地を掃つて蕩盡せり、されば紀元二二五年寛正六年後土御門天皇、踐祚し給ふや古來、盛儀として累代舉行し來りたる即位の儀式も之を行はせ給ふ料なくして遷延三十六年を経、遂に其儀なくして崩御し給へり而して崩御の時も亦、葬儀を行ふ可き費なく御柩を内裏の黒戸に置き奉ること四十餘日、佐々木高頼の奉獻したる資料により始めて泉涌寺に奉葬することを得たり高頼は其賞として菊桐御紋、及後光嚴院宸筆の三略秘抄を賜はり昇殿の榮を受けぬ後土御門帝の後を繼ぎ給ひたる後柏原帝も即位の用度を幕府に徴し給ひしも集らす十二年を経て本願寺の僧光兼が黄金一萬兩を獻せしを以て始て大禮を擧げさせ給ひぬ光兼は其功に因り門跡に准せられきといふ天皇、紀元二一八六年大永五年崩御し給ひ後奈良帝、皇位を承け給ひけるが此時に至りては朝廷の衰微實に其極度に達し大臣三條實隆、百方、心を盡して補佐し奉りきと雖、漸、使を諸方の豪族に遣して數石の米、數兩の金を得て纔かに御膳に供することを得たるのみ享祿以

後、兩細川家の争亂にて京都、再、戰場となるや、邸第、寺院は多く兵火に罹り、公家は妻子を携へて禁中に避け、内裏の塙垣破壊し、三條橋の上より内侍所の燈火を見ることを得、紫宸殿前、左近橋樹の下に市人茶屋を設けて煎茶を賣るに至り、盜賊は白刃を携へて王公の家を掠略せり、因りて禁溝を浚へて僅に盜難に備へ給へり、又、公卿は四方の豪族に往き勸誘して即位の費を獻せしめ、大内、今川、北條、朝倉より數十萬匹を得て、紀元二一九六年天文五年に至り始めて即位の大禮を行はせ給へり、先帝の時より宸筆の和歌を人民に賜ひ其謝禮を納れて用度を補ひ給ひしに天皇の時に至りては此事、遂に一の業務の如くなりて貴賤の差別なく謝料の格に應じ錢を包みて御簾に繫け所望の歌を記し置けば、やがて宸筆を賜はり高野の僧宍雅は宸筆の周旋をなし寺務檢校に補せられしとかや、紀元二二一七年弘治三年天皇崩じて正親町帝立ち給ひ毛利元就の獻金にて即位の大禮を行はせ給へり、當時、公卿の多くは亂を避けて地方の豪族に寄食し或は洛中の富民より米を請ふなどの事もありきといふ

○一向宗一揆 當時、佛教も時勢に伴ひて頗、變體を現出し院政時代以來の

南都、北嶺の暴行は滅じて一向宗一揆の擾亂を生せり、初、淨土眞宗の開祖親鸞の寂するや其女覺信カキノ之を京都に葬り茲に大谷の本願寺を建て、布教を謀りたるに延暦寺、最、此宗を嫉みたれば京都附近には未、傳播せざりしも東北地方には信徒、頗、多かりき親鸞より七世を経て兼壽カミス如義ニギギ政の時に才辯ありて説法を善くし御文ミコノミチを著して布教に力を盡したれば男女の歸依、甚、深く多額の金錢を寄附して惜まざるに至り本願寺の富は王公にも過ぎたり是に於て延暦寺は兼壽を嫉むこと甚く後土御門帝、即位の年、本願寺を毀ちて兼壽を逐へり兼壽、越前に走りて各地を遊化し諸豪族の信賴を得て其徒、加、能、越、に廣まりぬ時に兼壽、以爲らく當今の時勢、須く武力を用ふべしと遂に兵を蓄へ衆を脅して其教に歸せしめたるに民間の亂を思ふ者、皆、來りて之に投じ兵力、頗、盛大となり一向宗一揆と稱して忽、北陸より近畿、東海に蔓延せり兼壽、又、大阪に石山別院を創めたるに茲にも頗、信徒を得て石山一向宗一揆、甚、盛大となり兼壽の子孫、光兼ミツカミ實ミツノ光教ミツノカミ證シメ光佐ミツサケ顯ノブの相尋いで力を盡すに及び一揆の勢力、益、猖獗キヤウケツとなりぬ抑、院政時代に於ける南都、北嶺の暴行は皆、僧兵の運動にして其範圍も京都附近に止まりたるが當時の

一向宗一揆は信徒、皆、兵士となり人民を屠り城邑を取り干戈を以て布教の手段とせしことなれば其災、殆、全國に及べり

○京都の法華宗一揆 日蓮宗も亦、一向宗と相悪く兩派の門徒、互に嫉むこと水火も雷ならず時の管領細川晴元、之を知り京都廿一寺の法華宗徒に囑して光教を攻めしめ以て其勢を抑へんとせり是に於て法華宗一揆起り本願寺を攻撃して之を焼き拂ひ勢に乗じて更に延暦寺を攻む山徒延暦寺僧徒大に怒り兵を率ゐて法華寺を焼き其宗徒を屠ること三千に及び忽、法華一揆を鎮定せり

○織田信長の勃興 織田氏は平重盛の裔にして元は尾張の守護斯波氏の家臣なりしが信秀の時に至りて斯波氏の餘業を受け勢漸盛なり信秀は勤王の志、厚く曾て献金して神宮、及、皇居を修めぬ信秀の子は即、信長なり始、吉法師と稱し幼にして放縱、素行、修まらず其傳平手政秀爲に自殺して之を諫む是に於いて信長、其忠節に感じ政秀寺を建て、之を吊ひ身を省みて武事を講究せり信長は長じて英邁果斷なり義理に通じ軍學を明にし其兵を指揮するや神速測るべからざるものあり永祿三年、今川義元が駿、遠、參の兵を以て來り攻むるや信長、時

に年二十七、義元の備へざるに乗じ風雨を冒して桶狭間の營を襲撃し一擧して義元を斫り威名を遠近に轟かせり紀元二二二二年永祿五年正親町帝は使を尾張に遣りて密旨を信長に賜ひぬ是より先、京都の人宗繼なる者、田産に富めるを以て數々供御を献じたるが常に朝廷の衰頹を憂ひ嘗て中納言惟房トヨフサに説きて曰く、尾張の信長は天下の豪傑なり宜しく繪旨を請ふて興復の事を之に囑すべし」と、因りて宗繼、及、磯貝久次をして密旨を齎し尾張に赴かしめ御用の合香を信長に賜へり、故に信長が勤王の念、益、固く紀元二二二四年、齋藤龍興を滅して美濃を合せ岐阜に移りぬ時に將軍義輝、弑せられ其弟義昭、出走して四方に流浪し信長の威名を聞き美濃に來りて之に依りぬ、是に於て信長が西上の志、愈、急にして先、水野信元の説を入れ徳川家康と好を通じ之に東事を委ねて武田氏を防がしめ一時、淺井長政と和して六角定頼を滅し悉、近江を平定し紀元二二二八年永祿十一年三好、松永の黨を逐ひて京都に入りぬ天皇、中納言惟房をして之を迎へしめ給へり時に三好の黨、猶、攝津、河内の諸城に據りしかども遂に欺を納れて皆、降り將軍義榮も亦、薨じ、かば義昭を以て將軍となし信長、之を佐けぬ是に於て京都の大勢は

信長に歸せり、信長、乃、皇居を修め、廢典を興し、以て皇室の尊嚴を明ならしめたり。

第五章 織田信長の偉業

○信長の叡山燒討 紀元二二三〇年正親町元年 信長は越前の朝倉義景を討たんとせり、初、信長の義昭を納るゝや、義景兵を擁して至らず、義昭、將軍となるに及びて、又、義景を招きしも、至らず、信長、乃、大に怒り、越前に入りて、義景を討ちぬ。淺井長政、叛いて、義景を援け、聯合軍を起して、姉川に陣せり、信長は徳川家康の援を請ひ、撃つて、大に之を敗れり、時に本願寺の光佐、攝津の石山に城きて、甲兵を備へ、淺井、朝倉に應援し、叡山の僧徒も亦、之に應せり、信長、諸將を遣りて、僧徒を招諭すれども、聽かず、信長、素より叡山の豪侈、濫行を惡むこと、深し、唯、敵勢の盛なるを以て、優容せしなり、是に至つて、信長、叡山燒討を諸將に命せり、諸將、皆、愕然として、疑懼し、諫めて曰く、「桓武帝、此寺を創めたまひしより、今に至るまで、王城の鎮護たり、之を滅ぼすは如何」と、信長曰く、「我等、楠風、沐雨の苦を忍びて、王事に勤勞するに、彼れ坊主等、律を破り、政を亂し、禍福を説諭すれども、聽かず、敢て兇徒を助けて、王

師に抗す、國賊にあらずして、何ぞや、且、婦女、肉菖を貯へ、公然、姦をなす、安んぞ、王城を鎮護するを得ん」と、遂に之を攻撃せしめ、盡、堂塔を燒き、僧徒、婦女、童幼を併せて之を斬り、其田園を沒し、城を坂本に城き、明智光秀に之を守らしめぬ。淺井、朝倉、兩氏も亦、間もなく滅ぼされたり。

○信長足利氏に代はる 此時に當り、武田信玄、西上の志あり、將軍義昭が信長の威名、赫々たるを忌み、之を除かんとするを知り、機に投じて、義昭を教唆せしかば、義昭、陰に戦備をなせり、信長、之を聞き、人を遣りて、貳心なきを陳すれども、義昭、聽かず、紀元二二三三年天正元年、遂に兵を舉げて、二條城に據りぬ。信長、之を圍みしが、義昭が窮乏して、和を乞ふに及び、之を許して、情交、舊の如くせんと誓へり、然るに未、數月ならずして、義昭、復、兵を舉げ、たれば、信長、急に、岐阜を發し、湖を濟りて、京都に入り、直に火を縱ちて、二條の第を攻めぬ。義昭の軍、其神速に驚き、忽にして潰崩せり、義昭、降りて、死を滅せんことを乞へり、信長、乃、奏上して、義昭の官爵を削り、之を河内の若江に放ち、自、足利氏に代りて、政令を京畿に出し、使を四方に派遣して、道路を修め、里程を檢定し、行樹を植ゑしめ、諸關を廢し、關稅を除き、宮垣、大神

宮、熱田宮等を修理し大に平和的事業に着手せり

○一向宗徒の鎮定 叡山燒拂ひの後、諸國の宗徒益々強暴にして伊勢の長島、攝津の石山、紀伊の根來、雜賀等は極力、信長に反抗せり特に長島一揆は險を恃みて強暴を極めたれば信長大に怒り紀元二二三四年天正二年其子信忠と共に大兵を率ゐて進み連戦之を破りぬ賊遂に舟に乗じて遁れたるに信長兵を堤側に伏せ弓銃を發して之を殲せり然るに賊の餘兵猶八百あり死を決して信長の中軍を衝き之を破りて大阪に奔りぬ一年を隔て石山の賊亦叛したれば信長諸將を率ゐて之を討ち佐久間信盛をして天王寺の壘を守らしめたるに賊軍屢勝利を得勢に乗じ萬人を以て天王寺を圍みぬ信盛等必死となりて拒戦すれども壘壁未だ完成せざりしを以て頗る危急に迫りぬ信長之を聞き自輕卒に混じて指揮し大に賊軍を破れり後紀元二二四〇年天正八年勅令を賜はりて和を講せしめらる光佐衆徒を會して議す或者曰く宜しく和を求む可きの理四あり我徒、信長と戰ふこと十一年、諸國の門徒、我に應じて兵を擧げ誅殲せらるゝ者、幾千萬をなる知らずこれ、和すべきの一なり、本城の將士、久しく圍中に在りて身を捨て危きを蹈む宜

しく其肩を息むべし是和すべきの二なり、織田氏の武を用ふる向ふ所、皆彼れ其根を絶たざるはなし、我徒も亦、此の如くならん、是れ自、我が教を滅するにあらずや、是和すべきの三なり、天子の詔奉せずんばある可らず、是和すべきの四なり」と光佐、其説に従ひ其徒を散じて紀伊の鷲森すさきに遁れ其子光壽みつひさをして城を致さしむ是に於て僧徒の強暴漸止み、根來、雜賀の宗徒は未だ鎮定せざりしかども大なる暴害を爲さざるに至れり

○東西經略

信長、既に義景を越前に斬りて淺倉氏を滅し長政を近江の小谷城に攻めて淺井氏を平げ又六角氏を降し三好の餘黨を滅し近畿略平定したれば紀元二二三七年天正五年十一月入朝せしに朝廷其功を賞し從二位に叙し右大臣に任じ右大將を兼ねしめ給へり信長、近江の安土に城きて此に居り漸、東西を經略せんと欲せり此時に當り西に毛利輝元あり元就の業を嗣ぎ二叔、吉川元春、小早川隆景の輔佐を得、山陽、山陰、十三州を併せて餘威を九州、及南海に振ひ北に上杉景勝あり謙信の遺業を守りて勢力を加、越に逞うし東に武田勝頼あり信玄の後を嗣ぎ勇を恃みて自用ふ、此、皆、信長の手近にありし敵なり、信長、先武田氏

を滅さんと欲し羽柴秀吉を抜擢して西征大將となし西、毛利氏に當り以て中國を經略せしめ柴田勝家をして北、上杉氏を拒がしめ紀元二二四二年正親町自其子信忠と大軍を率ゐて美濃より木曾を経て進み徳川家康をして駿河より進ましめ挾んで武田氏を撃たんとせり信長の軍、向ふ所敵なく木曾、伊那の兩路、風を臨んで皆降り遂に進んで北面より甲斐に入りぬ時に家康も亦駿河を平げて南面より入り信長に會し連戦、武田の軍を破り遂に美濃、越前、越中に迫り之を陥れたり、勝頼、通れ天目山に入りて自殺し武田氏こゝに滅亡せり信長は家康の功を賞して甲、駿を授けたり。

○羽柴秀吉の中國侵略 是より先、羽柴秀吉の西征大將となるや信長、之に幟を興へて曰く「功成らば中國を以て汝に與へん若し援兵を要する時は直に請に應せん」と秀吉、拜謝して退き兵を率ゐて播磨に入る姫路の城主黒田孝高、素より款を信長に送れるを以て秀吉を迎へ城を築て根據となし共に毛利氏を圖りぬ孝高は器路ありければ秀吉、之を重んじ引いて帷幄の臣とせり備前の浮田氏、屢、秀吉と戦ひ遂に敵す可らざるを知り亦、和を結びたれば秀吉、益、力を得連に

諸城を陥れ紀元二二四二年正親町備中に入りて高松城を圍めり高松城は有名なる堅城にして容易に陥るべくもあらず秀吉、巨大なる堤防を城南に築きて甲部川を引いて之に灌ぎたれば城中、大に困めり毛利輝元、之を聞き吉川元春、小早川隆景と兵を合せて來り援へり秀吉曰く「吾連に數國を取り今、毛利氏に勝つときは功大にして身危し主公に出陣を請ひ我、其先鋒たるに若かず」と乃、使を馳せて告げて曰く「毛利氏、大舉して來り援ふ願はくは親征を請ふ」と信長、大に喜び毛利氏を滅すの時機、來れりとなし兵を諸國に徴し池田信輝、及、明智光秀等をして先發せしめ自信忠と之に繼がんと欲して安土城を發し京都に入り本能寺に館し信忠をして妙覺寺に館せしめたり

○本能寺の變 信長、曾て諸將を會し盛宴せし時、柴田勝家、七盃を扣へたりければ信長は勝家に命じて一杯を光秀にさしむ光秀、座を逃れんとす信長、大に氣色を損じ自、走りて光秀を捉へ抜刀を其面にさしつけて曰く「酒を吞まざれば之れを吞め」と光秀、止を得ず大盃を酌せり其後、稻葉通朝の家人齋藤利三、罪ありて去りて光秀に仕へぬ通朝、之を信長に訴へたれば信長は光秀を召し速に齋

藤を返す可しと命せり然るに光秀、背せざりければ信長、大に怒り光秀を召して之を罵り手ら其兩鬢を掴み鬪の上に之を打伏せ歐ちてさかやけを傷けたるとあり又、信長の寵臣森蘭丸モリランマルの父は其舊邑近江の志賀郡を得んことを請へりしに信長曰く「三年の後、之を與へん」と光秀、之を聞きて以爲らく「志賀郡は今、我が有に屬す我の殺さるは三年の中にあらんか」と是時に當り信長は徳川家康を饗應せんとて馳走の儀を光秀に命じぬ光秀、大に山海の珍味を集めたるに會、秀吉より信長の親征を請ふの使來り信長は光秀に先發を命せり光秀怒て曰く「饗事、未、畢らざるに又、遠征を命す何ぞ反覆の甚きや」と遂に意を決し龜山城に歸り從子光春、及、齋藤利三等を召して決心を語る光春、等、之を諫めんと欲したれども其意、動かすべからざるを知り遂に之れを賛し六月二日、味爽、本能寺を圍めり信長、大に驚き弓を執つて堂上より數十人を斃し蘭丸以下宿直する者、皆奮闘して死せり信長、乃、臥室に入り火を縱ちて自殺せり信忠、變を聞き馳せて本能寺に向ひしが信長、已に弑せられしことを聞き轉じて二條第を保ち光秀が二萬騎を率ゐて圍むに至り從者二百餘人と奮戦して死せり時に信長は四十九歳、信忠は二十六

歳なりき

參考書

二川分流記、鎌倉大草紙、管領九代記、關八州古戰錄、毛利家記、信長

記、室原日記、後鑑、鎌倉五代記、安西軍策、老人雜話、織田信長譜、甲陽軍艦、北條記、國史實錄、藩翰譜、日本西教史、足利季世記、川中島五戰記、武家閑談、奥羽永慶軍記、關東兵亂記、野史、殊に典據を示せり九州治亂記、南浦文系

第六章 豊臣秀吉の天下統一

○秀吉の勃興 秀吉は幼名を藤吉トヨキと稱し尾張國、愛知郡、中村の人、彌右衛門の子なり幼にして父を失ひ母に従ひて同村の竹阿彌に養はれ年十六に及び仕を求めんとて父の遺錢、數百を以て行商し遠州濱松に彷徨し久能城主松下嘉兵衛カベエの奴となりぬ藤吉、性、機敏にして大に親信せられたれども同列の嫉みを受け去りて尾張に歸り織田信長の英傑なるを聞き其出づるを計りて途上に見參し足輕に登用せらる信長、其敏才を愛し頻に拔擢し遂に兵を授けて試みしに其當る所碎けざるなく向ふ所、敗れざるなく桶峽間の役に拔群の功を立てぬ時に織

田氏の宿將に柴田勝家、丹羽長秀の二將、最、名あり信長、乃、藤吉を宿將と同列に置き二將の姓を取りて羽柴秀吉と改稱せしめ、淺井氏を滅すに及びて長濱の地二十萬石を興へぬ信長父子の弑せらるゝに當り、秀吉、備中にありて高松城を圍み城陥ること旦夕に迫れり、輝元は高松城の危き時、又、信長の大事して來らんとするを聞き五國を納れて和を求めぬ秀吉、未、之を許さざるに本能寺の變報至りぬ秀吉、乃、和約を結び直に軍を返へし、信長の三男信孝と大阪に會して軍機を決し、光秀を山崎に撃つて大に之を破りぬ、光秀、遁れて栗栖野に至り、土民の竹槍に刺殺されぬ、秀吉は京都に入り、信長の次男信雄、及、柴田、丹羽、瀧川の諸將と會して後嗣を議せり、秀吉は信忠の子三法師を立て可しと云ひ、丹羽、柴田等は信孝を推し、瀧川一益は信雄を奉せんとせり、秀吉、固く執つて聽かず、信長父子の葬儀を大徳寺に修め、三法師を喪主となして群議を定め、更に諸將と清洲城に會し、三法師信孝を嗣とし、信雄、信孝をして之を補佐せしめ、秀吉、勝家、交代して事を執りぬ、然るに信雄、信孝、互に相下らすして權を争ひ、柴田勝家、瀧川一益等、亦、秀吉の勢望を忌みて形勢、不穩なりき。

○賤ヶ岳の戰

紀元二二四三年

正親町一帝

信孝、遂に兵を擧げ勝家、一益と謀

を通じ以て秀吉、信雄を除かんとせり、信雄、之を秀吉に告ぐ、秀吉、乃、兵五萬を遣り、信孝を岐阜に圍み、其請に任せて和を講せり、時に勝家、越前にあり、之を聞いて切齒、措く能はざりしも、大雪に遮られて兵を出す能はず、秀吉、乃、勝家の子勝豊を長濱城に攻めて之を降し、翌年、更に兵七萬を以て伊勢に入り、信雄の援兵を合せて瀧川一益を龜山に撃たんとせり、信孝、之を聞き復、兵を擧げて一益に應せり、秀吉、乃、兵を分ちて三軍を編み、一軍を越前に遣り、一軍を伊勢に遣り、自、一軍を率ゐて岐阜に向へり、然るに越前に向ひし軍は勝家の部將佐久間盛政に破られぬ、秀吉、敗報に接し直に役夫を收めて炬火を作り、夜行して賤ヶ岳に至り、一戰して盛政を破り、次て越前に入り、北莊を攻めて勝家を滅しぬ、一益は力竭きて降り、信孝は信雄に迫られて自殺せり。

左に柴田退治記中の文を抄出して戦況の一斑を示さん

抑羽柴筑前守秀吉者、天正十年十月十五日相勤將軍御葬禮以來、帝都坤角山崎上拵一城、直下五畿内、相鎮生民、然而迎取前秋田城、介平朝臣信忠、御若君、奉安置

安土、欲令守護之處、織田三七信孝相談、柴田瀧川云、於相渡若君於秀吉、彼人一相計天下、恣可振權威事眼前也、寧非招秦趙高之恣、唐國忠之歟哉、言而一味同心介抱之、於是秀吉一端重將軍御子弟之禮、且又思誓紙之恐、雖呈條々之懇札、信孝心不許容、剩内々企敵對之計策者也、此時柴田修理亮勝家、令同名伊賀守勝豐謀之爲和平之扱、前田又左衛門利家、不和彦三、金森五郎八差上京都、其故者、越國自初冬至殘春、雪深而難運糧、唯今於起干戈者、人馬之疲、百姓之勞、實國之虛也、思之儀也、秀吉識量之止扱、臘月之初、至長濱出張、彼地秀吉久相居之要害也、依之知按内、思惟敵痛所、構付城、成可縻破内輪行、勝豐雖賴越州援兵、頃日之雪超過例年、寒威能透綿、風力將氷酒、往者墊臥、來者凍殺、曾絕人馬之通、於是勝豐釋近謀遠者、成勞而無功、慮致降參、然勝豐本素他名、勝家所爲養子也、唯今與秀吉一味之事、頗似失本意、乍佐久間玄蕃助盛政於彼分國執權柄尤甚、依之勝豐内々含恨、秀吉知其由來、無疑引着之、即取向濃州、相從之面々者、惟住五郎左衛門尉長秀、筒井順慶、長岡越中守忠興、池田紀伊之守之助、蜂屋伯耆守頼隆、其外引率諸國之軍兵、都合三萬餘騎、凌大風、分深雪、至岐阜押寄、國中之凶徒、或加追討、或任降參、不經日而成一

國一城、信孝慘之、偏嘆慕和興之儀、而信忠御若君、添信孝老母息女爲人質出之、秀吉見之、思古、猶有奉憐愍之志、解圍、十二月廿九日、去至山崎城、即於彼地有越年、自元日、趣播州、姫路、二日、三日間、諸國之大名、小名、連袂繼踵、車馬門前成市、朝向禮者、盡親愛、夕對近習說政道、天下之工夫、晝夜不遑、然而若君御幼少之間、伯父織田三介信雄爲御名代、先奉移安土、閏正月初旬、秀吉亦至安土、國々之諸侍調禮義、專尊仰、恰如將軍御在世之時、誠君臣之禮、諸人之所感也、安土十餘日逗留、其後又打歸國、成陣觸、集軍兵、寄來長濱、重取堅固之人質、其比勝豐病氣不平、而起臥不叶、旦夕山崎、諸在床、此故自身不能出張、與力者大金藤八、山路將監遣趣前境、目片岡天神山、拵出城、對修理亮勝家、無二究色立之淵底、惟住五郎左衛門尉、相與爲越前押、從其入勢州、成可打果瀧川左近大夫一益行、當手軍兵分三筋、羽柴美濃守秀長、筒井順慶、伊藤掃部助、稻葉伊豫守一鐵、氏家左京亮等、土岐多羅越也、三好孫七郎秀次、中村孫平次一氏、江州中郡衆大君畑越也、秀吉自身者、引七八箇國人、數安樂越也、彼三筋路、何節所而前軍皆取越度地也、近年又瀧川究普請所々構置要害者也、誠哉、猛勢無節所其城々置手當、至桑名、長嶋押寄、近邊無殘所放火、居一夜陣、翌日早

々引取彼地、差當有成途中妨敵屯數箇所、殊更峯城、龜山多勢、楯籠丈夫相拵之地也、仍先取捲瀧川儀大夫所籠之峯城、追手佐治新介相踐龜山、秀吉自身寄馬、見敵之働、以短兵引拂亂杭逆茂木、打破山下、即其他結返棚、重竹手把、以材木焚之、止敵路、時々剋々成仕寄、或以鐵砲、石火矢、投松明燒破屋宅、或以鋤、鉞、玄翁、鶴袴、突崩磊築地、又巖上簷檣、樓門寄龜甲、入金掘數百人掘之、則寔如大木之倒風、籠城士卒悲嘩事、頗似轍跡之魚吻淤泥之水、故佐治新介脫甲致退城之降參、然間助命、即被送著長島、相叶技勿久之先言者乎、龜山奉迎入信雄、峯城、關地藏、府城、斯三箇所分人數、重重取捲、少無越度、樣卜置、秀吉柴田修理亮取出江州表由聞之、改陣安土、見敵之備、然處翌日早旦、懸寄天神山城、近邊之村落悉放火、又引退柳瀬、秀吉聞之、早速馳向江北、先手之備定段々一番羽柴久太郎秀政、二番柴田加賀守人數、三番木村隼人佐、木下將監、堀尾茂助吉晴、四番前野勝右衛門尉長康、加藤佐久內光泰、淺野彌兵衛長政、一柳市助直末、五番生駒甚助政勝、小寺官兵衛尉孝高、明石與四郎則實、木下勘解由左衛門尉、大鹽金右衛門尉、山内猪右衛門尉一豊、黒田甚吉、六番三好孫七郎、中村孫平次、七番羽柴美濃守、八番筒井順慶、伊藤掃部助、九番蜂須賀小

六家政、赤松次郎則房、十番神子田半左衛門尉正治、赤松彌三郎、十一番長岡越中守忠興、高山右近、十二番御次丸秀勝、仙石權兵衛尉、十三番中川瀨兵衛尉清秀、此次秀吉馬廻也、先手鐵砲衆以上八首、右手昵近之歷々也、左手小姓衆究意之勇者也、總手先軍、敵合不過十町、十五町立置人數、雖待武篤、敵備微弱而不可有差行、或不審、秀吉馬六七騎許打紛卒兵、敵陣近打寄、敵之屯森林、嶮岨、岡谷、悉見究人馬之足場、打歸本陣床、暫成工夫、唯今無可切入敵地行、又敵不見可衝懸此地趣之間、所詮此表構要害、置番勢、成可差甘摠人數覺悟、先天神山非防敵勝地之間、七八町引退、同本山成構、置伊賀守人數、拵左稱山、入羽柴左衛門督、志津嵩尾崎中川瀨兵衛尉、其尾續五六町引隔高山右近陣取也、田上山羽柴美濃守、秀長居陣也、志津嵩頂上又秀長入置人數、成要害、蜂須賀、生駒、神子田、赤松、小寺、明石、一柳等爲諸口援兵、大本取陣又海津口、敦賀口、惟住五左衛門尉備置人數防之、長岡越中守者、馳歸丹後、寄國中之船、從海上成可鉤留越北之人數行、然者可見究敵樣樣之間、此表別無所用之條、筒井順慶其外諸士少々令歸國、秀吉亦至長濱引、屢雖在帷幄中、賦心於萬方、夜半寢夙興、其謹不淺、將又伊賀守勝豐、依不堪病氣、上洛雖盡扁蒼術、無其驗

已及易簧、嘆而云、我一世中再踏越州之地、復冤可遂本懷之處、不幸而如此、秀吉平越前、於達我望者、可爲草陰之吊慰遺言也、秀吉押泪雖惜離別、無常之習、而終死去矣、贈金銀供養洛中、洛中之僧、葬禮法會不可勝計也、於是勝頼入置入數同木山、有調略之風說、依之木村隼人佐入替、大金藤八、木下半右衛門、山路將監外構出之、專用心、山路將監謀反連々露顯之條、捨妻子、白晝走入敵陣者也、就中織田三七信孝與秀吉不好、又對三介信雄、有悶牆之恨、無防侮之心、故重成謀叛、柴田、瀧川一統議定可覆天下旨、秀吉聞之、四月十七日、從長濱至濃州大垣城、信孝者、濃州、勢州之人、數端々成一手、方々燒廻之條、秀吉是非攻入岐阜可散鬱憤之處、其頃霖雨不止、鄉土川洪水而曾無兵馬之渡、去間大垣五六日滯留、其中勢州峯城信雄御人數、其外蒲生飛彈守氏郷、長谷川藤五郎秀一、多賀山崎、池田等攻詰有落去之吉左右、武篇勝利之瑞相也、然柴田勝家者、信孝御謀叛得力、可取天下事勿論也、舊冬勝家一味之時、不奉成救無念、今此刻急度可及一戰、幸唯今秀吉越濃州之條、其透先此表可打破、彼謀叛人山跡將監爲按內者、敵行陣取之様子悉尋探、天正十一年卯月廿日、佐久間玄蕃助爲大將、通余吾之海馬手志津嵩置手賞爲押寄中川瀨兵衛尉清秀

陣取所之尾崎、柴田父子同木山、左稱山爲襲、近々立寄人數者也、清秀此先及度々、武篇不取越度、勇力知世間之侍也、度々之晴帥、萬一於得鈍兵之名、思定生涯之不覺、運有天、進勿退、懸詞於諸卒、一千餘騎離壘衝出、玄蕃助兵見之、不餘不漏、乙取籠數刻攻戰、清秀我不劣、兵五六十騎弓手馬手相並、散々切合、割入追立、一旦雖得勝利、敵以多勢、不顧手負死人、如風發、如何決亂入、終清秀打死、其時、玄蕃助乘勝取大刀場、前者鯨波響地、後者狼煙警天、颯風旌旗添光、暉日甲冑双影、其威光有誰爭之乎、此時速於引取者、一化先可爲勝手處、以因勢破之、諺其儘所居陣也、始秀長陣所先手之陣取、各堅固之備也、雖一陣敗殘黨不全、士衆一而軍心結、是寔良將統軍故也、然而江北之帥相果事、已剋、從其以羽檄件有注進、秀吉聞之、清秀被討之條、哀露尤深、乍去此間、柴田欲及一戰、引籠節所、藏行之條、無力送數日、今也、乘勝出張、不成屯、以前切懸、可打果事、在掌中、天下雌雄此節也、飛龍添鞭、走軍卒之面々逸馬並蹄續而前、垂井、關原、藤川、早路逸足而過、伊吹山麓、乘馬殺步兵、切息死者多、已夕日西傾、則可情魯陽戈手者也、小谷宿而及夜陰、申刻、立大垣、戌刻、木本着陣、三十六町路十三里、二時半時懸著事、古今希有働也、依之相隨無運糧、人馬察飢疲、終道村々里

々以飛脚觸遣也、秀吉今夜之曙可及一戰之條、家一間米一舛宛成餉、木本可持來、不忘其恩賞可相計由、方々告送之間、或二里三里、或五里六里運之、特長濱者、秀吉舊居之地也、依之折足鎗容五合、陣之輩亦贈之、野人懷惠之故也、於木本諸卒悉直疲、秀吉智計利如此、誠所不及凡慮也、勝家昨日合戰得勝利、以其競、彌無緩相持、余吾山之峯續、西北越前、越中能登、加賀、四箇國之人數六萬騎餘立并、究攻伐之行、天明廿一日、今日之合戰、秀吉一世之天運在茲、輕身命可上名於萬代、敵陣五六萬騎、真中、秀吉近習、秀長相加、三筋作鎗衝懸、然味方者一向無人也、其故筒井、長岡者在國也、毛利輝元一旦雖今和談非可許心、依之宮部善淨房者、因幡置之、仙石權兵衛爲押四國淡路返之、池田紀伊守爲根來雜賀手當者也、殊不揃當陣諸手、近習士卒亦相後者多、遠路懸走間、長旗、差物、馬面、馬鎧悉引掃、非常餘情之條、秀吉雖馳向、未信用之處、彼一瓢之馬驗怪見之、敵陣俄恐怖、雖然勝家者、從將軍御幼年、晨夕盡武勇、獻誠多矣、功被天下、名顯世上、殊賞罰嚴重也、古人曰、香餌之下、必有懸魚、重賞之下、必有死夫、是以何輒得敗亡乎、從卯上刻、至未下刻、及五度七度合戰所驚目也、後双方相疲、下敷太刀塲、休息未決勝負所、秀吉見合、近習之若侍二三百騎、楚立、柴田

下一幕文字切懸、向兵一千餘騎、切合衝合、秀吉馬左右而生捕分捕、碎手族終日之帥相疲、切息不論敦味方、死人吸血續息者多之、昔晉侯合戰時、介子推切股吸血續息、於本朝者、無樣次第也、此等之輩號一番鎗者也、既北崩諸卒追著、殺之者五六千也、殘總人數者、追入木目峠、東西茂木中者也、勝家者、近習百餘騎馳歸北莊居城也、秀吉同二十二日、至越前府中、前田又左衛門尉、德山五兵衛尉、不破河內守等所踐城致降參、一々雖可攻殺、先爲可打果勝家赦免之、同二十三日、渡名開大河、押寄北莊城、彼城郭勝家累年相拵、爲定審入置兵三千餘人處也、於柳瀬表討殘輩追々於懸入者、可得力間、不移時刻可攻亡、總構即時乘破、隔城壁十間十五間取卷成夜詰、城中而見之、諸卒分此彼防之、然從城內懸望、秀吉呢近古老之英雄評議而云、助勝家之命、可被相隨旨、雖爲諫、池邊放毒蛇、庭前如養虎言、成千急萬速之攻、勝家不及力、入天守、呼雙年來所賴股肱臣八十餘人、勝家運命明日相究、今夜及曙成酒宴遊興、可惜餘波、勝家取盃、一族一家次第々々酌流、秀吉從寅一點、相揃諸卒、攻入城中、於乙丸夜中之合戰、伏屍者、被疵者如混沙流血漂楯、秀秀吉所惜英雄今此時不用乎、天下弓矢今日所相究也、成諫勇懸、終攻詰甲丸、丸中以大石積上磊、其牆數仞

也、比晋平公所造九層臺、天守上九重、石柱、鐵扉重々構、精兵三百餘人、楯籠禦之、城內無閑地、五步一樓、十步一閣、廊下斜連、天守高聳、以多勢欲攀之、以弓鐵砲打之、以長道具貫之、懸其具足、被疵者多、故秀吉下知而難兵除之、選出六具、差固勇士數百人、手鍵、打物許攻入天守內、勝家年來之武勇、今於是乎相盡所也(中略)

其時對小谷御方、依無幕盟、懸夫手事痛哉、歎哉、是又不前世業因哉、打死自害者、猶武家習也、生者必滅、會者定離、有誰免之乎、始小谷御方、十二人妾、三千余人之女房、達、期唯今之最後、念佛稱名聲裡、亦泪欄干、警綠鬢、紅顏楊柳如隨風、桃花似含露、如何邪、見人取劍害之哉、勝家思切取、引寄引伏、一々差殺、見勝家腹之切樣、差立弓手、脇引著右手背骨、返刀自心下、迄臍、下午搔出五臟六腑、呼文荷請打首、文荷廻後、首丁打落、其太刀切腹死(柴田退治記)

○小牧の役 紀元二二四五年^{天正}信雄は秀吉の威名、日に益熾なるを忌み、徳川家康の援助を頼みて之を除かんと欲せり、家康は信長の厚義に酬いんと、主意を以て信雄を援け、兵を率ゐて尾張に入り、小牧山に陣せり、秀吉、小牧山の地形を知り、速に之を占領せんと欲し、至れば家康の軍、既に茲にあり、秀吉、地勢の已に

不利なるを知り、敢て戦はず、夜に入りて、陰に部將池田輝政、森長一を遣りて、三河の虚を衝かしむ、家康、之を覺り、輕兵を率ゐて追撃し、大に長湫に戦つて、敵を破り、輝政、長一を殺せり、秀吉、敗を聞き、自、長湫に赴けば、家康、已に軍を還へして、小牧に陣せり、秀吉、其神速を嘆賞し、容易に勝つ可からざるを知りぬ、よりに信雄と和し、更に信雄を介して、家康と和を講せり、是に於て、秀吉は三法師を岐阜に移し、自、織田氏に代りて、天下に號令せり、時に根來の僧徒、險隘に據りて、強暴を逞うせしかば、秀吉、兵十萬を以て、其城塞を圍み、之を燒きて、其巢穴を覆へし、根來寺を襲ひて、又、之を燒き、進んで、雜賀の賊を殲しぬ、是に於て、熊野、高野、皆、降り、近畿、略、平定せり、秀吉、征夷大將軍たらんと欲し、前將軍足利義昭に、就き、其猶子たらんとを乞ひたり、れども、義昭、尙、秀吉を賤みて、應せざりければ、右大臣、今出川晴季と、議し、關白たらんことを請へり、關白は、基經以來、藤原氏の嫡流にあらざれば、之に任ずることを得ざる例となりたれど、正親町帝は、秀吉の大功を思ひ、且、其意に違ふを憚り、特に二條昭實をして、關白を辭せしめ、秀吉を以て、之に代へ、從一位に叙し、豊臣の姓を賜へり、藤原氏にあらずして、關白となりしは、古來、獨、秀吉あるのみ

○南海、及、北陸の平定 秀吉更に東西を經略せんと欲し先書を長曾我部元親に送りて曰く速に伊豫讃岐を献じて來朝せよと元親従はず紀元二四五年天正十三年秀吉乃秀長秀次を遣りて河波より入らしめ浮田秀家をして讃岐より小早川隆景をして伊豫より進ましむ元親羽津に依りて沮み兵を分ちて諸城を守りしも秀次は和氣を攻め秀長は一宮を攻めて皆之を降し兵を合して木津を攻め又之を降し秀家隆景亦連戦皆捷ち諸軍悉羽津に聚りたれば元親怖れて降參し南海全平定せり秀吉又兵十萬を率ゐて越中に入り佐々成政を伐ちぬ成政は富山城に據り卅餘壘を粟殼峠に築て之を拒げり秀吉疑兵を放つて粟殼峠に當らしめ海に航して不意に富山城を襲ひたれば成政惶懼して出で降りぬ秀吉乃越中を以て前田利家の功を賞し直に險を冒して越後に入り上杉景勝と會盟し北陸全平ぎぬ

○九州征伐

時に九州にては大友龍造寺二氏漸勢力を失ひて島津義久獨熾なり大友義鎮島津氏に迫られ援を秀吉に請ひたれば紀元二二四七年天正十五年秀吉先西征を朝廷に奏し符を下して三十七國の兵を徴し十五萬人を以て海陸よ

り並び進み豊前に至りぬ毛利輝元龍造寺政家等皆兵を以て來會し肥後の諸城は風を望んで皆降りぬ秀吉遂に薩摩に入り進んで千代河に至りし時前に海路より遣りたる漕船皆此に集りぬ乃浮橋を造りて全軍を濟し本營を大平寺に設け陣營を布くこと方二里餘門閭を開きて四方に達せり遠近の諸城皆風を望んで降りぬ遂に進んで日向を平げ大隅に入りしに向ふ所潰散せざるはなく島津家久天正五年亦降りぬ已にして大兵鹿兒島に逼りたれば義久は伊集院忠棟を遣り秀長に因りて謝罪し降を乞へり秀吉曰く島津氏は源右大將の後裔にして四百年來の名族なり之を滅すは不可なりと乃義久をして退隱せしめ其侵地を削り薩摩大隅日向の諸領を家久に與へて島津家を繼がしめぬ是に於て九州全平定せり

○關東征伐

秀吉既に南海北陸九州を平定し其號令の及ぶ處五十餘州東北の諸豪族佐竹那須里見結城等皆使を遣して款を送りしに獨北條氏政關東に據り伊達政宗陸奥に據りて降らず秀吉使を小田原に遣り氏政に入朝を勸むること再度に及びしも氏政應せず是に於て紀元二二五〇年秀吉二十萬の大軍を

起し織田信雄、徳川家康、前田利家、上杉景勝等の諸將を率ゐて小田原を攻め之を圍むこと數重、百餘日にして抜く能はざりければ秀吉、休戦を命じ妓樂を徴して酒宴を張り歌舞、醉吟、晝夜を分たざりき、民政、大に此持久の計に困しみ家康の勸誘に應じて遂に降りぬ、是の時に當り伊達、相馬、秋田、南部、津輕の諸族來り降るもの相續ぎ、東北、復、秀吉の命に抗する者なし、足利氏滿が關東管領たりし以來、關東、奥羽は東方に獨立して京都の制取を受けざること二百餘年、こゝに至りて皆、降り秀吉の威權、終に全國に振へり

○尊王の誓盟

紀元二二四六年天正十四年正親町天皇、在位二十九年にして位を後陽成帝に譲り給へり、元來、秀吉が勤王の志は信長に下らずして、其既に天下を平定し大坂城を築きて根據と定め、又、京都の内野に聚樂第シユラクダイを營むや嘗て足利義滿が北山行幸を奏請したる例に倣ひて天皇、及、上皇の臨幸を請ひたれば、天正十六年四月十四日、兩陛下御臨幸ありて御滯座五日に渡らせ給へり、秀吉、御禮として朝廷の繁榮を祈り、帝室御料を定め奉り、更に尾張内大臣織田信雄、駿河大納言徳川家康を始とし、天下の諸侯をして御前に於いて關白の命に服従し、勤王を

勵むべき誓盟をなさしめたり

○豊臣氏の職制

秀吉の天下を統一するや、各功臣を諸國に封じて地方を治めしめ、又、中央政府の職制を定め、以て庶政を分掌せしむ、即、前田玄以は所司代ナカヅカの事務を帯びて京都を治むると共に兼ねて社寺の事を掌り、長束正家は租税、及、財政の事を管し、淺野長政は朝廷に關すること及、内政を掌り、増田長盛、石田三成は法令、及、雜事を掌れり、是を五奉行といふ、然れども重大なる事に至りては五人會議して之を定め、公文は五人連署を以て頒布せり、後、秀吉、病、革るに及びて、五奉行の上に大中老を置き、徳川家康、前田利家、毛利輝元、浮田秀家、上杉景勝を五大老とし、生駒親正、中村一氏、堀尾吉晴を三中老となし、以て政事に參與せしめぬ、其他奉行人、小性、馬廻、番頭、使番等ありて事務に當る

○豊臣氏の田制

秀吉、諸國に令して國郡地圖を造り、寺田、祠田の數を録せしめ、檢田使を遣り、五畿七道を測量せり、舊制に於ては六六法行はれ三百六十歩を一段とするを六六法といふ、諸族の占領隱蔽ありて伸縮一ならずりしかば、新に地面の單位を定め、方六尺三寸を一步とし、三十歩を一畝とし、十畝、即、三百歩を一段とし、十段を一町とせ

り之を五六法と曰ふ又租税の法を確定し石高を用ひて算し田畠を各四等に分ち其地の收穫に従ひて石盛を定めぬ即上田は毎段一石五斗中田は一石三斗下田は一石一斗上畠は一石二斗中畠は一石下畠は八斗下の下は適宜に定むることとせり當時全國の石高一千八百餘萬石にして此收穫を三分して其二を官に納れ民自其一を收めしむ世に之れを太閤の檢地と稱す又大小判金及丁銀を鑄造し銀銅を混じて銀銅兩種を以て天正通寶錢を鑄て時價の均一を調へ別に黃金の法馬千枚を鑄て軍資に備へたり

第七章 朝鮮征伐

○外征軍の出發 秀吉已に内國の禍亂を戡定し職制を定め田制を改め天下漸泰平に赴きしが部下の諸將は脾肉を嘆じ百戰鍊磨の精兵は銳氣を洩らす所なきに苦めり是に於て秀吉が海外征伐の志益切なり初秀吉が國內を平定するや朝鮮國王是を聞き久しく中絶せる交誼を修めんと欲し三使を遣し賀表を奉せり秀吉其貢物を受け使者に對面し返牒を送りて曰く朝鮮より使を明國に

遣り前代の如く交を日本に修めしめよ明國従はざるに於ては朝鮮王は我軍の先驅となるべし明國四百餘州を伐て我有となさんと然るに朝鮮王は明國を恐れて秀吉の爲に先導するを肯せざりき秀吉乃職を養子秀次に譲り自太閤と稱し紀元二二五二年文祿元年遂に征韓の師を起し宇喜田秀家を元帥として對馬に屯せしめ諸將を部署して八隊を組織せり小西行長第一隊に將とし加藤清正第二隊に將とし共に先鋒たり黒田長政大友義統義統第三隊を率ゐる島津義弘毛利高政第四隊を率ゐる福島政則長曾我部元親は第五隊蜂須賀家政生駒親政は第六隊小早川隆景毛利秀包立花宗茂は第七隊毛利輝元は第八隊の將たり總軍十三萬餘又別に水軍あり九鬼嘉隆嘉隆を之が將とし巨艦數艘を作らしめ其最大なるものを日本丸と號し更に中國九州四國の諸侯に課し十萬石に大船二艘を造らしめ脇坂安治安治加藤嘉明嘉明來嶋通總等をして之を率ゐしめ其兵凡九千二百人又遊軍六萬餘あり徳川前田上杉伊達佐竹蒲生の諸將之を率ゐる秀吉に隨て肥前肥前の名護屋城名護屋城にあり黒田孝高參謀として畫籌を取りぬかくて外征軍の名護屋を發するや舳艫相衝み旌旗天を蔽ひ其勢既に四百餘州を呑むの概ありき

○朝鮮全部占領

我諸將道を分ちて進み加藤清正は威鏡道よりし小西行長は平安道よりし黒田長政等は慶尙道より、蜂須賀家政は忠清道より、小早川隆景は黃海道より、森忠政は江原道より、毛利輝元は全羅道よりせり行長は諸將に先ち風波を冒して釜山浦に上り連りに諸城を抜き遂に京城を陥れ國王李昭を逐ひて平壤に走らしたれば李昭は急を明に告げて其援を求めぬ此の時に當り京城より釜山に至る數十城、皆烽火を擧げて聲息を肥前の本營に通せり秀吉、捷報の連に至るを以て明兵の來援を慮り石田、大谷、増田の三將をして兵六萬を率ゐて赴き援けしめ伊達政宗の請を許して之と俱にせしめぬ時に行長、已に平安道を徇へ進んで大同江に陣し書を諸將に送りて曰く、平安以西は一の支ふる所なし鴨綠江より明の北京に至る間、僅に百餘里に過ぎず今、將に全軍を以て江を超へ直に北京を衝かんとす請ふ後繼の兵を送れと是より先、水軍の將九鬼嘉隆、等、全羅道より黃海道に出て以て我陸軍に會せんとす韓將李舜臣、勇悍にして水戰に長じ閉山島に據りて屢、我水軍を敗り其進路を遮斷せり是に於て諸將相議して曰く、今や我軍は水陸隔離すること遠し孤軍深く入るは危し須く水軍の來

會を待ちて並び進むべしと行長、乃、留まりぬ先是、威鏡道より進みたる清正も亦、連に諸城を陥れ竟に朝鮮の二王子を擒にし進んで兀良哈に至りたるが其向ふ所、風靡せざるなく韓人、甚、恐怖して之を鬼上官と稱せり時に朝鮮は援を明に求むること急なりければ明主神宗は祖承訓、史儒等に命じて來りて韓兵を援けしめしが行長、大に之を破り史儒を殺し祖承訓を走らせて平壤に據りぬ、かくて出師以來、未、一年ならずして我軍、全朝鮮半島を席卷せり

○碧蹄館の戰

明の援軍、大敗せしを聞きて明主、大に驚き說客沈惟敬をし

て和を議せしむ惟敬は慧黠にして奸才に富み稍、我國情に通するを以て周旋を依托せられ先、平城に到り辭を卑うして和を請へり行長、乃、數條を提出し和、將に成らんとせり時に明將に李如松なる者あり已に北邊を平らげて武名、當時に鳴り切に戰を主張し廟議を退けて兵を募り大軍を以て來りて平壤を陥れたれば行長は遁れて京城に歸りぬ然れども小早川隆景、兵三萬を以て之を碧蹄館に邀へ撃つて大に之を敗りたれば如松は纔に免れて開城に入りぬ

○媾和談判

此時、沈惟敬は行長に牒して明使を日本に遣り和を講せしめん

とを計りぬ行長乃諸將と議し旨を秀吉に通せしに秀吉明使を引見することを
 諾せり是に於て紀元二二五三年文祿二年五月十五日明使謝用辛徐一貫等名護屋に
 至りたれば秀吉は家康利家二人をして之を饗せしめ二十三日を期して對面を
 許し本朝と明朝と姻親を聯ぬること兩國の官民互に交通すること朝鮮の四道
 と京城とを還附し他を我に割讓せしむること其他を合せて凡て七ヶ條の約款
 を設け明主之を諾せば朝鮮より撤兵せんと約し在外諸將に命じて京城より釜
 山へ引上げしめ小西如安を使として明朝に遣りぬ所謂七ヶ條とは左の如し

一 和平誓約無相異者天地縱雖盡茲矣不可有違變也然則迎大明皇帝之賢女
 可備日本之后妃事

一 兩國年來依間隙勘合近年及斷絕矣此時改之官船商船可有往來事

一 大明日本通好不可有變更之旨兩國朝權之大臣互可懸誓詞事

一 於朝鮮遣前驅追伐之矣至今彌爲鎮國家安百姓雖可遣良將此條目件之於
 領納者不願朝鮮之逆意對大明分八道以四道并國城可還朝鮮國王且又前
 年從朝鮮差三使投木瓜之好也餘蘊附與四人口實也(四人とは增田石田大谷小西を云ふ)

一四道者既返投之然則朝鮮王并大臣一兩員爲質可有渡海事

一去年朝鮮王子二人前驅者生擒之其人順凡間不混和爲四人度與沈遊擊可歸舊國事

一朝鮮國王之權臣累世不可有違却之旨誓詞可書之如此者爲四人向大明唐使縷々可陳說之者也

文祿二年癸巳六月廿八日

秀吉朱印

○和議の破裂

其年文祿二年十二月十四日如安は明主に對面せしが其威勢に

歴せられて秀吉の意を通ずる能はず折衝全失敗に歸せり故に紀元二二五六年慶長元年明使が齎らしたる明主の勅書は驕慢を極め秀吉を侮辱すること甚く初に皇帝勅して日本國王平秀吉に諭す云々と云ひ次に日本人は一人たりとも朝鮮に在留すべからず云々と云ひ又秀吉を日本國王に封す云々と云へりその封冊文は左の如し

天承運

皇帝制曰聖仁廣運凡天覆地載莫不尊親帝命溥將暨海隅日出罔不率俾昔我

皇祖誕育多方、龜紐龍章、遠錫扶桑之域、貞珉大篆、榮施鎮國之山、嗣以海波之揚、偶致風占之隔、當茲盛際、宜積彝章、咨爾豐臣平秀吉、崛起海邦、知尊中國、西馳一介之使、欣慕來同、北叩萬里之關、懇求內附、情既堅於恭順、恩可斷於柔懷、茲特封爾爲日本國王、錫之誥命、於戲寵賁、芝函襲冠裳於海表、風行卉服、固藩衛於天朝、爾其念臣職之當修、恪循要束、感皇恩之已渥、無替款誠、祇服綸言、永遵聲教、欽哉、

制誥
之寶

萬曆二十三年正月二十一日

秀吉勃然として立ち封冊を批裂し即時使者楊方亨沈惟敬を逐還し再征韓の師を起せり諸將大部署は概前役の如くなりき而して小西行長は和議を計りて失敗を招きたる張本人なれば特に功を立て其罪を償はしめ黒田孝高をして釜山に至り山海の要衝に據りて壘寨を設け船艦を列して根據となさしめぬ清正先進んで諸道を風靡し諸將亦奮戦して漸國都に迫るや時しも嚴冬にして軍を送

るに便ならず清正乃退いて蔚山を守り行長は順天を守りぬ明將刑玠大兵を率ゐ來りて蔚山を圍みしが蔚山の土木未整はざりければ城中防禦に力めたれど食は盡き水道は絶たれ兵皆馬を屠つて食ふに至りぬ而かも清正は自若としてよく疲困の兵を指揮し屢敵軍を敗りぬ已にして孝高急を聞き諸將をして赴き援はしめたれば城中大に奮ひ内外挾撃して痛く明兵を敗り遂に之を撃退せり

○外征軍の歸國

紀元二二五八年慶長三年四月秀吉病に罹りたれば使を遣し

秀秋、清正、行長、義弘、長政、幸長、等、十餘將を止め其他は盡罷め歸らしめたるに八月に至り危篤に陥り淺野長政、石田三成に遺命して曰く我死せば喪を秘して外征の軍を收め我兵をして異域の鬼とならしむる勿れと遂に薨せり秀吉海外に兵を出してより茲に六年未其功をおへずして中道に斃れたるは誠に惜むべきなり明軍退軍と聞きて機乗すべしとなし急に來り逼りたれども島津義弘之を逆へて慶尙道の泗川に戦ひ撃つて大に敵軍を破り復追躡すること能はざらしめたれば我軍亂れずして凱旋せり

○秀吉征韓の影響

顯著なるものを左に列舉せん

一、國威の宣揚 征韓の影響ともて我勢威は朝鮮、及、支那を畏れしめ、後日、徳川氏、及、對馬の宗氏の朝鮮交渉にも多大の便利を與へ又、或る史家のいへる如く、北方の強を以て明國を亡ぼし、威勢四方に及べる清國の隆盛時代にも一兵を我國に加へざりしは、此戰役の餘威に依るものもあるべく、明の遺臣鄭成功等が援を我徳川幕府に乞ひたるも我武を仰ぎしによるなるべし。されど、一方には朝鮮人をして我國人を忌憚せしめたるのみならず、清國をして我が國との公然たる公際を絶つに至らしめ、徳川氏の交渉にも應せざらしめたるも、此戰爭の影響なるべきか。

二、國民の自覺心 神功征韓以來の壯舉なりしかば、豊公の雄略や、清正、隆景等の武名は、後日に傳承せられて、嘖々、世人の語る所となり、我國國民の精神に偉大なる影響を及ぼし、明治六年の征韓論にも、廿七八年の戰役にも、此役を憶ひたりて、古英雄の事蹟をしのばしめ、國民の自重心を増せしこと、尠からずとす。

三、物質的影響

(イ)築城術 清正の重臣飯田覺兵衛は朝鮮陣に於て石垣の築き方を研究し、名

古屋の築城に資せりといふ、清正の本城にして名古屋よりも後に築ける熊本城は勿論、同人の力を添へしものたるべし、(肥後に高麗門あり、清正の齋せしものといひ、傳ふ又、朝鮮餉あり、是も朝鮮陣後に製法を傳へたりといふ)

(ロ)朝鮮人の歸化 熊本藩の名儒高本紫溟は高麗より歸化して日本に事へたる李氏の後なりといひ、歴史に參考すべき文書を藏すと云ふ、當時、外征の諸將は朝鮮人を伴ひて歸國したるもの少からずして中には、やがて我國人となりて姓名をも改ためるものあれば、記録に見えざる歸化人もありたること疑を容れず。

(ハ)工藝(特に陶窯) 當時、朝鮮には陶磁の業、發達したりしかば、征韓の諸將は之を見てその精巧を賞し、之を持ち來りて高麗焼といひ、又その工人を拉し來りて陶器を作らしめたり、出雲の樂山焼、肥前の平戸焼、有田焼、薩摩の薩摩焼等の如き、我國人若識の好尚に投じて盛んに製造せられ、遂に諸種の陶磁器を出すに至れり。

(ニ)印刷術の進歩 文祿役以後、我國に入り來りし朝鮮の活字は多少、我印刷術

第八章 足利時代及戰國時代の外交

○支那、朝鮮の交通

弘安の役以來、鄰好交通は一時殆、中絶し唯、商賈、僧侶の間々私に來往するのみなりしが南北朝に至りては争亂相續き何地も財用空乏せしを以て諸國の豪族、船を遣りて元及朝鮮と交通する者、多く足利尊氏も亦貿易の利を知り皇紀二〇〇二年後村上商船二艘を元に遣りて交通を開けり然るに間もなく元朝衰へ漢人各地に兵を擧げ方國珍、徐壽輝、張士誠、郭子興等相尋いで起り郭子興の部下より朱元璋出で、皇紀二〇二八年後龜山帝遂に元を滅して帝位に登りぬ之を明の太祖とす此時、我西海浮浪の徒は張士誠、方國珍等の餘黨と結びて頻りに支那朝鮮の沿海を抄掠せり之れを倭寇の始とす明の太祖が支那の内亂を鎮定するや使を我に送りて倭寇を禁せよと請ひ開戦を以て威嚇せりと雖、元の失敗に鑑みて敢て發せず太祖、殂して其孫惠帝の立つや皇紀二〇六二年後小松帝應永九年帝の叔父燕王棣、兵を擧げて之を逐ひ自立して皇帝となりぬ

之を成祖永樂帝とす成祖、英邁にして大略あり内は諸制度を整頓し外は四方を征服して國威甚、盛なりき、先是、我邦にては足利義滿、驕奢にして財用足らず九州の人肥富なる者の説を納れ之を使として明國に遣り信書と方物とを獻せしめき肥富が明に至りし時には成祖、當に即位し信書を得て大に喜び使を遣して報聘せしめ義滿を日本國王に封じ十年一聘の約を立て、よりて海賊を禁せんことを請へり、義滿、厚く其使者を遇せり是より交通、盛に起り義滿の薨せし時は明朝、特に使を派して之を吊せんとせり然れども義持、之を謝絶し併せて交通を辭しければ國交、復、暫、絶えぬ然れども貿易の利益、甚、大なるを以て鎮西の諸豪は明朝、と通商して富を謀りし者、少からず尋いで我、足利義教の時代には明の成祖、殂して仁宗を経て宣宗の時に當り揚榮、揚傳、揚士奇の三賢ありて國內、大に治まり明朝、極治の世と稱せられたるが義教は僧道圓を遣りて復、隣交を温めぬ宣宗、大に喜びて報聘し封冊を齎して海賊を禁せんと請ひ又、信符二百枚を送りて勘合とせり、幕府、乃、勘合符を周防の大内氏に托し之に明の貿易を管掌せしめ對島の宗氏をして朝鮮の貿易を管掌せしめぬ是に於て鎮西、中國の守護地頭、及、僧侶、商人

漂着し鹿兒島港に入り遂に豊後に來りしに大友義鎮之を厚遇し且貿易を許せしかば是より年々貨物を載せて鎮西諸港に貿易せり先是西國人は既に中央及南米の大部を占領し皇紀二一七九年後柏原帝 永正十六マゼランをして新陸地發見の目的を以て世界週航の途に上らしめたるにマゼランは南米を廻航して太平洋を越えフィリッピン群島を發見し此地の土人に殺されぬ而かも其船二艘は印度洋を渡り亞弗利加を廻りて本國に歸りぬ是を世界一週の始とす是より西國人はフィリッピン群島のマニラ港を東洋貿易の中心とし葡國人と互に競争して貿易を營み我西邊にも通商せり

○鐵砲の傳來 西洋人渡來の結果邦人の受けたる影響の大なるものは鐵砲の輸入と耶蘇教當時天主教又云ふの傳播なりとす鐵砲の傳來は葡國人の漂着と同時にして其種子ヶ島にあるや鐵砲を放ちて鳥獸を取りければ島主種子ヶ島時トコト是は就いて發砲の術を學び其鑄造法をも知らんことを請ひぬ翌年葡國人の再來するや鐵工を伴ひ來りて其法を教へしに當時戰亂の世なりければ根來の僧、堺の商人等鎮西に赴きて其技を傳へ忽にしに全國に普及し我邦の武器、築

城術、及戰術に一大變化を生ぜり

○天主教切支丹宗と云ふの傳播 先是西洋諸國には一般に耶蘇舊教行はれ羅馬法王は其教長として絶大の勢力を振ひ各國の僧侶は勿論のこと帝王と雖之に一步を譲る程なりけるが人智開發の結果として我足利氏時代世人漸僧侶の贅澤、教會の腐敗を嫌厭するに當り皇紀二一七七年後柏原帝 永正十七獨國のマルチン、ルーテルが始て宗教改革を唱ふるや羅馬法王攻撃の聲俄に高く瑞西國にはウーリッヒ、ツキングリ出で佛國にはジョン、カルキン出で盛に改革を唱道し所謂新教の勢力は次第に諸國を風靡せり此時に當り西國人イグナシアス、ロヨラ大に舊教の衰頹を慨き佛國人フランシス、ザキエール等と舊教回復を謀りエスイタ宗と稱する一派を組織し歐洲に於て其宣教に盡力すると同時に廣く海外布教を企てザキエール自東洋布教の任に當り印度に來りて臥亞に禮拜堂を建てぬ時に我薩人某人を殺して南洋に通れ遂に臥亞に至りてザキエールに投せりザキエール之を教化し日本の傳教すべきを察し紀元二二〇八年後奈良帝 天文十七其徒二人を從へて鹿兒島に來りぬ島津貴久之に宣教を許したり然るに葡國人は當時既に年々平

戸に來りて兵器を賣込みたるが平戸は島津氏の敵國なりしを以て一佛僧ありて貴久に勸めて曰く「ザキエールも平戸に往來する南蠻人なれば其説く所の西教を禁せざるべからず」と貴久之に従ひ西教を禁じたればザキエール乃間を伺ひて平戸に逃れ先國帝に謁せんと欲し山口を経て陸行三月の後始て京都に着せり時に京都は兵亂の衝なりければザキエールは志を述ぶる能はず且國帝は有名無實將軍は畿内を知るに過ぎずと聞き謁見を請へば萬匹の金を請求せられ大に失望して平戸に歸りぬ尋で山口に赴き大内義隆に説きしに義隆大に喜びて布教を許し一年にして信徒三千人を得たり義隆の弑せらるゝや大友義鎮、ザキエールを豊後に迎へて之を尊信せり是より九州には天主教漸行はれ山口、府内、博多、平戸等にては天主教寺を建て、社寺を破壊するに至りぬザキエールは間もなく支那に布教せんと欲して出帆せしに臺灣附近にて海上颶風に遭ひて溺死せりと云ふ而かも其後宣教師の渡來する者相踵ぎ九州、大阪、京都等に來りて銳意布教を試みたれば僅々三十餘年にして其教殆全國に蔓衍せり將軍足利義輝頗天主教に心を傾け織田信長は最熱心に之を獎勵せり蓋信長は佛徒を惡み歎

山を焼き拂ひし程なりければ天主教を以て佛教に代へんと欲したるならんが、そは兎も角も紀元二二四一年正親町信長は宣教師二人を九州より召致し爲に京都には南蠻寺後永祿寺と改名すを建て近江の甲賀郡の地を寄附し安土には大成寺を建て、之を獎勵せしかば天主教は一時甚盛なりき豊臣秀吉は天主教蔓衍地方の神社、佛閣が妄りに破壊せらるゝを見て大に天主教の害あらんを恐れ其寺院を毀ち布教を禁せりと雖、兵事多端、未其効果を見るに至らずして薨じ以て徳川氏の時に及べり

參考書

太閤素生記、川角本太閤記、眞書太閤記、安西軍策、惟任退治記、信長

記、朝鮮征伐記、征韓偉略、征戰偉績、明史、大日本商業史、大日本租稅志、懲懲錄、徳

川實記、三河物語、關原軍記、駿府政事錄、關原戰史、安土桃山時代史、外交志稿、柴

田退治記、世界に於ける日本人、等

第九期 徳川時代前期

紀元二二二六〇より
三六九まで

皇位繼承第十二表



第一章 徳川家康、關ヶ原の役、大阪の役

○家康の祖先 徳川氏は源氏にして新田義重ヨシシゲの後なり、義重の四子義季ヨシキ上野國、新田庄、徳川村に居り、徳川氏と稱す。義季の子頼氏ヨリウヂは世良田村に居り、邑を以て氏となす。頼氏より教氏ノリウヂを経て家持に至り、ぬ家持は二子ありて、長を政氏といひ、次を親季といふ。時に北條高時、已に滅び、足利尊氏、反して天下大に亂れ、新田義貞、越前に討死せし時、政氏、親季等も同じく戦死したるが、親季の子有親アリウヂ、三河に通

れ、松平氏に依り、其女と結婚して、泰親タカチカを生めり。泰親智略あり、三河守に任せられ、從五位下に叙せられ、岩津イワツに城き、一族信光シノミツをして之に居らしめ、自、岡崎城を築きて、此に居り、始て諸侯に列せり。此より子孫相繼ぎ、長親ナガチカに至りて、益、強く、今川、北條諸氏と對立せり。長親より信忠シノタカ、清康キヨカネを経て、廣忠ヒロタカに至り、今川義元ヨシノブに屬せり。家康は廣忠の子にして、紀元二二〇二年天文十一年を以て、岡崎城オカザキに生れ、幼名を竹千代タケチヨと云へり。

徳川氏系圖其一

松平有親—泰有—信光—親忠—長親—信忠—清康—廣忠—家康

○家康の勃興 松平氏、八代の間は群國の間に介立して、左に戦ひ、右に禦ぎ、屢、困苦を極めしが、家康は深沈にして、武略あり、六歳の時、今川氏に質となり、織田氏の今川氏を滅すや、家康、正に二十歳、岡崎城に歸りて、三河に自立し、翌年天正十一年に至りて、織田氏と和し、東は今川氏の舊領たる遠江を略取して、武田氏と相持し、内は一、向宗徒の亂を平げ、紀元二二二九年正親町帝永祿十二年濱松城に移り、三年の後、武田晴信と三形原に戦ひ、又、三年を経て、信長の援兵を合して、武田勝頼を長篠に破りて、殆、參

遠、全部を領有し武田氏の亡ぶるに及び駿、甲を併せて其勢、東海に冠たり信長の光秀に弑せられて後、信雄の請に應じ小牧山の對陣に痛く秀吉を惱まして威名を天下に轟かし遂に之と和し後、秀吉を援けて小田原城を陥れ北條氏の滅ぶるや關東八州、二百五十萬石に封せられて江戸城に入りぬ江戸城は太田道灌の始て城きし所にして北條氏の有となりし後と雖、狹隘なる城寨に過ぎざりしに家康、入城の後、力めて四方より士民を招致し開拓に力を盡したれば未、半年ならずして駿府の士、盡此地に徙り漸繁榮に赴けり

○關ヶ原の戦に至りし事情

豊臣秀吉、病、危篤なるに及び徳川家康を召して曰く「外征、未、止まずして吾病に罹れり吾死するの後は天下を以て卿に託す、秀頼は猶、幼弱なれば亦、卿が保護を煩はさざるを得ず、其立つと否とは一に卿が意に任す」と蓋、秀吉の心、家康の秀頼に不利なるべきを知る然れども家康は俊傑の器局と徳望とを備へながら一旦、秀吉の爲に腰を屈し之を援けて天下統一の偉業をなさしめたれば秀吉は義として後事を家康に依託せざるを得ず且、征韓の事、未、其局を結ばずして秀吉、病篤く中道にして外征軍に歸國を命ずるの止

むを得ざるに至れり抑、我軍の勢力は固より朝鮮を破りて餘ありと雖、未、明國を服するに足るものあるにあらず明國、一たび報復を思ひ我國に侵寇することもありば家康を措きて他によく撃退の功を完うすべき望ある者なし秀吉の死に臨みて萬事を家康に托せんとせしは萬止を得ざるの情勢なりとす然れども家康は容易く之を受けず辭して曰く「臣は不才なり敢て大任に當り難し」と乃、其座を退けり秀吉、又、三成長盛を召しけるに二人曰く「天下の事、獨家康にのみ任す可らず今や天下の諸侯にして殿下の恩を蒙らざる者なし嗣君を輔佐するに於て何の異存かある可き」と諫止、甚、力めたれば秀吉、之を然りとなし徳川家康、前田利家、宇喜多秀家、毛利輝元、上杉景勝を以て五大老となし中村一氏、堀尾吉晴、生駒親正を三中老とし淺野長政、石田三成、増田長盛、長束正家、前田玄以の五奉行と共に政務に預からしめ片桐且元、小出秀家を秀頼の傅として薨せり時に秀頼甫て八歳、生母淀君と共に大阪城に在り前田利家は近侍して之を輔け家康は伏見城に在りて萬事を處分し二人の威權、甚、熾なりければ三成、等、之を惡み二人を離間せんと欲して成らず幾程もなく利家、病で薨するに及び三成、遂に毛利輝元、宇喜多

秀家上杉景勝等と結びて家康を除かんと謀りたり

○景勝、三成の擧兵 紀元二二六〇年五年長上杉景勝、其領會津に據り遂に大阪の諸將と謀を通せり大阪に於いては石田三成、諸將と議して曰く家康は秀頼に不利を爲すものなりと乃、共に事を擧げんとせり家康は増田長盛、大谷吉隆をして景勝の西上を促さしむること再三に及びしも景勝は従はず却つて家康の盟に背けること十罪を數へて之を責むるの書を送りぬ其書辭甚、傲慢なりければ家康、大に怒り自將として東征せんと欲し令を諸道に下し七月を期して江戸に會せしめ鳥居元忠タニキを留めて伏見城を守らしめ六月、自師を率ゐて江戸に向ひ諸軍の部署を整へ七月、江戸を發して會津に向へり石田三成は澤山にあり家康の東征を機とし長東正家と共に大阪に往き増田長盛等と議を定め檄を遠近に傳へて家康の罪を數へ秀頼の命に依り之を伐つと稱せり小早川秀秋、宇喜多秀家、島津義弘、小西行長、以下、大小の藩主、來會する者、四十餘人、應援をなすもの三十六國、輝元を以て盟主となし長盛と共に大阪を守らしめ諸將の妻孥を城内に收めて質となし宇喜多秀家、小早川秀秋、島津義弘、等をして四萬人を以て伏見を攻

めしむ守將元忠、能く拒ぎしも衆寡敵せずして元忠、遂に戦死し八月朔日、城陥りぬ是に於て諸將、兵を合せ十二萬騎を以て進んで美濃の大垣に至る

○關ヶ原の戦 家康、下野の小山にありて伏見の變報に接し其夜、秀康、及、親信以下の諸將を會し議して曰く「三成、景勝と謀を通じ言を幼君に託して事を擧ぐ其奸計知る可しと雖、情義、或は違ひ難き者あらん西軍に歸せんとするものは宜く速に解き去る可し吾、毫も憾む所なし」と福島正則、黒田長政、細川忠興、加藤嘉明、等を始とし在陣の大小名、皆家康に従はんことを誓へり是に於て秀康を宇都宮に留めて景勝に當らしめ奥羽の伊達政宗、最上義光、等をして景勝の背面に備へしめ軍を進めて自、海道より上り世子秀忠ヒデタカをして山道より進ましむ此時、天下は東西、兩分の形勢をなし美濃以西は概、大阪に應じ以東は概、家康に應せり而して徳川氏、豊臣氏の興亡は實に此の一戦に懸れり東軍、凡八萬人、井伊直政、本多忠勝、監軍たり九月十五日、兩軍、美濃の關ヶ原に會せり東軍の先鋒福島正則は監軍井伊直政と共に島津義弘、小西行長の陣を冒し又宇喜多秀家の兵と戦ふ黒田長政は三成の軍を衝き兩旗相接し迭に進み迭に退き閑聲、地を震はせり而して勝

敗未決せざるに小早川秀秋、俄に東軍に應じ毛利秀元も亦西軍を援けざりければ東軍大に勢を得て益奮戦せり家康乃諸軍を靡き鼓譟して進み西軍竟に大敗せり三成は纔に身を以て免れ山窟に隠れて食せざること數日終に擒へられたり家康は戦の終るや直に大阪に入り賞罰を行へり乃石田三成、小西行長を斬りて六條河原に梟首し宇喜多秀家の封を沒收して之を高野に放ち毛利輝元の降を納れて其六國を削り周防、長門、三十萬石を其子秀元に與へて家名を嗣がしめ上杉景勝、佐竹義宣の降參を赦し景勝の會津百二十萬石を收めて米澤三十萬石を與へ義宣の常陸三十萬石を收めて秋田二十萬石を與へ又東軍に屬して功を立てたる者を賞し福島正則を安藝、備後、五十萬石に池田輝政を播磨五十萬石に加藤清正を肥後七十二萬石に封じ部下の諸將、井伊直政を江州、澤山、十八萬石に本多忠勝を勢州、桑名、十七萬石に酒井忠次を上州、高崎、七萬石に封じ豊臣秀頼には唯攝津、河内、和泉の六十餘萬石を授けしのみ其他の諸侯、賞罰各差ありき是に於て天下は全、徳川氏の掌中に歸せり

○江戸と大阪 紀元二二六三年慶長八年家康は征夷大將軍に任じ右大臣に遷

り淳和、英學、兩院、別當、源氏、長者に補せられ隨身兵仗を賜ひ牛車にて宮に入ることを聽されぬ家康、乃幕府を江戸に開きて天下に號令せしが在職二年にして職を其子秀忠に譲りて駿府に退隱せり然れども猶自、大小の政を決し大御所と稱せられ時々江戸、及京都に往來し天下の爲に企畫する所多く三百年、泰平の基礎、多くは此時に成りぬ當時、大阪にありては秀頼、已に長じ堅城に據り蓄積多く木村重成、薄田兼相岩見重太、片桐且元、等之を輔佐し勢甚盛なり是に於て大阪と江戸とは隱然、相對するの形勢となりぬ初、秀吉薨せし時、小出吉政、片桐且元に命じて秀頼の後見とせしに吉政の死せし後は且元、獨、諸人の尊敬を受けて心漸驕りぬ時に秀頼の生母淺井氏淀君の乳母の子大野治長は淀君の寵嬖を得て威權、且元と相並び二人、稍、相軋轢せり然るに治長は酒色を好み血氣の勇ありて深慮なく淀君に勸めて密に關東を謀り先、且元を遠ざけ浪士を集めて豊臣氏の威權を恢復せんと欲し檄を四方に傳へ特に一書を前田利長に送りて其意を通せり利長、之に答へずして其書を駿府に致したれば家康が豊臣氏を滅さんとするの志、終に決せり是より先、秀吉が建立したる方廣寺の大佛は木製にして慶長元年の地

震によりて破損せしかば家康は秀頼に勸めて銅を以て之を再建せしめ且巨鐘を鑄らしめたるに是に至りて竣功せり秀頼乃其落成式を舉行せんとせしに其鐘銘に國家安康の句あり家康其原稿を得て大に怒りこれ我を呪詛するなりと即日急使を馳せて落成式を止めぬ是に於て大阪の人心動搖せり秀頼は勝元を駿府に遣り淀君も亦別に侍女二人を遣りて陳謝せしめたり家康先二女を引見して曰く近頃大阪に於ては浮浪の徒を集むと聞く何れ奸人に誤られての事ならん速に奸人を退け浪士を追ひ武器を收めて他意なきを示さば國家は無事なるべし汝等宜く諫めよと二女大に悦びて歸途に向へり家康更に且元を召して曰く大阪舉兵の企圖顯然たり余が存命の内すら斯の如くんば死後は知るべきのみと且元再三家康の意見を請へども家康答へず唯且元の意見を求むるのみ且元曰く淀君を質として關東に下らしむべきか秀頼をして大阪を去つて他に移らしむべきか若しくは秀頼をして關東に參勤せしむべきかと家康曰く三者の中何れにても母子の心に任すべしと且元直に暇を請ひ急に駕を馳せ近江の水口に至りて二女に追及し互に駿府の事を談せり然るに二女は思ひしよりも

家康の懇切なりしを悦び且元の三ヶ條を聞き却つて且元を疑ひ大阪に先着して且元は異心ありと報じたれば淀君大に怒り治長を召し且元の入城を待ちて之を刺殺せんと謀りしも果さざりき

○大阪の二役 此時に當り檄に應じて大阪に集まる者甚多く眞田幸村は高野より長曾我部盛親は京都より後藤基次は奈良より森勝永は土佐より來り總勢十萬と號すされば有土の大諸侯は一人も應ずる者なかりきと雖其勢甚振へり家康之を聞き令を下して諸將を部署せり藤堂高虎先鋒たり家康自東海諸藩の軍を率ゐて中軍に將たり將軍秀忠は關八州及奥羽の諸將を従へて後軍の將たり家光は江戸城を留守し水戸頼房は駿府を守りぬ東軍の勢總て五十萬と稱す眞田幸村献策して曰く家康の軍未至らざる間に兵を出して伏見を取り東軍を京都に待たんと治長聽かず已にして家康來りて諸寨を抜き媾和を申込みしも秀頼聽かず家康乃水源を塞がしめたれば外濠水涸れて濠底現れぬ諸軍木材を投じて之を越え次第に内城に迫りぬ家康又使を城中に遣りて和睦を謀らしめぬ秀頼乃諸將を會し和を議せり後藤基次曰く外に應援の兵なく内に反應

あり堅城に據り糧食を有すと雖、恃むに足らず速に和を講ず可し」と衆議、之に一決し遂に城の總濠を填むることを約して和せり之を大阪冬の陣といふ總濠とは外周囲の濠なり然るに家康の吏卒は既に外濠を填めて遂に内濠に及びたれば秀頼の將士、憤怒し和議亦破れぬ翌元和元年、大阪は兵を募りて十五萬を得たり東軍は和泉、大和、河内の三國より進み西軍亦三道に分れて之に當りたれど大野治長は淀君の命のみに従ひて屢軍略を變更し諸將の意見を用ひざりければ將士甚悦はず基次、兼相、重成等皆奮戦して死し城遂に支へ難く秀頼母子は倉中に入りて自殺し、治長、勝永等之に殉しぬ時に五月八日なり之を大阪夏の陣といふ蓋秀頼は凡庸の主にあらず頗人望ありたれど生母淀君の不賢なりしより遂に其家を滅ぼすに至りぬ是に於て兵革熄みて全國、盡徳川氏の政令に服従せり世之を元和偃武と稱す此時、元和と年號を改めたるに由る

第二章 江戸幕府、諸侯

○家康の薨去 豊臣氏滅亡の翌年正月、家康、駿州田中の狩より歸り病を得

たり將軍秀忠、晝夜兼行して駿府に至りぬ三月、天皇、使を駿府に遣し家康を太政大臣に任じ給へり家康、病を方めて冠服を着け詔を拜し秀忠をして天使を饗應せしめ四月十七日、終に薨せり年七十五なり薨するに臨み諸侯の病を訪ふ者を召して曰く「今天下泰平にして秀忠將軍たること年あり余復憂ふる所なし唯我歿後、秀忠もし政道を失ひ海内離心せば諸氏の中にて命に膺るもの代りて將軍となる可し將軍は一人の職にあらず」と又將軍秀忠を召して曰く「我已に諸侯に告ぐるに興廢の道を以てせり汝、夫心を政道に止め必私曲あること勿れ」と又孫家光を召して曰く「汝、他日天下を治むる者なり天下を治むるの要は慈の一字にあり必忘ること勿れ」と遺命により骸を駿州久能山に葬りたるが天皇、特に詔して東照大權現の號を賜ひぬ秀忠、謹直にして好く父の遺法を守り以て三代家光に傳へぬ家光、英邁にして剛氣ありよく諸侯を威壓し政務を擴張し伊井直孝の果斷、松平信綱の敏活、阿部忠秋の敦直を用ひて己れの輔佐とし幕府の制度を確立し其施政、燦然として見るべきものありたり

○諸侯の區別 家康は諸侯を分ちて三種となせり、親藩、譜代、外様、是なり親

藩とは家康の諸子を封じたる者にして尾張侯義直、紀伊侯頼宣、水戸侯頼房の如きをいふ而して尾張、紀伊の兩家は將軍嗣なき場合には幕府に入りて將軍職を相續すべき家格と定めて特別の待遇を與へ水戸の一家は將軍の職を繼ぐこと能はざるも將軍を監督して其廢立を決し幕府の軍隊に號令するの權あり譜代とは徳川氏の宿臣を一萬石以上に封じたるもの一萬石以下を旗本といふ井伊直政、本多正信、榊原康政、酒井忠利等の如き是なり譜代は幕府の政局に當り若くは政事に參與するの權あり外様は譜代と異なり徳川氏の宿臣にあらざる大國の主にして關ヶ原の戦の前後、もしくは大阪の役に家康に應援し遂に其配下に屬したるもの即、前田、島津、毛利、伊達の如き諸侯を云ひ此等は毫も幕府の政務に容喙するの權なかりしなり而して三代家光が外様大名を召して、我祖家康、及、父秀忠は元、卿等と同僚にして後、將軍となりしを以て特に卿等に優遇を加へたれど余は生れながらにして將軍たれば祖考と同じからず今より卿等を遇すること猶譜代の如くせん」と命せしより名義に於ては譜代外様の別は廢されたる如きも實際は其區別、猶依然として存し宿臣の外は參政の權なかりしなり

○諸侯の配置

家康は最、諸侯の配置に注意し京畿、東海には新藩、及、譜代の大名を配置し箱根の嶮を扼して關門を設け河流にも橋梁を架せずして防禦の助けとし近畿、東海、以外には多く外様大名を封せりと雖、外様と外様との間には譜代を封じ、もしくは直轄地を置きて親疎、相制せしむるの計をなし紀伊、尾張の兩家を以て京都に備へ水戸を以て江戸を援護せしめたり又、譜代大名の内より三家の庶政を執るべき者を撰み成瀬、竹腰を尾張の家老として水野、安藤を紀伊の家老とし中山を水戸の家老とせり其他、一國一城の制を布きて他の城壘を毀たしめ各藩、封内の政治は諸侯、各自の勝手に任せしむるも概、幕府の政治に準せしめぬ當時、諸侯の數は二百數十ありて其封土、凡、二千萬石、旗本の采地、凡、二百萬石、幕府直轄の領有、凡、八百萬石、全國の歳入、凡、三千萬石ありしと云ふ諸侯の大なる者を舉ぐれば鎮西にては島津氏、薩隅二國、及、日向の一部を有し龍造寺氏の族、鍋島氏、肥前十郡、大友氏の族、立花宗茂は筑後柳川十餘萬石、加藤氏の清正の家肥後、及、豊後の半、黒田氏は筑前、細川氏は豊前、田中氏は筑後を領せり山陰、山陽にては關原の戦に毛利氏削減に遇ひて長防、二國を有し京極氏は丹後、福島氏は安藝、備後、池田氏は播

磨、因幡、備前、堀尾氏は出雲を領せり四國にては生駒氏、讃岐を領し蜂須賀氏は阿波、加藤氏嘉明の家及富田氏は伊豫を分領せり東國にては山形の最上氏、仙臺の伊達氏、盛岡の南部氏、米澤の上杉氏、會津の蒲生氏等を大藩とし北陸にては前田氏、越登、加、三州を併有し松平氏秀康の子城前を領し近畿にては豊臣氏の領有を收めて幕府の腹心を京都の左右に封せり即藤堂高虎に伊勢の數郡を與へて東海を扼せしめ淺野長晟ナカマサに紀伊を與へて京都の南面を控せしめたり以上は外様大名の大なる者なり親藩の永續したるは尾張、水戸、紀伊の三家にして尾張は家康の六子義直、水戸は季子頼房、紀伊は七子頼宣を封じたるなり而して家康が宿臣の功を賞するや封土を濫與せず井伊直政、功最大にして近江十八萬石を受けたるに過ぎず本多正信は執政にして僅に三萬石、其子正純、職を襲ぎて宇都宮十五萬石を食み榊原康政、本多忠勝、酒井忠次の輩、皆十萬石に過ぎざり鳥居元忠は關原の役に伏見城を守りて節義に死したるを以て其子忠政に二十三萬石を與へ奥羽の鎮護とせり是實に特例なり以上は譜代大名の大なる者にして凡六萬石以上の諸侯は皆地圖に記入したれば就いて見るべし

但、地圖は元和元年の封土によりたるものなれば、其後數多の異動ありと知るべし。特に福島正則が其封土、安藝備後を奪はるゝや、淺野長晟、紀伊より茲に移封せられ、紀伊には改めて親藩を置きたるは注意すべきことなり。

○參觀交代　幕府は興軍(宣戰、媾和)造幣、驛遞の要を統べ、其細事に至りては兵備、財用、獄訟等、悉く諸侯の自治に任じ、唯、數々使者を諸國に遣りて政治の得失、人民の利弊を巡視せしめしのみ、而して諸侯制御の一策として、十萬石以上二十餘家、十萬石以下六十餘家をして各、江戸に邸宅を構へて、妻子を居住せしめ、以て人質に擬し、交代して一半は江戸に一半は本國に居らしめぬ之を參觀交代といふ。諸侯は之が爲に費す所、頗る多く加ふるに土木の課役あるを以て、常に財政に窮し異志を生ずるの暇なかりきといふ。

その交代の制規を略述すれば、
一、譜第大名の關東八州の内に在る者に對しては、半ヶ年は其國に居らしめ(在國)、他の半ヶ年は江戸の藩邸に住せしむ(在府)、而して毎年八月に交代するもの七人、二月を以て交代するもの七人とす。

二、他の譜代大名は、隔年交代とす、而して六月を以て交代するもの六十七人、八月を以て交代するもの九人なり

三、外様大名も隔年交代とす、東外様大名衆、西外様大名衆の兩衆に分ち毎年四月を以て東西兩衆を交代せしめたるなり

四、例外として、宗對馬守等は在國して、その地を守り要地を警備し且つ居代り交代をなすもあり、又、特殊の事情の爲に參覲を免除せらるる向もあり、或は天災海防の爲に延期するもありて、必しも徳川時代を通じて全國大名盡、一定に交代せしにあらす

右等のことは、初代より始まりたるも家光に至りて略、確定し其後、大名の國替又は他の事情によりて改革ありき

なほ他に交代寄合といへる一級あり、これはその祿の高は一萬石に満たず即ち旗本たるべき祿高なれども、その接遇は大名に准じ領地に交代して領地内の關所を守り、領地内に關所無きものは、江戸城の門衛を司りたるなり、交代寄合は老中の所管にして禮衆、那須衆、美濃衆、信濃衆、三河衆に區分せられたり、寄合といふ

名はもと集合せる一軍團ともいふべき意味に用ひられしものにて或る一群の兵力の團結を指したるなり

○幕府の内閣 幕府に於て天下の庶政を統ぶる所を寄合所とし五代將軍綱吉の時に至るまでは將軍の居所と一室を隔て其政事を議する聲は將軍にも聞えしが綱吉は寄合所を遠ざけて御膳立の間と云へる所に移したり之れを用部屋と云ふ要するに初には寄合所、後には用部屋が天下の大政の出づる所にして執役、年寄、若年寄、茲に會して政務を議せり、執役は大政を總括する者にして家光の時より改めて大老と稱せり此職は常置のものにあらずして將軍幼少なるか病氣にて事を視る能はざるか若くは事故ありて政を自らせざる時に置きたる職なり其下に年寄五人あり特に朝廷、諸侯の事を司り後、老中と改稱せり若年寄は三人乃至五人ありて旗本、及家人を管せり以上、大老、老中、若年寄は幕府行政の中心を形成する者にして譜代大名より撰拔して之に任せり

○三奉行 用部屋の下に三奉行ありて事務を分擔せり寺社奉行、町奉行、勘定奉行、是なり寺社奉行は社寺に關すること、及關八州以外の諸侯、人民の訴訟を掌

り後に至りては奏者番を兼ねるに至り譜代大名を以て之に任せり、町奉行は江戸の市政、及其訴訟を司り、旗本より撰抜して之に任じ勤定奉行は公事方、勝手方の二部に分れ一は幕府直轄地關八州及其他の訴訟を司り一は租税を處理し共に旗本より撰抜して之に任せり

○大小目付 目付は監察官にして諸國を巡視し諸侯、及旗本を監視す目付に大目付、小目付あり大目付は老中に屬し小目付は若年寄に屬し常に評定所に集まり幕府の大政に參與し老中、三奉行と共に公私混合の訴訟を判決せり

○軍備 幕府の宿臣にして其封祿萬石に及ばざるものを旗本、及家人とし門地高きを旗本と稱し低きを家人と稱せり其多くは今の麴町區、四谷區等に住して幕府を護衛し其數凡、八萬前後なりしを以て旗本八萬騎といへり其内より出で、常に幕府を宿衛するもの三十二隊ありき大番十二隊、書院番十隊、小姓組番十隊、是なり大番は幕府の外を衛り書院番、及小姓組番は内を衛り各番頭ありて統御せり旗本八萬騎は即幕府の常備軍にして一朝事ある時に當りては此外に臨時に天下の諸侯をして應分の兵を出さしむるなり其兵數の如きは事に應じ

變によりて異同あり固より一定せざりけれど家光の時に定めたる制によれば千石に二十三人、槍二、弓銃各一、萬石に二百三十五人、騎士十名、弓十、銃二十、槍三十、十萬石に二千五十五人、騎士百七十名、弓六十、銃三百五十、槍百五十を率とし其他之に準せり以て全國兵備の概算を知り得べし即全國諸侯の封士は前述の如く凡、二十萬石なりしを以て歩卒、凡、四十餘萬、騎士、凡、三萬五千許を徵發し得べかりしなり但、銃の數、比較的に少かりしは頗、注意すべき點にして其用、今日に比して甚、大ならざりしを見るべきなり

○武家法度 紀元二二七五年後水尾天皇 元和元年家康は林信勝等を伏見城に招きて協議し建武式目に準據して武家法度十三箇條を定めぬ其中緊要なる條目を擧ぐれば

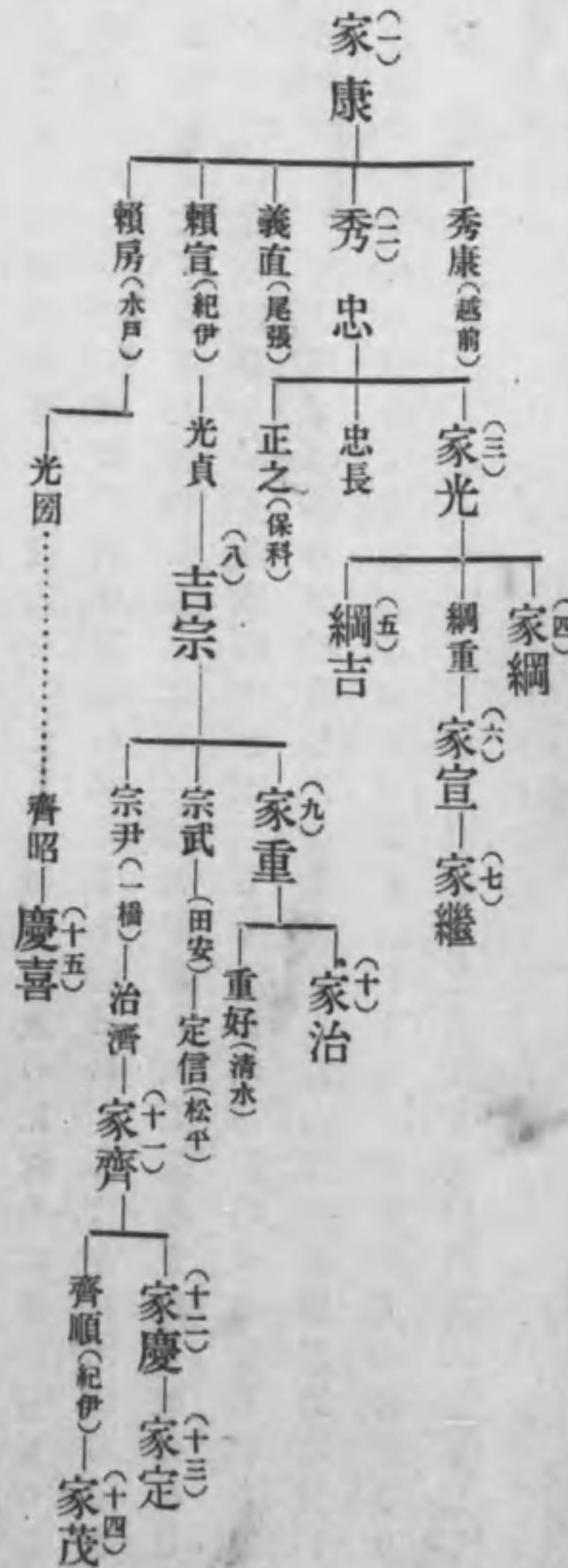
一、文武弓馬の道は專、相嗜むべも事 一、群飲、迭遊を制する事 一、法度に違ふの輩は國々隠し置く可らざる事 一、諸國の居城は修補たりと雖、必、言上す可し況んや新規の構營に於てをや固く停止せしむる事 一、隣國に於て新議を企て徒黨を結ぶ者あらば早く言上致す可き事 一、私に婚姻を結ぶ可ら

軍之に則りしかば、たとひ漸次、増置せし職員、改正せし職制、無きにあらずとするも、その精神に至りては依然として武家政治の特色を有す。總べて、名よりも實を取り、位階よりも権力を尊びたり。故に大老の如きも官は中將、少將、位は四位にすぎず。老中、京都所司代は四位の侍従、若年寄、及、大番組、小性組、書院番組の番頭、寺社奉行等は従五位下なり。此従五位下に叙せらるゝを叙爵といふ。叙爵せざる次の階級の職員、即、新番組頭、鎗奉行等は制服として布衣を着するを以て是等を布衣といふ。漢文にいへる布衣と異なる。而して布衣の人の下に御目見以上、及、御目見以下の二級あり。故にすべて四大階級を以て幕吏の官等を分つものと見て可なり。全體につきていはし。

天皇の下に朝廷の諸臣あり。朝廷の諸臣と相並んで將軍、諸侯、幕府の重役あり。その下に士あり。神官、僧侶、醫師、郷士等は士の格なり。その下にあるものは農工商の三民にして、最下に居るを穢多、非人とし、幕府の職員を武官(番方)、文官(役方)とし、共に前述の如き職制によりて將軍に隸屬し、將軍は朝廷よりの任命によりて、その職責を實行す。諸藩侯の政治は大體に於て幕府に摸倣し、幕府の直轄地(所謂天領)

にては代官(天領)若くは御郡奉行、大名の領地にては御郡代の下に名主、庄屋、其下に組頭、百姓代あり。五人組は最下において隣保團結の基礎を成せり。かくの如く、將軍よりして諸侯以下、人民に至るまで、一聯せる系統の下に階級制度を形成し、各、その分限を守りて、相冒さざるを以て原則となし、條理、整然として亂るゝことなし。之れを大寶令以來の官職政治に比すれば、その職名の實際的なること、その職員の實際に通曉せること、及、職員の数比較的に多からざること、等、よく當時の國家社會の秩序安寧を維持するに足れりしなり。大化改新以來、唐制摸倣となり、京都縉紳の榮華となり、一轉して鎌倉武家政治となり、南北朝を経て、室町幕府の政治となり、織豊時代を経て、こゝに徳川幕府の政治となれる間、我國の政治機關は種々の變遷を経過したるも、要するに大寶令の理想的に偏して、官職の整然たる割合に實績の擧がらざりし結果にして、皆、實際上の必要より改正を促し來りたるものと謂ふべく、形式の整備を棄て、實用の簡に就きたるものと見るべきか。

徳川氏系圖



第三章 朝廷と徳川氏

後水尾、後光明、
兩天皇

○京都の警戒 織田、豊臣、二氏、既に勤王の志、厚かりしかども未、内裏の經營を壯大にする暇あらざりき徳川家康に至りて紀元二二六一年慶長京都附近に於て御料の食邑、及、公卿の采邑を定め三年の後、供御の石高を三千石と定め又、一

年を隔て、庶長子秀康に命じ諸侯を率ゐて内裏の規模を擴張し周垣を改築せしめ紀元二二八三年元和家光入朝して將軍となるや愛宕郡の地、一萬石を献じて御領となし紀元二二九〇年寛永上皇、湯沐の邑として三千石を献じ次で七千石を進め其後、漸次に帝室、親王、公卿、以下の領邑を増し其總高、遂に十二萬餘石あるに至りぬ斯くの如く徳川氏は朝廷に對し尊敬の道を盡し、が如しと雖、其實は表面に於てのみ尊敬し裏面に於て抑制せし政略は事實に徴して蔽ふ可らざるものあり以上の御領邑の如きも天皇、皇族、及、朝臣に土地の領有、及、支配權を進獻したるにあらざりて唯、土地の産物中より租税として公收せるもの、中を宛て行ひたるまでにて其土地、人民に關する政治は所司代、代官等をして之を執行せしめたり又、朝廷と幕府との間に於て奏上、宣下の事を斡旋する傳奏あり、此職に就くに當りては必、朝廷、及、幕府の機密を漏すことなきを誓はしめ別に議奏の官を置きて朝廷の政務を議せしめ又、禁裏附を設けて京都の動靜を探り旗本の武士を交代に遣して宮城護衛となし非常を警戒せしめたり故に朝廷の司り給ふ所は位階の授奪、年號の改定、年曆の頒布、僧尼の沙汰等にして皆、有名無實の官

爵、榮譽に過ぎず土地、兵馬、獄訟、財用、驛遞等の實權は全、幕府之を握れり

○朝臣 戦國時代、争乱の間、朝臣の家計に窮したる様は既述の如し或は家絶え或は流離し元和偃武の時に於て存せし者にして家門の貴きは近衛、鷹司、九條、二條、一條の五攝家を始め久我其支族に六條あり、三條支族に滋野あり、西園寺支族に橋本、清水あり、今出川、徳大寺、花山、院其支族に中山あり、大炊、御門の七清華、中院、嵯峨、三條、西の三大臣家、凡て十五家にして政務に當りしは日野の四家、即、日野、鳥丸、柳原、廣橋と、甘露寺の六家、即、甘露寺、勸修寺、坊城、中、御門、萬里、小路、葉室なりき、松木、持明院の兩家は筆道を以て奉仕し園家は插花を司り飛鳥井、及、難波の二家は蹴鞠を専らとし冷泉家は和歌、四條家は膳養、山科、高倉の二家は服制、宇多源氏は郢曲を世職とし紀傳道は菅原氏、明經道は清原氏、陰陽道は安倍氏、神祇道は卜部氏、之を司りぬ其他、華山、院源氏、大中臣氏、中原氏、小槻氏、水無瀬氏、竹内氏、西、洞院氏、等を合せて凡て六十四家ありて平安朝時代よりの朝廷の典章、學藝を傳へたり

○公家法度 紀元二二七五年元和元年家康勅を奉じ建武式目足利氏の初に作りたるものに據り武家法度と共に公家法度十七條を撰定せり是乃朝廷と幕府との權限を明

に定めたるものにして本邦國憲の沿革上、頗、重要なものなり其要點は皇位の由來を説く神器守護を以て天子の職とし四海太平を以て天子の徳とし學問、手習を勧め日月行道の心を以て敬心を守り給ふ可きことを説き關東の將軍が淳和、獎學兩院の別當に任せられたる以上は三親王、攝家を始め公家、及、諸侯を悉、支配し國役一切を知らし政道は之を奏聞に達せずして行ひ若し天下鎮め難きときは將軍に罪責あること等を述べたり、左にその本文を載す

公家諸法度(禁中方條目十七條)

一天子諸藝能之事、第一御學問也、不學則不明古道、而能政致太平者未有之也、貞觀政要明文也、寬平遺誡、雖不究經史、可誦習群書治要、云云、和歌自光孝天皇未絕、雖爲綺語、我國習俗也、不可棄置、云云、所載禁秘抄、御習學專要候事
一三公之下、親王、其故者、右大臣不比等、着舍人親王之上、殊舍人親王、仲野親王、贈太政大臣穗積親王、准右大臣、是皆一品親王以後、被贈大臣時者、三公之下、可爲勿論、歟、親王之次、前官大臣、三公在官之内者、雖爲親王之上、辭表之後者、可爲次座、其次者諸親王、但儲君者格別、前官大臣、關白職再任之時者、攝家之内、可爲位次事

- 一 清華之大臣、辭表之後、座位可爲諸親王之次座事
- 一 雖爲攝家、無其器用者、不可被任三公攝關、况其外乎
- 一 器用之御仁體雖被及老年三公、攝關、不可有辭表、但雖有辭表可有再任事
- 一 養子者連綿、但可被用同姓、女緣者家督相續、古今一切無之事
- 一 武家之官位者、可爲公家當官之外事
- 一 改元者、漢朝年號之內、以吉例可相定、但重而於習禮相熟者、可爲本朝先規之作法事

一 天子禮服、大袖、小袖、裳、御紋十二象、諸臣禮服格別、御袍麴塵青色、帛生氣御袍、或御引直衣、御小直衣等之事、仙洞之御袍、赤色、或甘御衣、大臣之袍、橡異文、小直衣、親王之袍、橡小直衣、公卿着禁色雜袍、雖殿上人、大臣息、或孫、聽着禁色雜袍、貫主五位藏人、六位藏人、着禁色、至極薦、着麴塵袍、是申下御服之儀也、晴之時、雖下薦着之、袍色、四位已上、橡、五位、地下赤衣、六位深綠、七位淺綠、八位深縹、初位淺縹、袍之紋、唐草輪、無家家以舊例着用之、任槐以後異文也、直衣、公卿禁色直衣、始或拜領家家、任先規着用之、殿上人直衣、羽林家之外不着之、雖殿上人、大臣息、又孫、聽着禁色、直衣、布

衣、直垂、隨所着用之、小袖、公卿衣冠之時者着綾、殿上人不着綾、練貫、羽林家卅六歲迄着之、此外不着之、紅梅、十六歲三月迄諸家着之、此外平絹也、冠、十六歲未滿透額帷子、公卿從端午、殿上人從四月酉賀茂祭、着用普通之事

- 一 諸家昇進之次第、其家家守舊例、可申上、但學問、有職、歌道、令勤學、其外於積奉公勞者、雖爲超越、可被成御推任御推叙、下道真備雖從八位下、依有才智譽、右大臣拜任、尤規模也、登雪之功、不可棄捐事
- 一 關白傳奏、并奉行職事等申渡儀、堂上、地下輩、於相背者、可爲流罪事
- 一 罪之輕重、可被相守名例律事
- 一 攝家門跡者、可爲親王門跡之次座、攝家三公之時、雖爲親王之上、前官之大臣者、次座相定上者可准之、但皇子連枝之外之門跡者、親王宣下有間敷也、門跡之位者、可依其仁體、考先規、法中之親王、希有之儀也、近代及繁多、無其謂、攝家門跡、親王門跡之外之門跡者、可爲准門跡事
- 一 僧正、大、正、權、門跡、院家、可守先例、至平民者、器用卓拔之仁、希有雖任之、可爲准僧正也、但國王、大臣師範者、格別事

一 門跡者、僧都、大、正、法印、任叙之事、院家者、僧都、大、正、律師、法印、法眼、任先例任叙勿論也、但平人者、本寺推舉之上、猶以相撰器用、可申沙汰事

一 紫衣之寺者、任持職先規希有之事也、近年猥勅許之事、且亂薦次、且汚官寺、甚不可然、於向後者、撰其器用、戒薦相積、有智者聞者、入院之儀、可有申沙汰事

一 上人號之事、碩學之輩者、爲本寺撰正權之差別、於申上者、可被成勅許、但其仁體、佛法修行、及二十箇年者、可爲正、年序未滿者、可爲權、猥競望之儀、於有之者、可被行流罪事

右被相守此旨者也

慶長二十乙卯年七月

照實 在判二條關白

秀忠 在判

家康 在判

○徳川和子の入内 紀元二二七一年慶長十六後陽成天皇位を皇太子に譲り賜ふ之を後水尾天皇となす時に御年十六、家康は皇家の外戚とならんことを希

ひ秀忠の女を後水尾天皇の后となさんと請ひしに後陽成上皇は武家の女を入れて后となせる古例なきを以て之を許し賜はざりしかども藤堂高虎は家康の遺命を受け徐に之か周旋をなし入京して右大臣近衛信尋に計り紀元二二八〇年元和六年和子、遂に入内すること、なり初は女御となり後、中宮に進み東福門院と稱せり

○輪王寺門跡 家康は至つて儉素なりければ遺命して祠堂の結構を質樸にせしめたるが秀忠の薨するや家光は之を増上寺に葬り其靈屋の結構を華麗にせしかば日光廟と權衡を失するに至りぬ是に於て大に日光廟を修造し山巖を刻夷して規模を宏め廟堂、門樓には或は雕繪を加へ或は嵌鏤を施して工巧を盡し大小の各藩に課して役を助け物品を奉獻せしめぬ、されば朝鮮、琉球、和蘭の諸外國までも寶物重器を獻納し金碧燦爛として今日猶、天下の壯觀を極む而して日光山の門主は秀忠の時より僧天海の議に因り皇族を請ひて之に奉じ北條氏が皇族を將軍に奉じたる如く天下萬一の變に臨み擁立して四海に號令するの備とせしが家光に至り奏請して後水尾帝の皇子守澄親王を奉じ江戸の上野の

寛永寺を其里坊となし輪王寺宮と稱し諸門跡の上座に班せり

○徳川氏外戚となる 後水尾帝は天資英明にましまして常に深く關東の專横を憤り給ひ秀忠の女和子の入りて中宮となるや其供奉、天皇のよりも豊富なるを見て愈、不平におはしき會議奏中、院大納言通村、中山大納言愛親等、政權の恢復を計りしに幕府事に托して二人の職を罷め閉門、蟄居せしめ又、天皇の寵信を受けたる僧澤庵、玉室の二人を奥州に流したれば紀元二二八九年寛永六年天皇、在位十八年にして突然、位を和子の出なる明正天皇に譲り給ふ蓋、大に憤慨し給へるなるべし而かも明正の御世を通じて後水尾上皇、政を院中に聽き給へり

○後光明天皇 天皇は後水尾上皇の第四の皇子にして東福門院の子養せし所なり、明正の後を受けて即位し給ひ天資、英邁明達にして學を好み父皇の如く政權の恢復に志し給へり、されば常に人君たる者、宜く實用の學を修むべしとて儒學を究め徒に和歌に耽るは皇道の衰ふる所以なりとて絶えて和歌を詠せずして擊劍を學び給ひければ京都所司代板倉重宗、奏上して天子は武事に與り給ふ可きにあらず此儀、關東に聞ゆることもあらば後患を遺すべしと諫めしか

ども尙、止め給はざりき然るに後水尾上皇、内宴の時、和歌は歴代の故典なれば學ぶべしとて百題を賜ひしに天皇は一夜にして之を詠進し給ひければ上皇も驚かせ給ひきと云ふ斯くも英邁なる天資と銳志とを備へながら壽、僅に二十二にして崩じ遂に大志を遂げ給ふに及ばざりしは誠に遺憾の極と謂ふべし

第四章 通商貿易

○朝鮮支那との交通 家康、夙に外國貿易の利を知り先、朝鮮と好を修めんと欲し朝鮮の王族金光以下サシコの俘虜を送還して和親を謀り宗義智をして旨を諭さしめたれば紀元二二六七年慶長十二年朝鮮は使を遣して來聘し國王の書翰、及、方物を貢せり家康、厚く使者を饗し物品を贈り交通、和親を約せり是より將軍の交代毎に朝鮮、必、使者を送りて慶賀し好誼を温めたれば彼我の通商隆盛に赴きぬ特に對馬の宗氏は足利時代よりの例により幕府の命を受けて朝鮮との貿易を掌り釜山浦に商館を設けしかば其貿易の利は多く宗氏に歸せり家康、又、明と好を修めんと欲し紀元二二七〇年慶長十五年書を送りて通商を盛んにし遣明使を再興

せんことを述べしも明は秀吉の征韓を深く恨みとせしのみならず當時國勢頗衰へ我元和偃武の頃、北方滿洲に崛起したる愛親覺羅氏の爲に頻りに北邊を侵略せられ其防禦に汲々たりしかば家康の書に答へずして却つて通倭の禁令を嚴にせり而かも南京、福建、廣東等、南方支那の商船は常に我九州に往來して頗盛大に貿易を營めり

○西洋諸國人の通商

我戰國の末より徳川幕府の初に當り西洋諸國にも大變亂ありて新教と舊教との衝突は政權の爭奪と入り亂れて所謂宗教戰亂なるもの何國にも起りたり就中、和蘭陀の獨立皇紀二二三年佛蘭西の内亂皇紀二二五二獨逸の三十年戰爭皇紀二二七八の如きは其最著きものにして皆國力の消長に至大の影響を及ぼし是迄、中部歐洲の一大勢力として全歐に雄視したりし獨逸帝國は荒廢の極に沈み其西隣なる佛蘭西の勢力頗に強大となり是迄海上の二大勢力として殖民貿易に於て隆盛を極めたりし西葡兩國は次第に衰弱に赴きて英蘭二國之に代りぬ初、和蘭陀は西班牙の屬國なりけるが西班牙は舊教國なるに和蘭陀には早く新教蔓延して本國と衝突し皇紀二二三二年天徳三年遂

に反旗を翻へし戰國七年の後、共和の獨立政府を建設し英吉利の援助を得て終に獨立を完うし東洋の商利を西班牙より奪はんと企て頻に船艦を派出して南洋諸島を占領しジャワ島にバタキア府を開きて之を其東洋貿易の中心とせり皇紀二二六〇年慶長六年關原の戰後、其商船始て堺浦に到りしに家康は既に天下を平げ當に海外貿易を盛にせんと欲せし時なりければ其船長耶楊子ヤンヨウシ人及船路師ウイリアム、アダム英人を江戸に召し寄せ宅地及俸米を給して之を優遇し二人の周旋によりて遂に英蘭二國の通商を許可せり是より我、外國貿易頗隆盛となり南蠻諸國邦人南洋諸國を南蠻と云ひの來航するもの二十餘あるに至り平戸、長崎、博多、兵庫、堺等は皆貿易場として繁華を極めたり本邦人亦堅牢巨大の船舶を造り操舟の術を學び幕府の免狀を得所謂御朱印船に乗じて支那及南洋諸國に赴きて通商せし者頗多く天竺德兵衛、角屋七兵衛、角倉與一等、最、有名なり當時輸入品の重要なるものは繭、絲、絹布、絨緞、毛氈、砂糖、藥品、香木、朱、水銀、硝子、羽毛、象牙、葡萄酒、書籍等にして輸出品の重要なるものは銅、傘紙、屏風、硫黃、樟腦、染布、麥粉、等なりき而して家康以來、屢、嚴禁したりし天主教が猶、全滅に至らざりしのみならず宣教

師及聖書等は自然南蠻諸國の商人と共に入り來りたれば徳川家光は外人と貿易を絶つにあらざれば天主教を絶滅すること能はざるを知り遂に海外通商及大船の製造を嚴禁せしかば、さしも盛大を極めし貿易も頗に衰微して僅に支那和蘭陀の商船が期を定め額を限りて長崎に往來するのみとなりぬ(此事は次章に細説すべし)

○支倉常長の洋行

仙臺藩主伊達政宗も夙に外國交通の利を知り或は外國

征伐の壯圖ありきと幕府の許可を得て其臣支倉常長を西洋に遣りぬ常長、西國人と共に

牡鹿郡前陸の月ヶ濱より出帆し大平洋を横りてメキシコに到り更に太西洋を航

して西班牙に入り遂に羅馬府に至りて法王に謁し西歐の宗教、風俗文物等を視

察して七年を経て歸國せり蓋邦人の歐洲に至りし嚆矢ならんか

○山田長政の暹羅行

元和の頃、駿河の人、山田長政、商船に乗じて暹羅に

至りぬ時に本邦人の彼地に寓せし者八千餘人、一區を形成して日本街と稱せり

長政亦茲に住し稍官人と親めり會暹羅國の屬國たる六昆國人亂を作して侵入

を企てたれば國王は長政を擢で、任するに亂賊討滅を以てせり長政乃日本人

二千を募り暹羅の兵二萬を合せて大に六昆の軍を破りて其地を平定し大塚十左衛門を留めて之を鎮撫せしめたれば國王大に喜び長政の偉功を賞揚し妻はすに其女を以てし委するに國政を以てせり長政遂に宰相となり其後も屢軍功を樹て威名を四隣に轟かせりと云ふ紀元二二八一年元和七年長政使を本國に遣はし本多正純、土井利勝に依りて寶物を幕府に獻じ後、又駿府の商人の歸國する者に托して己が乗用せし戰艦の圖を畫きて駿府の淺間祠に奉獻せりと云ふ

○濱田彌兵衛の臺灣行

寛永の頃、長崎の商人、末次平藏と云ふ者、臺灣に

至りしに其地に據りたる蘭國人は平藏を劫掠して財物を奪へり浪人濱田彌兵衛、膽勇を以て知られたるが之を聞いて大に憤り平藏の請びに應じて其子新藏、弟小左衛門と共に壯夫四人を率ゐて臺灣に航し其館を衝て會長を擒にせり新藏、刀を抜き起つて會長を叱せしに座者、或は降伏し或は逃亡せり會長泣いて哀を請ひ其子を以て質となし此に奪ひたる財物を償ひ曩の掠奪者を捕へて之を罰し爾後、決して日本の船舶に無禮を加へざるを誓へり當時、蘭國人の館中に在りし者、數百人なりけれど彌兵衛の勢に畏れて敢て反抗を試る者なかりき

と云ふ彌兵衛、乃會長を免し質子を携へて長崎に歸りぬ時に紀元二二八八年寛永五年なり

○島津氏の琉球征伐 琉球は戦國の末、其國王尙寧、屢使を以て貢を納れ通商貿易を請ひたるが征韓の事あるや秀吉の譴責に觸れ懼れて至らずなりたれば紀元二二六九年慶長十四年家康は島津家久に命じて其來貢を催促せしめたり然るに尙寧、應せざりしかば家久は其部下の將新納一氏、樺山久高等に兵八千を授けて琉球征伐を命せり久高、先兵五千を率ゐて徳島に至り成兵三百を擒にし一氏の軍、來るに會し勢を合して那覇港を攻めぬ守兵大砲を用ひて能く防戦し我兵上陸するを得ざりき然るに其海濱に山あり嶮にて毒蛇多きを以て敵之を待みて成兵を置かず我軍火を此山を放ち進んで數城を陥るれ遂に首里に迫り尙寧及諸王族を擒にして幕府に致せり家康功を賞して家久に琉球を與へ尙寧王を復して島津氏に臣屬せしめぬ是より江戸幕府の末に至るまで尙氏は別邸を鹿兒島に置き重臣を遣はして交番に駐在せしめ將軍の就職、島津家の繼代、毎に王子をして來賀せしめ新王嗣立の時は謝恩使を發して隸屬の實を擧げたり

○鄭成功の臺灣割據 我寛永年間に至り、滿洲の愛親覺羅氏、益強大となり皇紀二二九六年永祿二年國を清と號し頻に明軍を破りて支那の大部を占領し明朝は愈衰頹せり是に於て明人、往々亂を我西邊に避くる者ありたるが中にも鄭芝龍シロコウは來りて平戸に住し田川氏の女を娶り鄭森を生めり明人、芝龍を介して幕府の援を請ひたれど家光之を許さず、森は七歳の時、父に隨ひて明に入り明主より姓名を賜はりて朱成功シュウセイコウと稱せり世に國姓爺と呼ぶ時に明の將士、福州に據りて清軍に抗し鄭芝龍を推して大將とし以て恢復を計らしめぬ芝龍、乃書を幕府に獻じて又援兵を請へり幕府諸將を會して議する所あり、水戸、尾張、紀伊の三家、皆兵を出さんと論せしに大老井伊直孝は本邦の力を盡して外國を援くるの不可を唱へ遂に其請を謝絶せしかば鄭氏は清軍を撃ちしも克たず皇紀二三二二年永祿三年明朝終に滅亡せり然れども鄭成功は畢生、臺灣に據り其子鄭經に至りても猶屈せずして清朝に抗すること二十年に及べり

第五章 天主教、及、島原の亂、家綱、綱吉の治

○天主教の禁令 織田信長が佛僧の放縱なるを殺がんと欲し、諭旨を請ひて天主教の布教を許し寺院を設けて之を奨励せしより海外貿易の盛なると共に天主教の傳播頗速にして秀吉の時に至りては益信徒を増し地域を擴め天主教流行地の社寺は皆燒毀せられぬ、されば秀吉は其弊害を察して之を嚴禁したれども遂に其効果を見ずして薨じ徳川家康に至り禁令漸弛み外人の來航する者又増加し信者從つて其數を加ふるに至りたり然るに紀元二二七一年慶長和蘭人上書して天主教を唱ふる者、覬覦の志を抱くを告げしかば家康大に驚きて禁令を嚴にし宣教師を逐ひ會堂を毀ち信徒に改宗を命せり是をコロビといひ天主教徒を囊に包み衆人の前に嘔し鐵杖を以てころべくと誹責したるによりて名けたるなり然れども尙全之を絶つこと能はざりき時に九州は天主教の最早く傳播せる所なるのみならず關ヶ原の役に滅亡したる小西等の遺臣は逃れて此地に潛みて之を崇奉する者多かりき徳川家光に至り愈嚴重に之を禁じ懸賞して告訴せしめしも猶止まざりければ遂に斷然たる處分をなし外人との通商を絶ち邦人の外海に航通すること及大船を造ることを禁じ犯す者は死刑

に處せり是より我國造船航海の術次第に衰微し外國の來航は唯和蘭及支那のみにて諸港皆鎖され長崎一港のみ貿易場となりぬ而して長崎官吏の員數は増加せられ外船の貨物は悉検査を受け荷圖書の教法に渡る者は悉之を焚棄せしめられたり之を禁書といふ

○天主教徒の擧兵 初小西行長は肥後を領し深く天主教に信依したるが關原の役に大阪に與したるを以て其所領を沒收せられ其屬島、天草は肥前唐津の城主寺澤廣高の領となりぬ尋で島原の城主有馬氏も其邑を除かれて松倉氏之に代りぬ然るに松倉重次は暴虐にして人望を失ひぬ此時天草に神童あり益田時負といふ書を讀み字を善くし妖術に通じ或は鳩を掌に据ゑて卵を産ましめ或は雀の竹に止まれるまゝ其枝を切りて人に示しぬ小西の遺臣等時貞を以て耶蘇の再生なりとし之を奉戴して愚民を煽動し宗門再興の時至れりとなして黨類を嘯集せしに應ずる者三萬五千人に至り遂に兵を天草島に擧げ島原に渡りて原城に據りぬ時に島原の城主松倉重次、唐津の城主寺澤廣高共に江戸に在り城の留守之を制する能はず急使を關東に馳せて變を報せり幕府細川、黒

田、鍋島、有馬、立花、寺澤、松倉、等、鎮西の諸藩に命じて之を討たしめ板倉重昌を追討使とし石谷貞清を監軍として軍を督せしめぬ賊軍、之を聞き城を修め男女共に糧食を運び勢甚猖獗なりき重昌、其急に抜く可らざるを知り持久の計をなしたれど効なかりき幕府、更に松平信綱、水野勝成、戸田氏鐵、等に命じて之を討たしめたるに重昌、之を聞き翌年一月、奮進して城に迫りしも遂に陥るゝこと能はずして戦歿せり既にして信綱至り鎮西の諸侯を率ゐて之を圍み別に長崎より蘭國人を召し大砲を以て海上より攻撃せしめたれば賊、遂に抗すること能はずして原城は陥落せり信綱命じて男女を合せて悉、屠戮せしめたり

○天主教の滅絶 紀元二二九八年明平天皇寛永十五年島原の亂、平らざし以後は家光断然として鎖國の主義を取るに至れり、乃、更に耶蘇の禁令を嚴にし布教を目的とする西洋人は悉、之を驅逐し耶蘇の畫像を作り一般、人民をして之を踏ましめて其信否を驗し踏まざるものは信者なりとして之を屠殺せり之を繪踏エビキと稱す是に至り天主教は終に衰滅するに至りぬ

○佛教の隆盛 戰國時代に於て諸寺、多くは兵燹に罹り佛教、爲に衰へしが

徳川家康に至り深く之を崇み頗、綿密なる制度を設け各宗、各派、各大寺の爲に特別の法制を定めて之を拘束し又、諸大寺の領地を定め券狀を授け以て之が證とせり之を御朱印地と稱す又、本願寺フキノミヤ光昭の兄光壽をして別に東本願寺を立てしめ東、西、兩本願寺、互に相抑制するの策を施し以て僧徒の放縱を防ぎたれば佛徒は靜肅にして佛教は隆盛に赴きぬ島原の亂後、家光は四民に令じて必、佛教の一宗に歸依せしめ其歸依の寺を宗門寺と稱し宗門寺より寺手形、宗旨手形を各人に與へ以て其寺の佛徒たるの證となし葬祭、佛事は必、其寺に屬して之れを行はしめ又、宗門帳を作り一々、人民の宗門を證するのみならず族籍、生死より嫁娶等に至るまで巨細に表記せしめ本寺、本山、門跡をして各、其宗派の寺院を統管せしめ諸藩、及、諸、代官に命じ宗門改役を設けて毎年、宗門帳簿を出さしめ五六年毎に大検査を行はしめたれば佛教は全國教の如くなりぬ當時の宗派には天台宗、禪宗、淨土宗、一向宗、融通念佛宗、日蓮宗、法相宗、真言宗、法相律宗、真言律宗、時宗の十一宗ありて寺院の數は大約四十萬ありきと云ふ

○家綱、及、綱吉の治 三代將軍家光は紀元二三一一年に薨じ其子家綱、綱吉

兄弟相繼いで將軍となり何れも在職三十年に跨がり三代を通じて六十年間、天下概無事にして大事變の記すべきなかりき但家綱の就職するや年甫めて十歳なりければ浪人由井正雪、丸橋忠彌等、此機に乗じて幕府を轉覆せんと謀り正雪は久能山(駿河)に據り忠彌は江戸に在り東西相應じて事を舉げんとせしが未發せずして謀洩れ忠彌は縛に就き正雪は事の成らざるを察して自殺し事忽平ぎぬ此時に當り前代の遺老、松平信綱、阿部忠秋、等力を協せて幼君を補佐し幕政、舊に仍りて振ひたるが信綱、忠秋、等が前後死亡するに及び酒井忠清、大老となり威福を恣にし請託、盛に行はれ幕政、漸衰への既にして家綱薨じて嗣子なかりければ忠清は北條の故智に倣ひ親王を奉じて將軍とし愈己が權勢を張らんとせしに老中堀田正俊、其不可を論じ家綱の弟綱吉を奉じて將軍とせり綱吉、果斷あり就職の初、忠清を斥け正俊を擯て、大老とし頗、幕政を振興し又學問を好みて之れを奨励し最華奢を愛し裝飾に意を用ひたれば學問、美術、共に非常なる發達をなし所謂、元祿時代の盛時を現出せり其概況は第七章にあり

第六章 學問の復興

徳川光圀、著
名なる學者

○家康の文教復興 家康は武を以て天下を取りたれども治世の要は文教を起し仁義の大道に依りて秩序を保つにあるを知り夙に儒士を聘せり先是、弘治、永祿の頃、參議藤原爲紀の子肅、播磨の禪寺に入りて僧となり後、儒學を修めて一世の博識たり、惺窩と號す、家康、之に師事して經史を講せしめ又、其門人林信勝の學識を聞き之を擧げて儒臣となし學校を伏見に建て、之を管せしめ以て學問を奨励するの傍、治道を諮詢し法制の顧問に備へぬ且、家康は平素、書籍の蒐集を怠らず大阪陣の前後に於て近畿滯留の際、僧侶を集めて寺院、公家の舊記、古書を謄寫せしめ活字を以て直に印刻せしめたり中に重要なものは孔子家語、貞觀政要、群書治要、東鑑大藏一覽、等あり當時の活字には木製、銅製の兩種ありて銅活字は八萬九千八百十四箇、木活字は數千萬に及べり而して書庫を江戸城、富士見亭の傍に建て金澤文庫の書籍を移藏せり富士見寶藏、即是なり又、林信勝に命じて其蒐集したる古書、舊記の眞偽を辨せしめ國史、及、諸家系譜を撰ばしめぬ

系譜は家光の時に至りて武家の部三百七十二卷成れり寛永諸家系圖傳是なり寛政年間に至り訂正増補ありて千五百三十卷となりぬ寛政重修諸家譜是なり家康又國史の編纂に心を用ひ信勝に命じて本朝編年録を撰ばしめたるに未其功を竣へずして信勝卒し其子春勝^{春勝}業を繼ぎ忍野^{野上}に孔子廟を建て其傍に弘文館を設け以て史館となし遺書を諸國に徴して撰成せり其内容は神代より後陽成天皇慶長十五年に至るまで總て三百卷あり改めて本朝通鑑といふ以上二書は幕府の命令によりて編纂したるものなれば門閥を重じ舊例を執り或は充分の矯正を憚かり或は其材料の眞偽を辨せずして編録し甚蕪雜のものなりと雖其佚書遺事を蒐採せるの功は頗大なりといふ可しかくて戦亂殺伐の世衰頹の極度に達したる文教は鬱然として復興せり

○德川光圀の編纂事業 水戸の藩主光圀は頼房の子にして家康の孫なり亦典籍の散佚するを慨き天下の俊才を招き遺書を搜索し史館を江戸の小石川の自邸に開き紀傳體の國史を編纂せり當時明の遺臣にして往々我に歸化するものありたるが朱之瑜^{朱之瑜}も其一人なりき光圀其博學なるを聞き招きて之を師

とし本邦の諸儒と討議して神武より後小松帝に至るまでの歴史を編纂せしめたり名けて大日本史といふ史中神功皇后を后妃傳に収め大友皇子を帝紀に立て南朝を以て正統と決定せるは皆光圀の力なりといふ又本朝の典禮を纂輯し五百十卷を得名けて禮儀類典と曰ひ國字文三十卷を得名けて扶桑拾葉集といひ共に後世の典據となる

○綱吉の獎學 四代將軍家綱薨じて嗣子なく紀元二三四年^{延寶八年}其弟綱吉^{綱吉}館林より入府して將軍となりぬ綱吉學を好み毎に列侯諸司を城中に招き親ら經書を講ずること月六回なるに至り又曆法の錯誤を憂ひ天文方を置き安井^{安井}算哲^{算哲}を招きて之に任じ貞享曆を作りて奏して之を行へり抑平安時代に宣明曆を用ひしより茲に八百二十餘年を経過し誤謬頗多かりしに算哲は授時曆に據り新意を加へて改正せり之を貞享曆とす綱吉又林氏の弘文院及其聖廟を忍岡より移して本郷湯島に改築し自大成殿の三字を書し之を掲げて以て官祀とし地名を改めて昌平坂と稱し祭田千石を置き毎歲春秋二仲に釋奠を行ひ列藩に命じて金幣を獻進せしめ信勝の孫信篤^{信篤}を大學頭とし從五位下に叙して茲に

書を講せしめ幕府及諸藩の子弟遊學の所となしぬ、これ昌平黌の濫觴にして又、
細徒の學問の士林に歸したる始なり是より文教大に興り著名なる學者、彬々と
して輩出し所謂元祿時代の隆盛を致せり

第七章 元祿時代

○著名なる學者 綱吉の獎勵により學問大に開け學者輩出し遂に幾多の
學派を生じて相争ふに至りぬ幕府は程朱の學を重じ綱吉が林信篤を擧げて大
學頭となし聖堂に程朱の學を教授せしめてより其子孫職を繼ぎ京都には山崎
嘉廬ありて亦程朱の學を悦びて其學を主張せしかば天下靡然として此學派は
向ひたるが元祿の頃に至りて京都の人伊藤仁齋、仁齋 宏覽多識を以て聞へ切に古
學を唱道し江戸の人荻生徂徠、徂徠 明の李子鱗、王世貞に倣ひ古文辭を修め伊藤氏
を凌駕せんと欲し子弟を集めて勢甚盛んなりき、かくて各派互に相競ふに當り
京都に木下順庵、順庵 なる者出で其學唐宋を派別せず專通曉融徹を旨とし實用を
主とせしかば其門人に新井白石、白石 室鳩巢、鳩巢 清雨、清雨 森芳洲、芳洲 東五、東五 等の如き經世の才あ

る人物輩出し近江の人中江藤樹、藤樹 原は明の王守仁、守仁 の説を信じ門人熊澤蕃山、蕃山 伯
其業を受けて陽明學を唱道せり又下河邊長流、長流 僧契仲、契仲 荷田春滿、春滿 北村季吟、季吟 等あ
りて國學を復古し細井廣澤、廣澤 是は文武兩道に秀で算術を精くし書法を善くし安
井算哲、算哲 海は曆學天文に精通し平安朝以來朝廷に於て曆天文の家學を傳へたる
幸徳井家及土御門家を凌ぎて別に曆の大改革を行ひたること前述の如くにし
て遂に幕府の天文方となり關孝和、孝和 新は天文曆數學を研究し遂に前代未發の算
法を肇め括利步索の四術及圓理の諸書を著はし關流の算術をはじめ之を門人、
荒木村英、村英 に傳へたり

○俳諧俳句 足利時代に及び連歌盛んにして宗祇、宗長、宵柏などいへる連
歌の名人を出せしが將軍義尙の頃山崎宗鑑、宗鑑 出で俳諧體の連歌よりして俳道を
論じ犬菟玖葉集を著せり後松永貞徳、貞徳 細川幽齋の門人は淀川油糟などを著して
俳諧の法式を論じその門人に松江重頼、重頼 山本西民、西民 北村季吟などありて季吟の弟
子に松尾芭蕉を出したり是より先き松江重頼の門人に西山宗因といへる人あ
り大阪に於いて談林風と稱する一種の俳句を唱へたるが頼智輕妙を主として

卑俗の極端に走りたり而して和歌は依然として中古の形式を有し嚴重なる法式により極めて真面目なりき是に於て談林風の卑俗的極端と和歌の形式的極端とを折衷したるが如き所謂正風體の俳句を生ずるに至りぬ、その正風體の代表者は即芭蕉翁桃青にして其俳體は之を談林風の比すれば高潔にして且禪味を帯びたり

古池や蛙飛込む水の音 雲折々人を休める月見かな

その門人に板本其角、服部嵐雪、森川許六、向井去來、立花北枝、河合曾良、志田野坡、内藤丈草、各務支考、越智越人等ありて皆、多くの門人を有せり所謂蕉門十哲とはこれなり

- 月やあらぬ我身一つの影法師 松永貞徳
- 里人の渡りさふらふか橋の霜 西山宗因
- 元朝の見るものにせん富士の山 山崎宗鑑
- 元日や神代の事も思はるゝ 荒木田守武
- 花盛り子であるかるゝ夫婦かな 其角

- 文も無し口上も無しちまき五把 嵐雪
- 初雪やまづ馬屋から消そむる 許六
- いそがしや沖の時雨の眞帆片帆 去來
- いく人か時雨かけぬく瀬田の橋 丈草
- ひとつ葉や一葉ひとはのけきの霜 支考
- 來る秋は風ばかりでもなかりけり 北枝
- 浦風やともむをくづすむら千鳥 曾良
- 何事もなしとすぎゆく柳かな 越人
- はき掃除してから椿ちりにけり 野坡

○民間文學

元祿前後に於ける一大現象は民間文學と稱す可きものあるに至りたること是なり稗史、物語、實録類の著述を以て人の戲弄に供することは平安朝の頃より行はれしが、これはた禁中、及公卿の間にのみ專行はれたるものにして一般、人民の興からざる所なりき然るに織田信長の遺臣太田牛一、豊臣秀吉の遺臣大村由巳ありて各、故主の實録を著述して世に公にせしを始めとし太

閣記、甲陽軍鑑の類、漸次、發行せられ、戦國の猛將、勇士の傳記、大に世俗の愛讀を得て、遂に此等の著述を以て營業となす者あるに至り、追々、發達して、小説、戯曲の著作、盛に行はれ、終に一轉して、演劇に大影響を及ぼすに至れり、抑、演劇の起因は豊臣時代にありて、永祿の頃、行はれたる念佛踊りより發達したるものなり、當時、念佛踊りをなせし者に、名古屋山三、出雲の於國等、ありて、歌舞伎踊を始め四方を徘徊して、遂に芝居を京都に設け、阿波座の傀儡と共に、淨瑠璃に態度を付して行ひたるが、江戸幕府、興るに及びて、其徒、江戸に集りぬ、寛永の初に至り、猿樂、彦作と云ふ者あり、幕府に請ひて、日本橋の東、蘆原の曠地に、若衆歌舞を興行して、より、淨瑠璃、歌舞伎、芝居等、京都、及、江戸に流行し、當初、歌舞伎、芝居は、只、一齣の淨瑠璃を演ずるに止まりしが、元禄年中に至り、竹本義太夫、豊竹若太夫等、大阪道頓堀に芝居を開き、數齣を演じ、尋いで、近松門左衛門、竹田出雲等、出て、淨瑠璃の作者として、數齣の淨瑠璃を作るに至り、淨瑠璃、演劇、共に大進歩を爲せり、左に其一例を示さん。

國姓爺合戦(千里か竹の段)

船跡の末し、しらぬひの、つくしは雲にうづめとも、あとにおうこの神風や、千波万波を

おしきつて、時も違はず親子の舟、もろこしの地に着にけり、鄭芝龍一官は、古郷へ歸る唐錦、裝束引きかへ、妻子にむかひ、我が本國といひながら、時うつり代かはり、天下悉くりとう天が引いれにて、韃靼夷の奴となり、昔の朋友一族とて、誰を尋んやうもなく、司馬將軍吳三桂が、死生の様子もしれざれば、何を以て、義兵の旗をあげ、何處の一城に立籠るべき所もなし、然るに某、去ぬる天啓五年、此國を立のき日本へ渡る時、二年に成し、娘の子を乳母か袖に捨置きしが、其子が母は産落して、當座に死す、かくいふ父は、八重の鹽路の中たえて、いつ父母もしらぬ身が、そだてば、青つ草木の、雨露の恵に長する如く、天地の父母の助にや、成人して、今、吳將軍甘輝といふ大名、一城の主の妻と成る由、商人の便に聞及ぶ、頼む方は是計り、親を慕ふ心有て、娘さへ承引せば、雙の甘輝も安々と頼まるべし、是より道の程百八十里、打連れて、は人も怪しまん、我一人道をかへ、和藤内は母を具し、日本の獵船の吹流されしと頼智を以て、人家に慰ひ追付べし、是より先は、音に聞ゆる千里か竹、虎の住む大藪有り、それを過れば、薄陽の江、これ狸々の住む處、風景そびふし、高山は、赤壁とて、音東坡が配所ぞや、それよりは、甘輝が在城、獅子が城へは程もなく、其赤壁に待ちそるへ、萬事を示し合すべしと、方角とて、もしらぬ雲の、日影を心覺えにて、東西へこそ別れけれ、教に任せ、和藤内、人家を求め、忍ばんと、かひくしく母を負ひ、たつきも知らぬ岩が、ん石、古木の根ざし、瀧津波、飛越え、跳こえ、飛鳥の如く、急げども、未果しなき大明國、人里絶えて、廣々たる、千里か竹に迷ひ入る、和藤内ほうとくはなぬかし、なぶ母じや人、この髓骨に覺え有り、もう四五十里も来ませうが、人にも猛

にも逢ふことか、行けば行くほど、藪の中、ムク合點たり、方角しらぬ日本人、唐の狐がなぶるよな、ばかきばがせ、宿なし旅の行付次第、小豆の飯の相伴と、根柢大竹おし分け、稲み分け、猶奥深く行先に、怪しや數萬の人の聲、せめ鼓、らつばちやるめら高音をそらし、ひやうくとこそ聞えけれ、スハ我々を見替て、敵の取巻くせめ太鼓か、又は狐のなすわざかと、忙然たる其折ふし、空凄しく風起り、砂をうがちどうく、竹葉さつと卷きたて、ふきたる竹は銀のごとく、すましましなんども愚かなり、和藤内ちつとも、龍せす、ふめたり、扱は、異國の、虎狩なり、鐘太鼓はせこの者、爰は聞ゆる千里か、原、虎囀けば風起る、猛獸の所爲とおぼえたり、廿四孝の楊、香は、孝行の徳によつて、自然と透れし、惡虎の難、その孝行には劣るとも、忠義に勇むわが勇力、唐へ渡つて力始め、神力ます、日本が、双で向ふに大人氣なし、虎はおるか、象でも鬼でも、一トひしぎと、尻ひつからげ身繕ひ、母をかこうて立たるは、四天のし、王も、恐れつべうぞ見えてけり、案に違はず吹風と、共に暴れたる猛虎のかたち、ふし根につらなすり付く、岩角に爪磨き立、二人を目かけ、輝かゝるを事ともせず、弓手はなぐりめてに受け、もぢつてかくれば、身をかはし、挽めばひらりと乗うつり、上に成下に成、命くらべ、こん比べ、聲を力にふい、く、虎のいかり毛怒り、聲、山も崩る、如くなり、和藤内も大わらは、虎も半分毛をむしられ、兩方共に息つかれ、石上につつ立ば、虎も岩間に小首をなげ、大いさついたる、其響、ふいがう吹くが如くなり、母殿隆より走り出で、チャア、和藤内神國に生れて、神よりうけし、身體髮膚、畜類に出合、力立てして怪我するな、日本の地は離るゝとも、神は

わか身に五十鈴川、大神宮の御祓納受など、か、無からんやと、肌を守を渡さるれば、げに尤と押いたゞき、虎にさしむけ差上くれば、神國じんひの其不思議、たけりにたける勢も、忽尾を伏命せ、耳を垂れ、じり、と四足を縮め、恐れわな、き岩洞にかくれ入る、おづくなつかんで、はねかへし、打伏せ、ひるむところを乗つか、いり、足下にしつかとふまへしは、天の斑駒、素盞男の尊の神力、天照す神の威徳ぞありがたき、かゝる處にせこの者、群り来る其中に、大將とおぼしき者、大音上、チャア、うぬは、何國の風來人、我が高名を妨ぐる、其虎は、悉くも、主君右軍將りとう天より、難祖王へ、獻上の爲め、狩り出したる者なるぞ、早々渡せ、異議に及ば、打殺さん(下略)

○美術工藝の進歩

元祿時代は學問の進歩著かりしのみならず、美術工

藝の發達、又、著く名工、佳作、陸續として出でぬ、初、家康の駿府にあるや、諸藝の能者を召聚し、之を江戸に移し、祿を給して世業となさしめ、碁所、將碁所、土佐、狩野、兩繪所を置き、茶、湯、插花、猿樂、歌、等より大工、木鋸、漆工、鑄治、縫紉、皮革、等の諸工に至る迄、苟、一藝に長ずる者は、之を祿養して、其技を發展せしめしを以て、美術、工藝、漸次に發達し、綱吉に至り、華奢を好み、裝飾に意を止め、一般の風俗も、泰平の結果、奢侈に赴きたれば、元祿時代には、更に一層の進歩を呈せり、彫刻に於ては、左甚五郎を始めとし、其子、宗心、孫、勝政、相繼いで、顯はれ、畫家には、狩野派の祖、狩野元信、和漢兩様

を折衷して一派を立てしより其孫狩野守信^{ウツノノブタカ}最巧手にして法印に叙せられ海内獨歩の譽を博せり土佐光起^{ツクサミツタカ}寫生の術に巧にして其技、應舉の上^{オウキョウ}にありと稱せらる岩佐又兵衛^{イハサマサト}は狩野の畫風に依り浮世繪を始め英一蝶^{エイツツト}は揮毫自在、意匠借樂にして天品と稱せらる漆工も此時に至りて精巧の極に達し尾形光琳^{オノノリミツルイン}本阿彌光悅^{ホンアミミツエツ}青海勘七^{アヲカンシチ}等、其名高く織物は京都の西陣^{ニシジン}、上野の桐生伊勢崎^{ウツノキヲイセサキ}、武藏の秩父^{チチブ}を最とし陶器は明人陳元贊^{チンゲンゼン}、僧心越^{シンゴク}等、歸化してより其法を一變し尾張瀬戸に於て之を業とせしより其製品最、廣く世に行はれ世人、陶器を瀬戸物と稱するに至りぬ其他、加賀の九谷^{クニタニ}、京都の清水^{しみず}、肥前の有田^{ウツタ}、筑前の唐津^{カラハタ}等、皆精良なる逸品を製出するに至りたり

この外、刀劍の附屬品、及その彫刻の術も世の太平なるにつれて著しき産出を來し京都、江戸、加賀等に名工輩出し足利時代に有名なりし後藤家の子孫は、その白眉なりき之と同時に甲冑鞍轡等の製造も一層、美術的になりゆき鎌倉以來の明珠家、並に京都の岩井家などは世襲の名家なりき

製紙の業は家康の學問獎勵以來、文字を書寫すること甚急要となりしかば京都

紙屋川の檀紙より美濃紙、薄薯、雁皮、典具帳、諸口、杉原、烏の子、奉書等の諸紙、漸次諸方より製出せられ種々の色紙も漉き出され紙の原料たる楮、三椏の栽培も各地に行はるゝに至り京都、美濃、駿河、土佐、石見、地方は最著名なる紙の産地となりぬ製紙の業が斯の如く進歩せるは畢竟、活版術の進歩に伴ひ又、書寫の必要多大なりしに因る案するに我奈良朝、寶龜年間、稱徳天皇の御意によりて陀羅尼を刻せしめ給ひ平安朝に至りても彫像、及經文の活字いで來り鎌倉時代に至りても活字版を用ひ論語正義の木版^{キハタ}、今東京帝室博物館に在り^ア等、正平版の活字を出し貞治、應永、文明、明應、年間にも多くの版刻ありしが豊臣氏の末に至り角倉與一は伊勢、源氏物語、史記などを印刷したり徳川家康に至りては特に之を獎勵し以後、歴代の將軍、及諸侯、等も、木版を使用せり、かくて一面、文學復興の氣運につれ書籍の印刷、益、盛んに行はれ國文、漢文、脚本、讀本の類、續々版刻せられ遂には色摺の畫までも出で來り此術の名人も輩出し筆寫の勞を省き文學の復興に多大の利便を與へたり

次に建築術は世の太平なるに伴ひて特別の進歩を示し日光廟をはじめ秀忠以

下の廟所も漸次に建築せられ在來のものに比すれば華麗精緻の點に於て著き
進歩を示し或は壯嚴美麗を極め或は靜閑幽邃の趣を現はせり築城の事に至り
ては名古屋、熊本、乃至江戸城の如き宏壯堅牢なるものあり戰國の餘習として諸
將は兵を督するの法を移して工事を督し數萬の役夫を使ひて築城に従事した
れば諸侯の城池堅固なるもの多かりき

○武士の風尚

武士は幕府又は諸侯に仕へ世襲の祿を受け質朴にして廉
耻を重じ義勇を尙び營利の業を營むは下輩の事として之を賤み外出には大小
兩刀を佩び常に武術を習練せり兵法には武田流、北條流、長沼流の三派あり武田
流は甲斐の人小幡景憲、甲陽軍鑑を著して唱へし所、北條流は其門人北條氏長
が士鑑用法を著して始めし所なり然れども此等は皆淺陋にして深く學ぶの價
値なかりしに信州松本の藩士、長沼宗敬（宗敬）といふ者、大に之を慨き和漢の諸書を
通覽し兵要錄、握奇集解を著して長沼流を創めぬ弓術には日置流、吉田流あり劍
術は天正の頃、下總の人飯篠長威（飯篠）齋（齋）なる者ありて鹿島、香取、神秘の託宣なりと
稱して神道流を始め其門人、江戸に來り之を徹塵流と改めぬ是より先、永祿の頃、

下總の人神陰流を始め大和國、柳生の邑主、柳生宗嚴、其術を究め柳生流と稱し其
子宗矩は秀忠、家光の師となりぬ戰國の末に新免無二齋（無二）なる者、十手、刀術の達人
なりしが其子政名は宮本無三四と稱し短刀を以て十手に換へ二刀流を創めた
り馬術には大坪流、小笠原流あり刀槍術には寶藏流、大島流、種田流ありき、寶藏流
は奈良の寶藏院の法印胤榮が創めたる所にして鎌槍を用ふるの流なり砲術は
紀伊の津田監物が薩摩の種子島に至り精研十餘年を費して弘めし所なり天正
の際に至り田村宗鐵（宗鐵）、稻富一夢（一夢）、伊安見隱岐、各一家を開き宗鐵は家康に仕へ子
孫、其業を繼げり、一火流は泊一火が種子ヶ島に赴き開研して開きし所、田布施流
は田布施忠宗が南蠻に至りて傳へし所なりといふ柔術は明人陳元贊の傳へし
所にして家光の時に至りて制剛流、關口流ありき、武士は常に是等の武術を研磨
し諸國を遊歴し山處、野宿して筋骨を鍊り心膽を養へり之を武者修業といふ、さ
れば殺伐の氣、おのづから士風を成し互に技を争ひ術を競ひ或は決闘して死す
るに至りぬ従つて復讐も往々行はれ伊賀越の仇打（仇打）、文市谷の仇打（仇打）、文赤穂義
士の復讐（復讐）、十五等は其最有名なる者にして伊賀越、仇打とは渡邊數馬（數馬）の備前が荒木

又右衛門の助を得て數馬の父の仇なる川合又五郎を伊賀の上野に殺せしを云ひ市谷仇打とは奥平源八主從都野國字が其父の仇なる奥平隼人主從を江戸の市谷に殺したるを云ひ赤穂義士の復讐とは播磨國赤穂の浪人大石良雄等、四十七人が舊主淺野長矩の爲に吉良義央を殺したるを云ふ當時復讐も許可を得て行ひたる者には刑を加へずして士道を獎勵したり斯の如き尙武の氣風も元祿以後に至りては久しき太平に軟化せられて漸衰頽に赴き士人多くは優柔華美の風に感染し遊惰逸樂を事とし遂には淨瑠璃芝居などに耽醉する者甚多きに至りたり

○諸侯の往來

諸侯の往來は當時最壯觀を極めたるものにして參觀交代の時は勿論のこと凡て往來には各其家の格式に應じて幾多の趨從を率ゐ槍、刀、挾箱、弓、鐵砲、牽馬より茶、辨當に至るまで秩序整然たる列をなして進行せしなり而して其由來する所を索むれば遠く平安朝の末にありて源平、二氏の起るや從兵を率ゐて往來し前驅、後乘、行列をなしたるより始りぬ足利氏の初、山名、赤松の諸氏は各數國を領し其上京の時には二三百騎を從へ關原役の後、加藤清正は

精兵三百人を從へて往來せり元和假武の後に至りては小藩も數百人を率ゐ大藩は數千人を率ゐ到る處の宿驛に人馬充滿し前發、後起、數日絶えず江戸市内、平日の行列にも從者、百人を下らざりき行列の眼目とも稱すべきは槍、挾箱にして槍は羅紗、革、又は羽毛を以て其鞘を飾り諸藩、各鞘形を異にし紋と同じく其家の徽號となりぬ挾箱は更衣の用意にして黒塗の箱に其家の金紋、黄紋を畫き槍と共に輿前に行く故に又、先箱とも稱せり諸侯の江戸に到るや衆、先、其槍鞘、及、箱紋を望みて其何侯なるかを知りぬ、かくて元祿以後は諸侯、各、行列の美を競ひ各地の工藝、盛に興るとともに行列、器具の裝飾は燦然として路に耀くに至りぬ而して東海道筋は往來、特に頻繁なりしを以て其宿驛は皆、頗、殷富を致せり

○衣服、裝飾

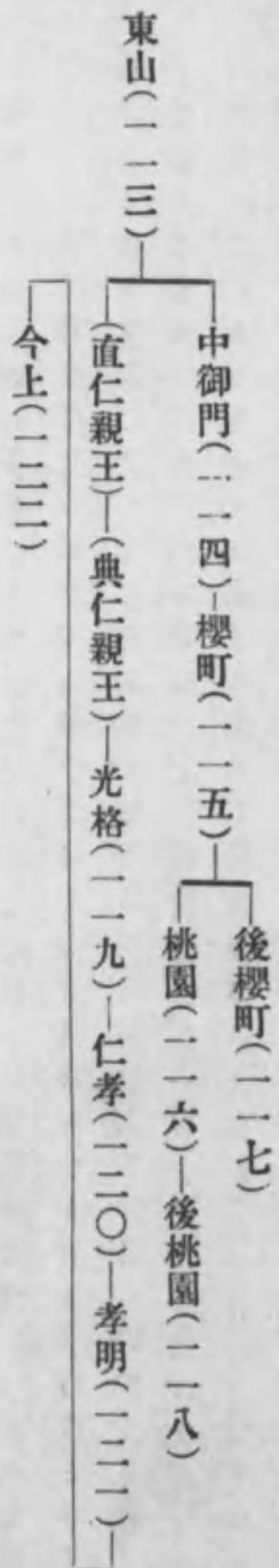
幕府の初代に於ては上下一般に質素にして衣服は禮服に東帶、衣冠、直衣、狩衣、大紋布衣、素袍、上下、等あり、上下にも、又、長袴あり旗下以上の士、之を着し中流以上の男子外出するに當りては扁平なる編笠を戴きしも庶民は露頭にて往來するもの多かりき然るに元祿時代に至り貨幣の品位下落したる結果として米價、甚しき騰貴を來し米祿を受くる旗本、家人、等の收入、頗に膨大せし

より家計、豊富となり市中の百物流通して上下、華奢の風、増長せり初、旗本、及家人等の住する番町、四谷等の宅地は樹木、藩籬の間に茅舎を構へて住居せしのみなりしが此時に至り蒼瓦、白壁、相望み邸宅の觀、一變するに至りぬ又、從來、中以上の婦人は下げ髪をなし其上に衣を被り市街を通行する婦女等、一般に笠を戴きたるものなりしが漸、結髪の風起り種々の鬘流行せり、しかも未、鬘付油、笄、元結、等の類なく僅に粗末なる櫛あるのみなりしに元禄の頃に至り髮油、鬘付油、長かもじ、平元結、笄、挿櫛、釵、前、髮立、紅粉、白粉、際墨、等を用ゐるに至り帯は從來、幅狭く反物の幅、三分一を用ひしに此時に至り全幅の絹を用ゐる往來には市女、笠にかへて日傘を携へ雪踏、桐下駄、駒下駄などを穿つことも漸く行はれたり然れども下流社會に至りては尙、頗、質素にして衣服は木綿に限り多くは跣足を常とし草履を穿つものすら稀なりき

第十期 德川時代後期

紀元二二七〇
二二七六

皇位繼承第十三表



第一章 幕府の中興

新井君美、徳川吉宗の治、實學
及殖産奨勵、田沼意次の執柄

○綱吉の弊政 五代將軍綱吉は識見あり學を好み大義に通じ徳川氏の治に一段の文飾を加へたりと雖、晩年、漸、政務に倦み柳澤保明を寵して之に萬事を託せしより幕政、漸、衰へぬ初、綱吉が館林にありし時より保明、之に仕へて近侍たりしが累進して遂に諸侯に列せられ寵任、日に益、厚く松平吉保と改名せしめ將軍、數、其邸に臨みて飲宴せしかば保明が權威、内外を傾け大小の侯伯、其門に伺候

せざるはなかりき既にして綱吉世子を喪ひ百方子を擧げんことを希ひ寺院を建て祈禱を行ひ護持院を廓内に建て其生年戌に當るを以て護持院僧隆光の言を信じて諸の殺生を禁制し殊に犬を愛し日に米數百石を費して狗十萬頭を飼養し吏に命じて之を監せしめ犬を傷殺せる者をば嚴刑に處せり世よりて綱吉を犬公方といへり是に於て關原の役後凡百年にして幕政頗衰廢せり然れども綱吉終に子なく兄綱重の子家宣を立て嗣となし在職二十九年にして紀元二三四九年寶永薨せり

小宮山綏介氏の徳川太平記は記事通俗にして要領を得材料亦恰當なり、その文章實實にして實況目前に見るが如く、全部十二巻とも皆寫實なつとめ初學者にとりては玩味ある書なり左に其一部(生類御憐の禁令の條)を抜抄して參考に供す

生類憐みの法度は前條に云るが如くもと奸僧隆光が一言より出て竟に當將軍一代の大典となり獸畜を憐むの餘り人を殺して顧みざるに至れり其法令及、その事によりて生ぜし事とも左に擧ぐ貞享二年九月十九日馬の筋をのぶるを嚴禁せらる十一月七日鳥類貝類海老等今後庖厨に用ふべからず但し公廨に饗賜するは此限にあらすと令せらる同三年二月三日馬の尾を巻くことを停めらる七日馬の尾くきを切り燒飯當ることを禁せらる以上諸令にその端緒は見えたれども未だ諸國一般の

にあらす同四年正月廿八日總て人畜或は牛馬畜その外とも生類重くなやめば未だ死せざる中に捨るよしさる不届のふるまひするものあらば嚴に咎めらるべし密にさるわざするものあらば訴出べしその黨類なりとも罪をゆるし賞賜あるべし貧賤にして養ひがたきものは其支配へ訴出へしと令せらる此に至て始て諸國一同の法令となれり二月廿七日に食料の爲魚鳥を養置うりひさくと今後堅く禁すべし雖もこれに同じ但し玩弄の爲に飼ふとは許すへしと令せらる三月廿六日生鳥飼ふと禁すへし鸞鷲并に唐鳥など山野に栖なれざるは其儘に置べし雖を絞殺して賣買すへからず筒を設け魚を畜置て賣べからすと令せらる四月九日前令に背きて病馬を棄し武州寺尾田代場兩村のもの十人を遠流に處せらる向後は死刑にも處せらるべしとなり始て生類の爲に利を受しものあり十一日に禽獸の類人の傷つけたるあらば訴出べし禽類互にきすつけたるは訴出るに及ばずよく養育すべし三十日中門を守れる持筒頭支配の賤吏門上の鳩を磔にて打たりとて與力同心悉く遠慮せしめらる元禄元年五月三十日小細工奉行大類次郎兵衛生類憐みの令に背きしとありとて其子三人手代まで追放せらる小人某は鳩鳥に磔を打しとて父子追放せらる六月廿一日、鷹坊の黄鷹鶴廿三摺を入間高麗兩郡の山麓へ放たしめらる七月廿一日同二十摺を河越の山邊へ放たる同二年二月廿七日病馬を棄たる陪臣十四人農民廿五人を神津島に流さる同四年十月廿四日蛇使ひ井に犬猫鼠等總て生類に毒を教へ見世物とするを禁せらる同六年四月三十日遠國にて猪鹿獺あるときは無丸銃にて打